

林野庁令和5年度補正予算事業 木材製品の消費拡大対策事業費補助金
(外構部等の木質化対策支援事業)

外構部等の木質化対策支援事業 事業報告書

令和7年3月

全国木材協同組合連合会

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

令和5年度補正予算 外構部等の木質化対策支援事業 事業報告書

第1章 事業の目的及び内容	2
1-1 事業の目的	
1-2 事業の内容	
1-3 事業の実施体制	
第2章 事業の実施概要	5
2-1 企画運営委員会	
2-2 公募の実施等	
第3章 事業の実績	13
3-1 外構実証型実証事業	
(1) 申請及び採択の実績	
(2) 事業で使用された木材の内容	
ア 木材の使用量	
イ 木材の種類	
ウ その他	
3-2 企画提案型実証事業	
(1) 申請及び採択の実績	
(2) 事業で使用された木材の内容	
ア 木材の使用量	
イ 木材の種類	
(3) 過年度実施事業の現地視察による確認結果	
(4) 成果報告会の開催	
第4章 事業で得られた成果と普及に向けた課題	19
4-1 外構実証型実証事業	
4-2 企画提案型実証事業	
第5章 普及・広報活動	69
5-1 全国規模での普及・広報活動	
5-2 地域木材団体における普及・広報活動	
(巻末)	
・外構部等の木質化対策支援事業 企画提案型実証事業 成果報告会 資料	
・様式7号(外構部等の木質化対策支援事業(外構実証型事業)公募及び実施要領 第14関係)外構部等の木質化の実証で得られた情報等に関する報告書	

第1章 事業の目的及び内容

1-1 事業の目的

本事業は、「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年 12 月8日TPP等総合対策本部決定)に即し、これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物における木材利用を促進するため、建築物の外構部及び外装の木質化により、木製外構等の認知度の向上や木製外構等に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的とする。

1-2 事業の内容

本事業では、これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心に木材の需要を創出するため、実証事業及び普及に係る取組を行った。

実証事業では、建物の外構部において耐久性処理をした木材を利用し木塀、ウッドデッキの実証を行う「外構実証型実証事業」と建築物の外構部及び外装の木質化における先進的な取組の効果又は広く普及効果を実証する「企画提案型実証事業」を実施した。

また、普及に係る取組としては、ホームページや SNS を積極的に活用して、設計者や工務店等の施工者に対し外構部等の木質化対策支援事業に係る情報提供を行うとともに広く一般消費者に対し、外構部等の木質化のメリットや意義などを発信し需要拡大の機運を高めた。

1-3 事業の実施体制

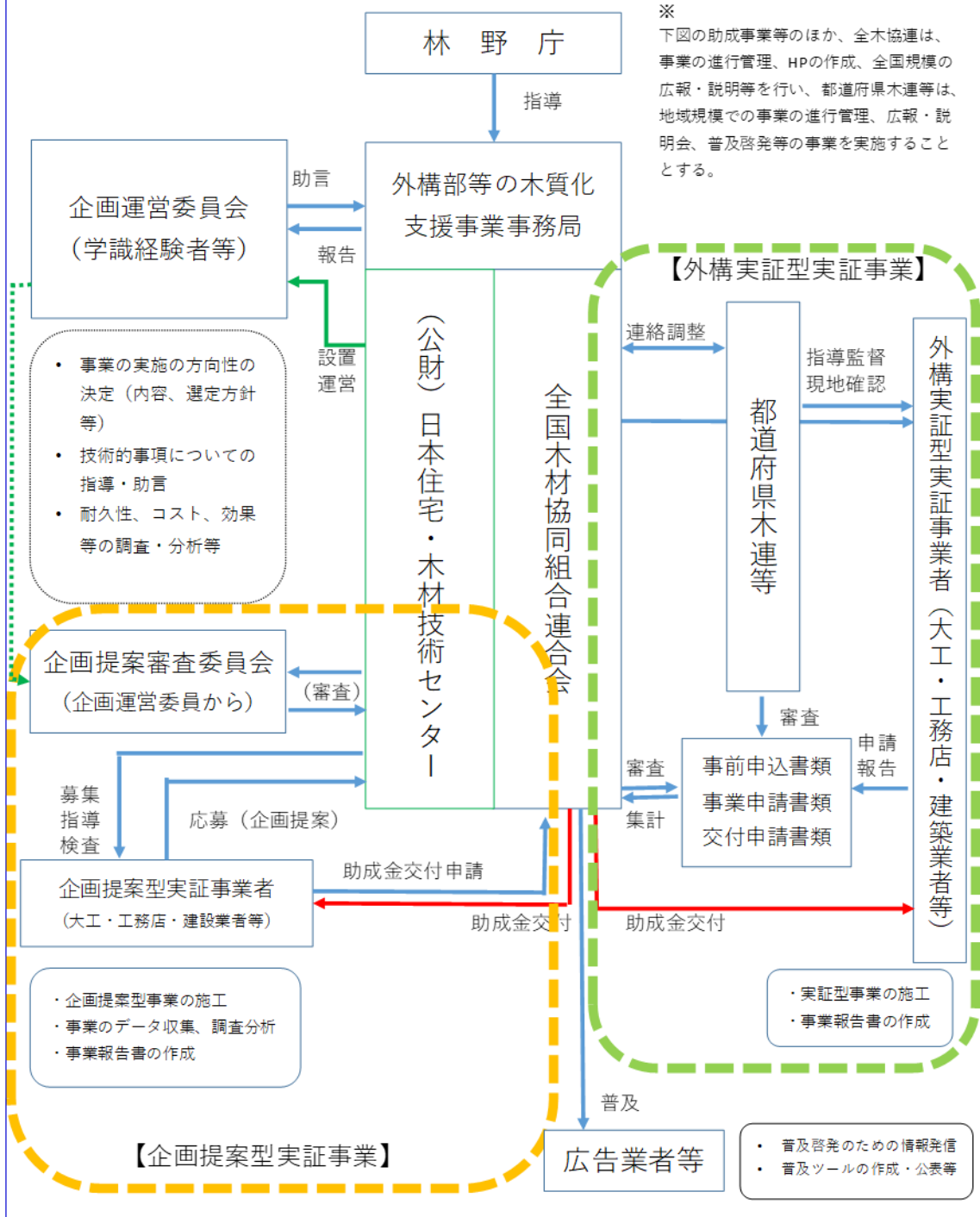
外構実証型実証事業については全国木材協同組合連合会(以下「全木協連」という。)に、企画提案実証事業については公益財団法人日本住宅・木材技術センター(以下「住木センター」という。)にそれぞれ事務局を設置し、募集、審査、助成を行ったほか、外構実証型実証事業については全木協連の構成員である地域木材団体と協力し、より効果的な事業運営を図った。

具体的な実施内容

1. 事業実施の方向性等の検討のため、建築物の外構部及び外装の木質化についての知見を有する学識経験者等により構成される企画運営委員会の設置
2. 企画運営委員会で定めた方向性の下、外構実証型事業の公募、審査、選定、通知を実施
3. 2 により選定された外構実証型事業者に対して事業の進行管理、指導監督、検査、助成等を実施

4. 企画提案型実証事業の公募を行い、審査委員会の助言のもと審査・選定・通知を実施
5. 4 により選定された企画提案型実証事業者に対して事業の進行管理、指導監督、検査、助成等の実施
6. 実証事業の実績を踏まえ、建築物の外構部及び外装の木質化に係るコスト(調達・設置・維持管理等)、木質化の効果、事例等について分析の実施
7. 外構施設をはじめとした木材利用拡大のための普及・広報活動を実施
8. 本事業の成果等を取りまとめた報告書を作成

令和6年度外構部等の木質化対策支援事業事業実施体制



第2章 事業の実施概要

2-1 企画運営委員会

(1) 委員会メンバー

委員長	木口 実	日本大学 生物資源科学部 森林学科 教授
委員	青井 秀樹	(国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 木材利用動向分析担当 チーム長
	石川 敦子	(国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所 木材研究部門 木材改質研究領域 領域長
	大谷 忠	東京学芸大学大学院 教育学研究科 教授
	加藤 永	(一社)日本木造住宅産業協会 専務理事
	関澤 外喜夫	日本木材防腐工業組合 専務理事
	藪崎 公一郎	静岡県木材協同組合連合会 専務理事

(2) 委員会開催内容

○第1回

日時:令和6年4月16日(火)14:00~15:40

場所:Web 会議

出席者:木口委員長、青井委員、石川委員、大谷委員、加藤委員、藪崎委員

議題:令和6年度外構部等の木質化対策支援事業の進め方について

- (1) 外構部等の木質化対策支援事業について
外構部等の木質化対策支援事業の概要、実施体制、スケジュール等について確認した。
- (2) 企画運営委員会について
企画運営委員会の設置目的、開催予定等について確認した。
- (3) 外構実証型実証事業の実施について
外構実証型実証事業の実施(①申込受付の説明、②塀・デッキの定義等)について審議を行った。
- (4) 企画提案型実証事業の実施について
企画提案型実証事業の実施(①使用木材調達期間の拡大、②応募説明会等)について審議を行った。
- (5) 企画提案型実証事業の審査委員会及び審査方法について
審査委員会の委員構成及び審査方法等について審議を行った。
- (6) 外構部の木質化に関する普及啓発等について

外構部の木質化に関する普及啓発等(①パンフレットやウェブサイトの活用、②過年度実施事業の視察等)について審議を行った。

○第2回

日時:令和6年10月3日(木)14:10~15:15

場所:Web 会議

出席者:木口委員長、青井委員、石川委員、大谷委員、加藤委員、関澤委員、
藪崎委員

議題:令和6年度外構部等の木質化対策支援事業の執行状況等について

- (1) 外構実証型実証事業の実施状況について
遂行状況等(①応募状況、②採択見込等)について報告・審議を行った。
- (2) 企画提案型実証事業の実施状況について
募集結果等(①採択結果、②成果報告のとりまとめ等)について報告・
審議を行った。
- (3) 普及啓発について
普及啓発活動(①情報発信の効果等)について審議を行った。
- (4) 報告書の構成について
事業報告書の構成(①外構実証型実証事業の分析、②過年度実施事業
の視察結果等)について審議を行った。

○第3回

日時:令和7年3月10日(月)14:00~15:55

場所:Web 会議

出席者:木口委員長、青井委員、石川委員、大谷委員、関澤委員、藪崎委員

議題:事業の進捗報告、事業報告書のとりまとめについて

- (1) 外構実証型実証事業について
遂行状況、結果分析等について報告・審議を行った。
- (2) 企画提案型実証事業について
遂行状況について報告・審議を行った。
- (3) 普及啓発の取組みについて
取組結果について審議を行った。
- (4) 令和6年度の事業の評価について
令和6年度の事業の評価を行った。

(5) 報告書の作成について

事業報告書(案)について報告・審議を行った。

2-2 公募の実施等

(1) 外構実証型実証事業

外構実証型実証事業では、①Web 会議で、事業内容の検討状況等を説明、②全木協連ホームページで、事業のスケジュール等の「お知らせ」を行い、③同じくホームページで、各種ガイド(事前申込ガイド、事業申請ガイド、交付申請ガイド、Q&A)を案内して、都道府県木連や事業申請を検討している事業者等に向けて周知、PRを行った。

令和6年度 都道府県木連事務局担当者打合せ次第

開催日時 令和6年4月15日(月) 14:00~16:00

開催方法 ZOOMによるWEB会議

出席者 各都道府県木連 専務理事 事務局長 担当者
全木連 担当者

1 開会

2 議題

- ① 外国人材関係及び労働安全関係
- ② もりんく関係
- ③ クリーンウッド法関係(口頭説明)
- ④ 全木協連事業(共同事業、福利厚生事業、利子等助成事業等)

質疑応答

- ⑤ JAS 構造材実証支援事業
- ⑥ 都市における木材需要拡大事業
- ⑦ 花粉症対策木材利用促進事業
- ⑧ JAS 製材サプライチェーン構築事業(口頭説明)
- ⑨ 外構部等の木質化対策支援事業
- ⑩ 普及事業について
- ⑪ 新たな表彰制度について
- ⑫ 補助事業に係るJASマークの確認について

質疑応答

3 その他

4 閉会

①Web 会議の資料例

令和6年度の外構部等の木質化対策支援事業（外構実証型事業）のスケジュールのご案内

2024.4.17

令和6年度の外構部等の木質化対策支援事業（外構実証型事業）のスケジュールは以下のとおりです。

なお、詳細については、4月22日の選にお知らせしますので、それまでは、補助事業事務局へのお問合せはご遠慮願います。
また、今年度も令和5年度同様、交付すべき助成金の額については、応募状況に応じて、一部減額※1して確定する場合があります。

※1令和5年度は、事業申請額総額が助成額を上回ったため、交付決定額の確定に当たり、
交付申請額の査定額（万円未満を切り捨て）×0.84（注：確定に当たり、万円未満を四捨五入）
で算出した額を交付決定額として、交付決定通知書により通知しました。

○申請を検討されている皆様へのお問い合わせ

令和5年度の外構部等の木質化対策支援事業（外構実証型事業）では、事前申込を1回のみ行いました。

その結果、250件の事前申込をいただきました。このうち、22%の54件が事前申込段階で不承認となっております。

不承認の理由としては、

- ① 事業申請がなかった : 43件
- ② 重複申請※2 : 5件
- ③ 要件未達 : 4件
- ④ 施主都合、予算超過 : 2件

となっており、「とりあえず事前申込をしておくか」といった安易な申請が見受けられました。申請を検討されている皆様にあっては、十分な事前検討・準備をお願いいたします。

※2事務局で、事前申込内容を確認した際に不備な点等があれば、申請者にメール等で確認しますが、指図を受けた申請者が申請済みの内容を修正することなく、新たな申込みを行ったためによりです。

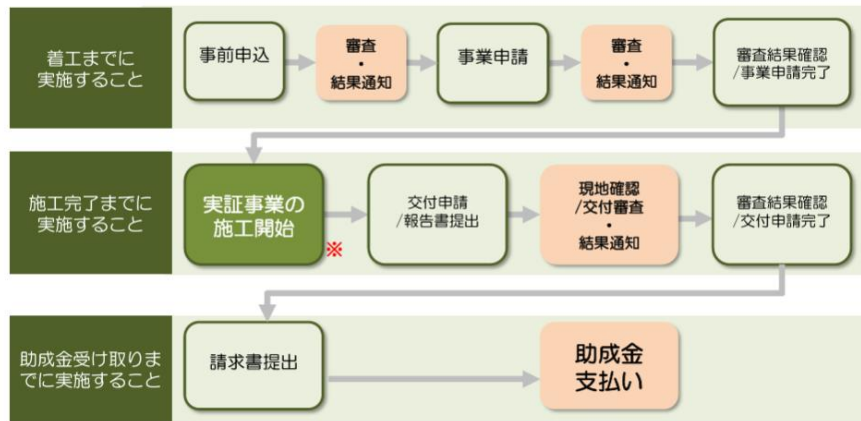
○スケジュール（現時点の予定）

- 1 事前申込の受付
令和6年5月27日～令和6年5月31日
（期間内の申し込みは全部受け付けます。審査後、承認又は不承認の連絡を行います。）
- 2 事業申請の受付（事前申込で承認を受けた案件のみ受け付けます。）
令和6年6月下旬から5日程度
- 3 交付申請の受付
令和6年8月上旬から3カ月程度
- 4 募集規模
1の期間内で、全数受付
- 5 その他
 - ①事前申込は、1事業者につき2件限りとし、
・1事業者が3件以上申請した場合は、3件目以降は不採択となります。
・同一物件の重複申請は不採択となります。
 - ②令和6年度は1回のみ募集を行います。

②ホームページにおけるPRの例



2 申請の流れ | フロー図



※ 採択された外構実証型事業の内容の変更が見込まれる場合は、交付申請書を提出する前に、工事内容の変更に係る資料を全木協連に対してメールで提出し、その指示を受けなければなりません。この場合、全木協連が軽微な変更でないか判断した場合は、変更承認申請書（様式5号-1）を全木協連にメールで提出しなければなりません。
→公募及び実施要領第13
・ 詳しくは、外構部等の木質化対策支援事業ホームページに情報を更新していきますのでご確認ください。

③ホームページにおける各種ガイドの例（事前申込ガイド）

なお、申請手続きについては、これまで4年間電子申請にて行っていたが、今年度は予算の都合上、郵送及びメールでの受付による実施に変更した(今年度の募集は1回限り)。

1) 事前申込

期間 令和6年5月27日(月)0時から5月31日(金)17時まで

手順 外構実証型実証事業への申請を希望する者から、外構実証型実証事業助成金事前申込書(様式1号-(1))に従い、会社・申請者情報、事前申込情報(既存建物の有無、住宅区分、施設区分、施設所在地(都道府県)、木材使用量、延長又は床面積、申請予定額等)を入力し、事務局宛てメールにより提出があった。

2) 事業申請

期間 令和6年6月24日(月)0時から6月28日(金)17時まで

手順 1)で事前申込の承認を受けた者であって外構実証型事業を実施しようとする者から、外構実証型実証事業助成金事業申請書(様式1号-(2))及び事業申請に必要な添付資料について、全木協連に郵送で提出があった。併せて、外構実証型実証事業助成金事業申請書の電子データについて、全木協連にメールで提出があった。

これらについて、「公募及び実施要領」(以下「公募要領」という。)で示した木材使用量、事業量(延長又は面積)、使用する木材(耐久性処理等)、見積整備費、クリーンウッド法の登録事業者の有無など、公募要領の規定を満たしていることを確認し、その後、図面、事業者と施主の誓約書などについて書面審査を行った。

3) 交付申請

期間 令和6年8月1日(木)0時から11月15日(金)17時まで

手順 外構実証型事業者から、外構実証型実証事業助成金交付申請書(様式6号)及び交付申請に必要な添付資料について、全木協連に郵送で提出があった。併せて外構実証型実証事業助成金交付申請書の電子データについて、全木協連にメールで提出があった。

これらについて、公募要領で示した木材使用量、事業量(延長又は面

積)、使用する木材(耐久性処理等)、実際の整備費、クリーンウッド法の登録事業者の有無など、公募要領の規定を満たしていることを確認し、その後、図面、木材利用計算書などについて書面審査を行い、交付決定等の事務処理を行った。

4) 現地検査



現地検査については、交付申請をされた事業 127 件のうち当初 39 件の実施を予定したが、審査の結果不採択又は取下げとなった8件を除く 31 件について、該当府県木連により現地検査を行った(実施率 24.4%)。このうち、5県5件については、事務局と該当県木連で合同の現地検査を行った。



現地検査では、交付申請書類と実際の施設との差異がないかの確認を行った後、主に寸法、耐久性処理に差異がないかの確認を中心に行ったところ、1件について、事業申請時の採択図面どおりの施工が行われていない※ことが判明したので、検査を「不合格」とした。なお、このことは、公募要領第 17 の(2)に抵触するため、本件を不採択とした。

※1 デッキに関して、現地の長さが 0.923m (一部 1.04m) で設計長さ 1.20m に大きく足りていない。なお、交付申請時に申請者からは 1.12m との報告があった。

2 公募要領第 13 の(1)に基づく変更相談を1度受けたが、①デッキの長さ(奥行方向)に関する相談がなかった、②計画では8枚の板を並べて施工することとなっているが、現地は6枚(一部7枚)での施工となっており、この点についても相談がなかった。

No. 2	全景	起点	終点
延長			
高さ			

	束	大引	床板
幅			
厚			

	幕板
幅	
厚	

現地検査の様子（合格案件）

(2) 企画提案型実証事業

1) 募集及び採択

期間 募集期間: 令和6年4月26日(金)～令和6年6月26日(水)

手順 提出された応募書類の審査を行い、採択候補事業を決定した。審査にあたり、応募者が応募書類について説明する場として、令和6年7月3日(水)に提案会を開催した。審査では、事務局により公募要領の要件に適合することが確認された事業について、審査委員会の委員が実証内容の実現可能性や妥当性、実証内容の新規性や先駆性、実証成果の効果、木材の使い方、維持管理計画の妥当性の5つの観点で採点を行った。その後、審査委員会にて再評価を行い、審査委員会の評価結果と助言を元に採択候補事業を決定した。8事業の応募があり、3事業を採択した。

①審査委員会メンバー

委員長	石川 敦子	(国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所 木材研究部門 木材改質研究領域 領域長
委員	青井 秀樹	(国研)森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長(木材利用動向 分析担当)
	大谷 忠	東京学芸大学大学院 教育学研究科 教授
	木口 実	日本大学 生物資源科学部 森林学科 教授
	町田 初男	元 群馬県林業試験場 主任研究員
	山田 誠	(一社)建築性能基準推進協会

②委員会開催内容

○第1回

日時:令和6年7月3日(水)14:00~16:30

場所:Web 会議

出席者:石川委員長、青井委員、大谷委員、木口委員、町田委員、山田委員

議題:応募事業の内容確認、応募者との質疑応答等(提案会)

○第2回

日時:令和6年7月9日(火)14:00~16:00

場所:Web 会議

出席者:石川委員長、青井委員、大谷委員、木口委員、町田委員、山田委員

議題:採択候補事業の審査等

2) 交付決定

期間 令和6年7月19日(金)~令和7年1月14日(火)

手順 交付申請は書面での審査を行った。交付申請内容が事業申請時の提案内容に沿っているか、助成対象外の経費がないかなどの確認を行い、3件の交付決定を行った。

3) 現地検査

全ての事業について現地検査を行った。現地検査では、申請書類のとおり施設が整備されていることを確認した。

第3章 事業の実績

3-1 外構実証型実証事業

(1) 事前申込の状況と採択数

233 件の事前申込があり、うち 154 件を承認し、79 件を不承認とした。なお、不承認の内訳は事業申請無 52 件、取下げ 15 件、要件未達8件、重複申請2件、書類不備対応無2件であった。

(2) 申請及び採択の実績

①事業申請数

154 件の事業申請があり、うち 127 件を採択し、27 件を不採択とした。なお、不採択の内訳は要件未達 12 件、交付申請無9件、施主都合4件、事業申請書類不備2件であった。採択した 127 件の内訳は以下のとおりである。

(内訳)

施設	住宅	非住宅	計
木塀	104(91)	14(8)	118(99)
ウッドデッキ	30(25)	6(3)	36(28)
計	134(116)	20(11)	154(127)

注) 裸書きは事業申請数、()内は採択数

②交付申請

127 件の交付申請があり、うち 113 件を交付決定し、2件を不採択、12 件を取下げ承認した。なお、不採択の内訳は現地検査不合格1件、交付申請書類不備1件であった。交付決定した 113 件の内訳は以下のとおりである。

(内訳)

施設	住宅	非住宅	計
木塀	82	7	89
ウッドデッキ	21	3	24
計	103	10	113

(3) 事業結果

①概要

今年度は、交付決定数として 113 件の実証事業が行われ、内訳は木塀が 89 件(79%)、ウッドデッキが 24 件(21%)であった。なお、昨年度の交付決定数は 158 件(木塀 138 件、ウッドデッキ 25 件)であったが、今年度の交付決定数 113 件の減少幅 45 件のうち 44 件が木塀であり、取組数として木塀が大きく減った結果となっ

た。

また、塀では住宅の比率が 92%、ウッドデッキでは住宅の比率が 88%であり、全体の 91%が住宅用であり、住宅用の占める割合が昨年度より 16%増えた。

また、クリーンウッド法の登録木材関連事業者が関わった事業は 107 件(95%)であり、昨年度より4ポイント増えた。

なお、県別の交付決定件数・額の内訳は次頁の表のとおりであった。

表に示したとおり、鹿児島(25 件)、宮崎(19 件)、富山(8 件)、静岡(8件)、栃木(6件)、熊本(5件)の上位6県で 63%を占めた。このうち富山県が 7 件増であったのに対して、宮崎県が 34 件減と大きく減らした。

特に、今年度は助成件数がゼロの県が 23 道府県あり、昨年度の 22 府県とほぼ同じであり、高止まりの状況にあった。

このうち、北海道、岩手県、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、石川県、長野県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県の 16 道府県は、事前申込があつたが審査の過程で不採択になった。

また、秋田県、山形県、山梨県、滋賀県、佐賀県の5県は、過去いずれかの年で申請があつたので、今年度は事前申込の準備が整わなかったと推察される。

残りの青森県、沖縄県の両県は、施主が無処理材による施工を希望する、外構部に従来から木材があまり使用されていないなどの理由から、今年度も事前申込自体がなかった。



木塀の施工例



ウッドデッキの施工例

令和6年度外構実証型実証事業 県別交付決定数・額

(単位：件、万円)

県	交付決定数			交付決定額		
	住宅	非住宅		住宅	非住宅	
8 茨城県	1	0	1	43	0	43
9 栃木県	4	2	6	209	177	386
11 埼玉県	1	0	1	48	0	48
13 神奈川県	1	0	1	21	0	21
15 東京都	1	0	1	34	0	34
16 新潟県	2	0	2	115	0	115
17 富山県	8	0	8	478	0	478
19 福井県	2	0	2	35	0	35
21 岐阜県	4	0	4	260	0	260
22 静岡県	7	1	8	325	164	489
23 愛知県	3	0	3	217	0	217
26 京都府	1	2	3	58	199	257
29 奈良県	2	0	2	63	0	63
32 島根県	1	0	1	45	0	45
33 岡山県	2	0	2	44	0	44
34 広島県	2	0	2	136	0	136
36 徳島県	4	0	4	432	0	432
37 香川県	3	0	3	138	0	138
38 愛媛県	1	1	2	35	34	69
39 高知県	4	0	4	111	0	111
43 熊本県	5	0	5	285	0	285
44 大分県	2	2	4	255	118	373
45 宮崎県	18	1	19	1,758	179	1,937
46 鹿児島県	24	1	25	2,545	160	2,705
合計	103	10	113	7,690	1,031	8,721

②事業における施工コスト分析

・木塀の施工コスト分析

平均値/件	施工費	1,370,341 円/件 (対前年度比 88%)
	うち木材費	478,196 円/件 (" 87%)
	(助成費	878,427 円/件) (" 82%)

木塀の施工費に占める木材費の割合は 34.9%であった。

なお、施工費などが対前年9割弱になったのは、1件当たりの施工延長が 45.03 m/件と、昨年度の 55.45m/件の 81%になったためと考えられる。

・ウッドデッキの施工コスト分析

平均値/件	施工費	834,624 円/件(対前年度比 59%)
	うち木材費	262,088 円/件(// 42%)
	(助成費	376,250 円/件)(// 46%)

ウッドデッキの施工費に占める木材費の割合は 31.4%であった。

なお、施工費などが対前年4割～6割になったのは、1件当たりの施工床面積が 19.70 m²/件と、昨年度の 47.23 m²/件の 42%になったためと考えられる。

③事業で使用された木材の内容

ア 木材の使用量

・事業全体	223.20 m ³
うち塀	192.60 m ³
うちデッキ	30.60 m ³
・平均使用量	1.975 m ³ /件(対前年度比 77%)
うち塀	2.164 m ³ /件(// 86%)
うちデッキ	1.275 m ³ /件(// 44%)

イ 木材の種類

・国産材(複数樹種使用あり)	
スギ	98 件
ヒノキ	25 件
・外国産材	
ホワイトウッド	2件

3-2 企画提案型実証事業

(1) 申請及び採択の実績

- ・事業申請数(うち採択数) 8件(3件)
- ・交付決定数 3件

(交付決定事業一覧)

実証事業者名	実証事業名
堀正製材・建設	次世代スギの利用を想定した外構材への提案（年輪幅の広い杉材を使用した外構材の技術提案）
菊池建設株式会社	スギ・ヒノキ・アカマツ圧密材を用いた外装木質化における温熱環境の検証及び高圧縮材の外装床利用の検証
越井木材工業株式会社	御堂筋の道路空間再編・滞在空間化における熱処理木材活用による木質化休憩施設等整備プロジェクトの実証

(2) 事業で使用された木材の内容

ア 木材の使用量 33.5 m³

イ 木材の種類 使用した樹種はスギ2件、ヒノキ2件、アカマツ1件(複数樹種使用あり)であった。

(3) 過年度実施事業の現地視察による確認結果

企画提案型実証事業 審査委員会による過年度実施事業の視察を実施した。視察対象とした事業は審査委員会へのヒアリングや設置環境等をもとに選定した。視察を通じて、整備してから年月が経過した施設に生じた変化や設置後から現在までの取組を確認し、使用された材料や維持管理計画の妥当性等を検証した。視察の結果報告は、本年度実施した実証事業の概要をまとめた『外構部等の木質化実証事例集』に掲載した。

(視察実施対象事業一覧)

実証事業者名	実証事業名
山崎建設株式会社 株式会社荒谷建設コンサルタント	福山駅前歩道空間木質化プロジェクト

物林株式会社	沖縄県・木質化普及に向けた熱圧加工処理による耐久性及び意匠性検証事業
一般社団法人地域価値共創センター 株式会社スガノ	アリスガーデン木質化プロジェクト
株式会社内海組	「海の駅あいおい白龍城」外構木質拠点づくりプロジェクト

(4) 成果報告会の開催

公開日時：令和7年3月12日(水)～令和7年3月31日(月)

公開方法：オンデマンド形式でウェブ公開 (YouTube)

内容：①実証事業者(3事業)による成果報告

②企画提案型実証事業 審査委員会委員による講評・総括

配布資料：巻末に添付



第4章 事業で得られた成果と普及に向けた課題

4.1 外構実証型実証事業

4.1.1 本項でのねらい

本項では、申請者が本事業完了後に報告した「様式7号」(以下「データ」という。)を分析することにより、木製外構施設を取り巻く現状の把握、申請者の考えや取り組みの把握、及び木製外構施設の普及に向けた課題の整理等を行うことをねらいとした。

4.1.2 分析に当たって

本事業での実証対象施設は木塀及びウッドデッキ(以下「WD」という。)である。これらは、その機能や設置目的が各々異なるため、本章では木塀及びWDに分けて分析と考察を行う。なお、分析に際しては、元々のサンプル数が少なく、統計解析を行うには充分で無いため、あくまで申請者の対応や認識等を分析するところまでとした。

また、分析結果の正確性、および中立性を確保するために、以下に当てはまるデータは対象外とした。

1. 申請者の回答に矛盾がある場合（理由:例えば、設問⑦「2023(令和5)年度以前に木製外構の供給を行っていましたか」で、木塀を手掛けたある申請者は「これまで全く行った経験無し」と回答するも、設問⑤「申請者の木塀実績(2019-2023年度)」では具体的な件数を回答しており、内容的に矛盾する。)
2. 同一の申請者によって複数件報告したデータのうち2件目以降に該当する場合（理由:本事業の規定上、同一の申請者が複数件の事業を申請し、複数件の採択を得ることは可能である。しかし、同一の申請者が複数件のデータを報告し、それら全てが分析に供された場合、分析結果が、複数件のデータを報告した申請者の対応や認識等に偏った内容になる可能性がある。そのため、分析結果の中立性を担保するため、1申請者につき1件のデータとした。)

ただし、元々のサンプル数が少ないこと、及び可能な限り申請者の意図を汲み取りたいこと等の理由から、対象外とするデータを極力減らしたい。そのため、以下に挙げる例の様な、申請者の勘違いや記入漏れによる回答の不備は、他の回答と整合する形で修正して使用した。また、申請者が選択肢を選ばず、「無回答(=空欄)」とする場合もあったが、「無回答」も申請者の態度を表明するひとつの手段と捉え、有効回答として扱った。

1. 設問④では本事業で行った案件の「設計に要した日数」「木材の発注から納品までの日数」「耐久性を有する処理木材の発注から納品までの日数」「保存処理薬剤の注入処理の外注から納品までの日数」を質したが、項目によっては「ゼロ」もしくは「－」と回答した者がいた。「－」の意図はさておき、所要日数が「ゼロ」では、現実的に考えて「設計」、あるいは「納品」等が所要日数ゼロで完了するとは思えない。だが、一方で、それらの回答があるデータを対象外とすると、サンプル数が大幅に減ってしまう。そこで、それら回答を以下のように取り扱った。
 - ・「設計に要した日数」が「ゼロ」だった場合：設計にあまり時間を要しなかったものと判断し、必要日数を0.5日として、分析に供した。
 - ・「木材の発注から納品までの日数」「耐久性を有する処理木材の発注から納品までの日数」「保存処理薬剤の注入処理の外注から納品までの日数」が「ゼロ」もしくは「－」だった場合：「正確な所要日数が把握できなかったためゼロ回答、もしくは「－」とした」と判断し、その回答のみ対象外として、分析に供した。
2. 設問⑤では過去5年間(2019～2023年度)の取扱い実績を記してもらうのだが、一部の申請者は設問⑤で複数の取扱い実績を具体的に回答しながらも、設問⑥で「自社が初めて木製で施工したもの」を選択していた。恐らく申請者は、“本事業において初めて実施した”との意図を持っていた可能性も考えられる。これらの場合は、申請者が既に施工実績を有するもの判断して、それに沿った形で設問⑥の回答を修正した。
3. 設問によっては「無回答(=空欄)」も目立った。申請者がこれらの設問に対して「無回答(=空欄)」としたのは、単なる記入漏れだった可能性が考えられるものの、一方で、申請者の意図を適切に表現した選択肢が無い、あるいは、申請者の意図に近い選択肢が無い訳では無いのだがそれを選ぶに至る確たる根拠も無い、もしくは、どの選択肢を選んでよいか判断が付かない等の理由が考えられる。その場合は、可能な限り申請者の意図を尊重し、「無回答」も回答のひとつとして扱った。

なお、本項の図、及び当該図の説明文において、端数処理の関係から図の表示値と説明文中の合計値とが一致しない場合もある。また、図中に示した設問のタイトル、選択肢及び凡例について、表現を簡略化して端的に意味が取れる表現としたものもある。必要に応じて、巻末に添付した「様式7」を参照いただきたい。

4.2 木堀に関する分析および考察

ここでの分析は、全体 89 件のうち対象外となった 20 件を除いた、計 69 件を対象として行った。

4.2.1 分析対象とした「住宅」「非住宅」の件数の割合

住宅用が全体の 97% (69 件中 67 件)、非住宅用では全体の 3% (同 2 件)であった(図 4.2-1)。

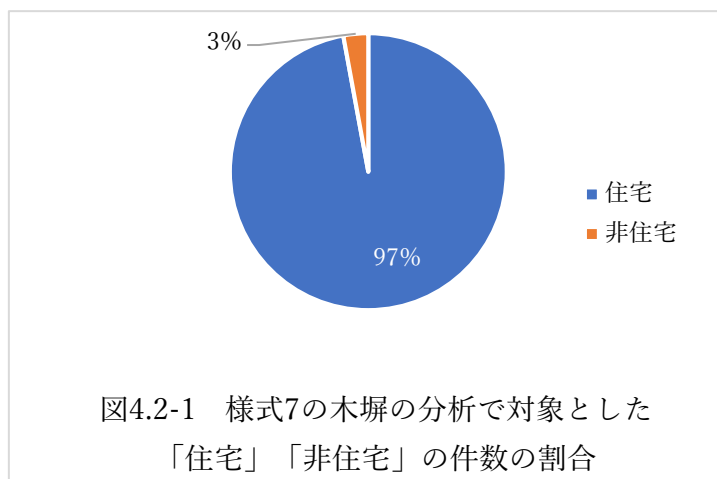


図4.2-1 様式7の木堀の分析で対象とした「住宅」「非住宅」の件数の割合

4.2.2 申請者の属性等 (設問①、②、③、④、⑤に対応)

4.2.2.1 申請者の主要な事業形態

問①では、申請者の主要な事業形態を質した。

その結果、全体の 78% (69 者中 54 者)が「建設会社」、全体の 9% (同 6 者)が「建設業許可通知書を持つ木材供給事業者」、全体の 1% (同 1 者)が「外構工事を専門に行う事業者」、全体の 1% (同 1 者)が「造園業者」と回答した。「その他」は全体の 10% (同 7 者)が選択したが、このうち 4 者が「設計事務所」、1 社が「不動産業者」、1 社が「林業・製材業者」、1 社が「建設資材の卸売業者」だった(図 4.2-2)。

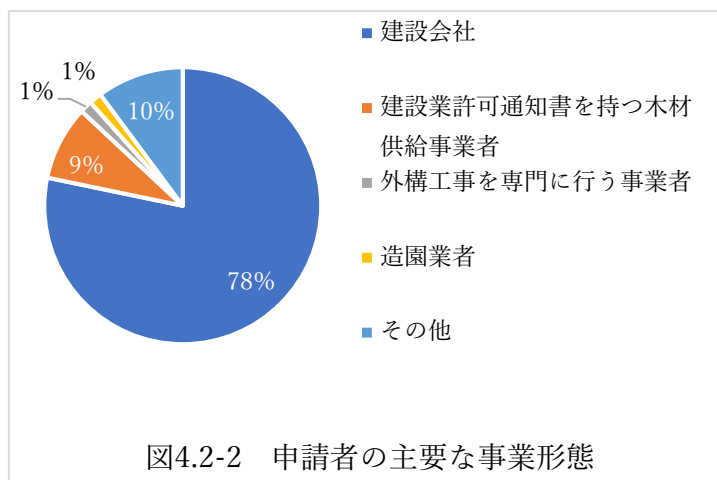


図4.2-2 申請者の主要な事業形態

4.2.2.2 申請者による当該事業へのこれまでの申請の有無

設問②では、これまでの当該事業への申請の有無を質した。

その結果、これまでの当該事業に申請したのは、全体の 59%(69 者中 41 者)であった(図 4.2-3)。

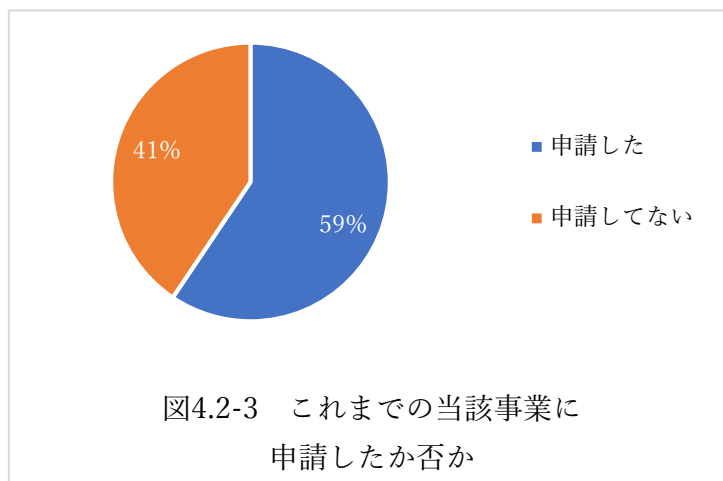


図4.2-3 これまでの当該事業に申請したか否か

4.2.2.3 木塀の購入時期および新設の有無

設問③では、木塀の購入時期及び新設の有無について質した。

その結果、最も多かったのは「既存建築物において新たに施工したもの」で、全体の 59%(69 者中 41 者)が該当した。次いで多かったのは「建築物の新築時に施工したもの」で全体の 22%(同 15 者)が該当した。なお「既存建築物のリフォーム時に新たに施工したもの」は全体の 12%(同 8

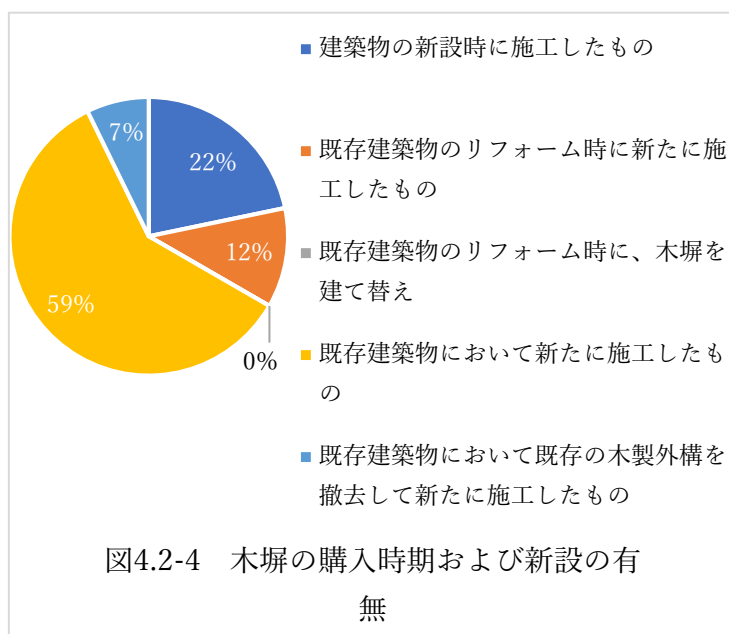


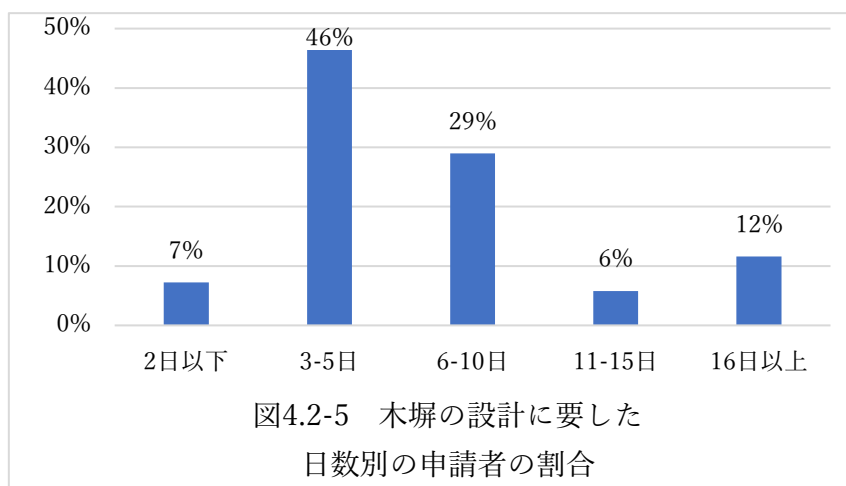
図4.2-4 木塀の購入時期および新設の有無

者)、「既存建築物において既存の木製外構を撤去して新たに施工したもの」は全体の 7%(同 5 者)だった。「既存建築物のリフォーム時に、木塀を建て替え」を選んだ者はゼロだった(図 4.2-4)。

4.2.2.4 木塀の設計、材料調達、現場施工に要した日数、人工数

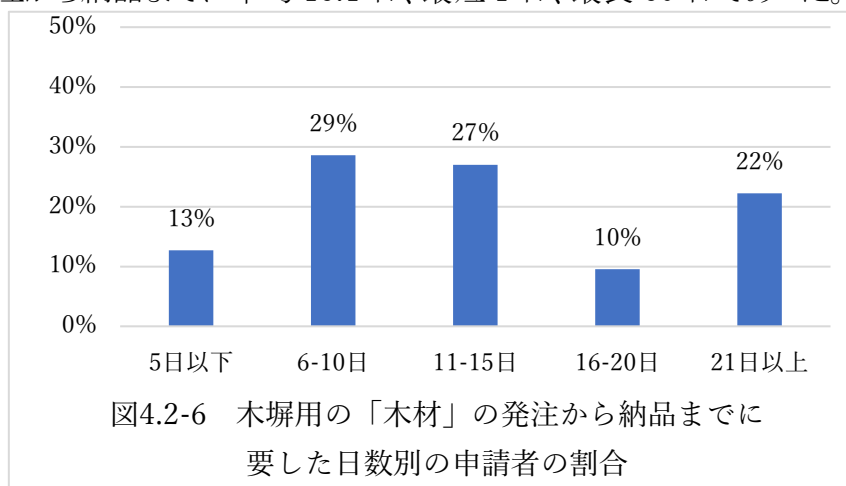
設問④では、木塀の設計に要した日数、材料調達に要した日数、施工に要した日数、人工数を質した。なお、ここでいう日数は営業日の数をいい、以降でも同様の意味で用いる。

図 4.2-5 は、木塀の設計に要した日数別に申請者の割合を現したものである。その結果、平均 8.3 日、最短 0.5 日、最長 40 日であった。



次に材料調達のうち、木塀用の「木材」について記す。図 4.2-6 は、木塀用の「木材」の発注から納品までに要した日数別に申請者の割合を現したものである。「木材」の調達については、発注から納品までに平均 16.1 日、最短 1 日、最長 60 日であった。

なお、2021 年度では平均 19.8 日、2022 年度では平均 18.4 日、2023 年度では平均 19.7 日だったことを考慮すると、今年度は過去 3 年度と比較して調達が容易だったと考えられる。また



「21 日以上」を要した割合が 2021 年度は 32%、2022 年度は 30%、2023 年度は 37% と過去 3 年度ではいずれも 30% 以上だったが、今年度は一転して 22% (63 者中 14 者) と大幅に低下したことも、需給の緩和を裏付けていると考えられる。

次に材料調達のうち、木堀用の「耐久性を有する処理木材(以下「処理木材」という。）」について記す。図 4.2-7 は、木堀用の「処理木材」の発注から納品までに要した日数別に申請者の割合を現したものである。

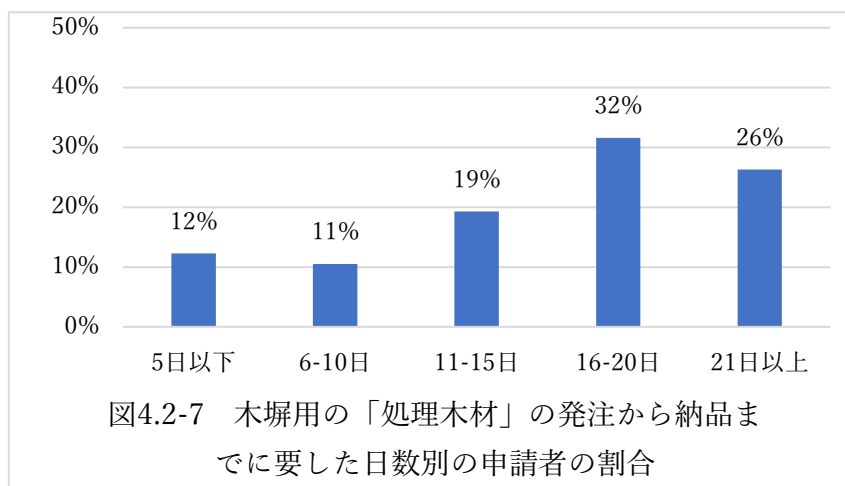


図4.2-7 木堀用の「処理木材」の発注から納品までに要した日数別の申請者の割合

「処理木材」の調達については、発注から納品までに平均 19.5 日、最短 2 日、最長 60 日要していた。

なお、2021 年度では平均 18.5 日、2022 年度では平均 16.6 日、2023 年度では平均 17.4 日だったため、過去 3 年度と比較して、調達に時間を要していたことが伺われる。

次に材料調達のうち、「保存処理薬剤注入処理」について記す。図 4.2-8 は、木堀用の保存処理薬剤の注入処理の外注から納品までに要した日数別に申請者の割合を現したものである。

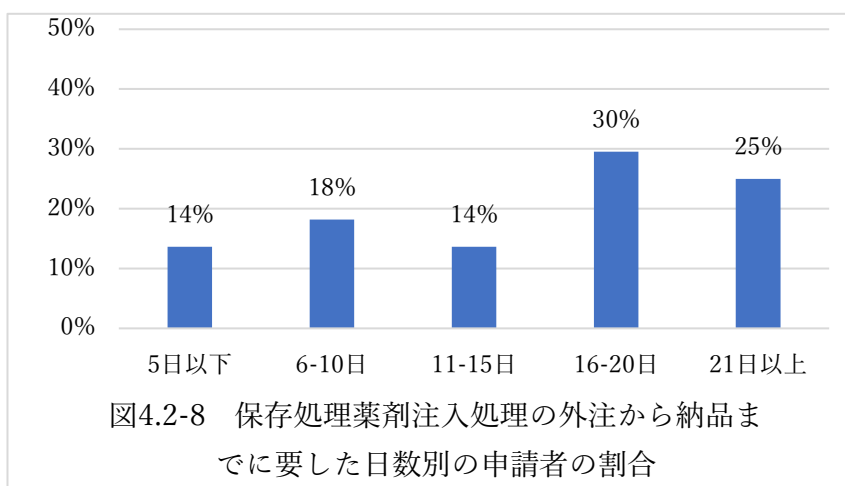
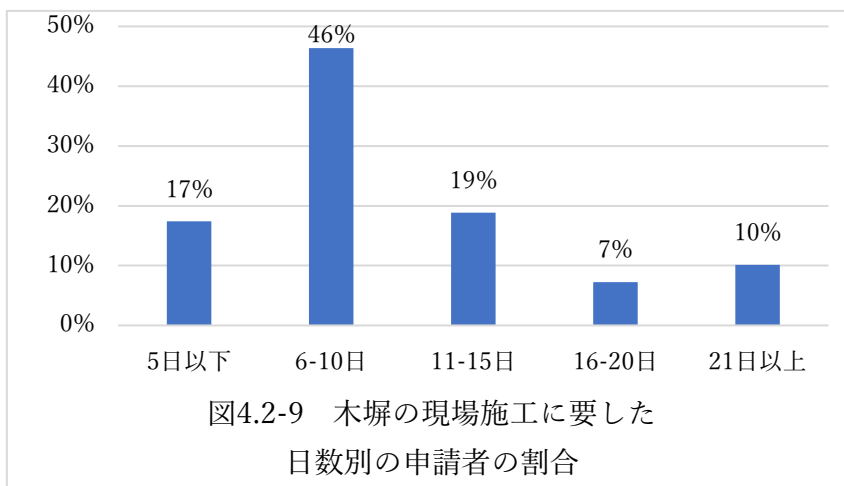


図4.2-8 保存処理薬剤注入処理の外注から納品までに要した日数別の申請者の割合

「保存処理薬剤の注入処理」では外注から納品までに平均 17.6 日、最短 3 日、最長 50 日要していた。

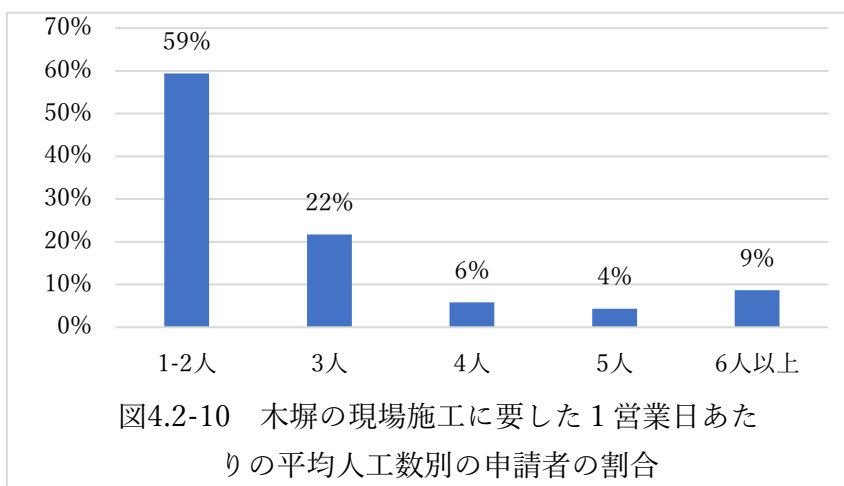
なお 2021 年度では平均 15.4 日、2022 年度では平均 15.1 日、2023 年度では平均 18.0 日だったので、2023 年度並みだったことが伺われる。

最後に現場施工について記す。図4.2-9は、木塀の現場施工に要した日数別に申請者の割合を現したものである。現場施工に要した日数は平均11.7日、最短2日、最長60日だった。



なお2021年度では平均12.6日、2022年度では平均11.8日、2023年度では平均11.4日だったので、年々短期化しつつも、今年度は昨年度からの短期化の試みはやや停滞する傾向が見られた。

図4.2-10は、木塀の現場施工に要した1営業日あたりの平均人工数別に申請者の割合を現したものである。1営業日あたりの人工数は平均4.2人、最小1人、最大30人だった。



なお、2021年度では平均2.9人、2022年度では平均4.1人、2023年度では平均3.8人だったことと比較すると、設計や施工の合理化の試みは今年度に限ってみれば、あまり上手くいっていない可能性が考えられる。

4.2.2.5 申請者の 2019-2023 年度における施工実績
設問⑤では、2019-2023 年度における施工実績について質した。

その結果、全体の 78% (69 者中 54 者)で「木堀を取扱った実績あり」と回答した。一方で、「他資材由来の堀のみ実績あり」と回答した者は全体の 7%(同 5 者)、「堀取扱い実績皆無」と回答した者は全体の 14%(同 10 者)であった(図 4.2-11)。

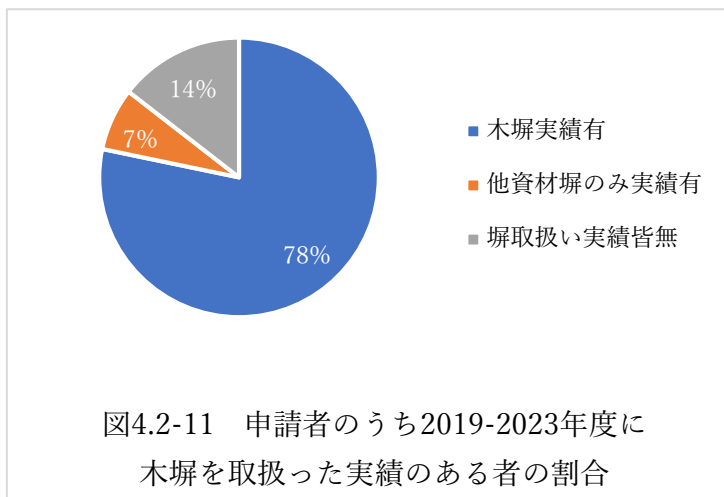


図4.2-11 申請者のうち2019-2023年度に木堀を取扱った実績のある者の割合

このうち「木堀を取扱った経験あり」と回答した申請者の中で、木堀だけでなく他資材由来の堀も取り扱った経験ありと回答した者は、これらの 44%(54 者中 24 者)であった(図 4.2-12)。

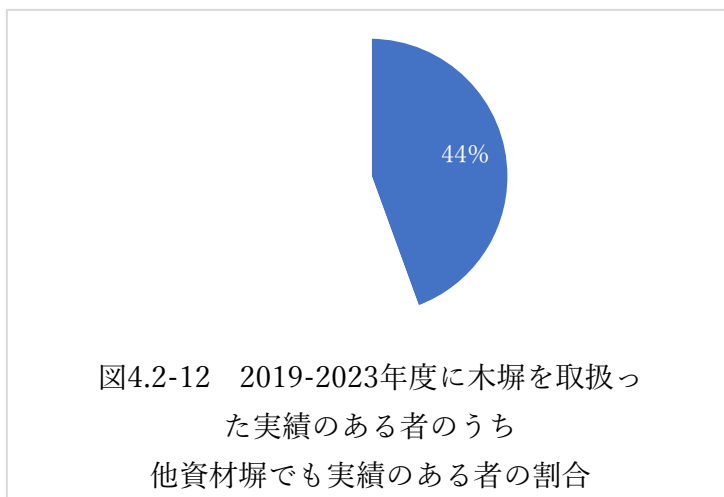


図4.2-12 2019-2023年度に木堀を取扱った実績のある者のうち他資材堀でも実績のある者の割合

また、「木堀を取扱った経験あり」と回答した申請者の中で、木堀だけでなくWDも取り扱った経験ありと回答した者はこれらの 61%(54 者中 33 者)に上った(図 4.2-13)。

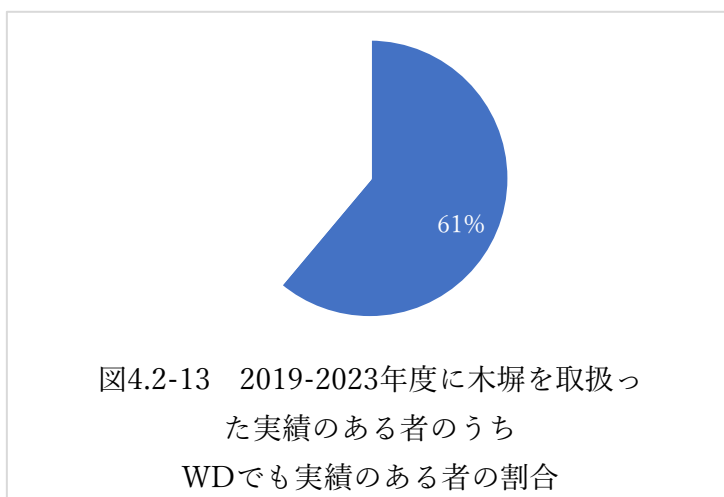


図4.2-13 2019-2023年度に木堀を取扱った実績のある者のうちWDでも実績のある者の割合

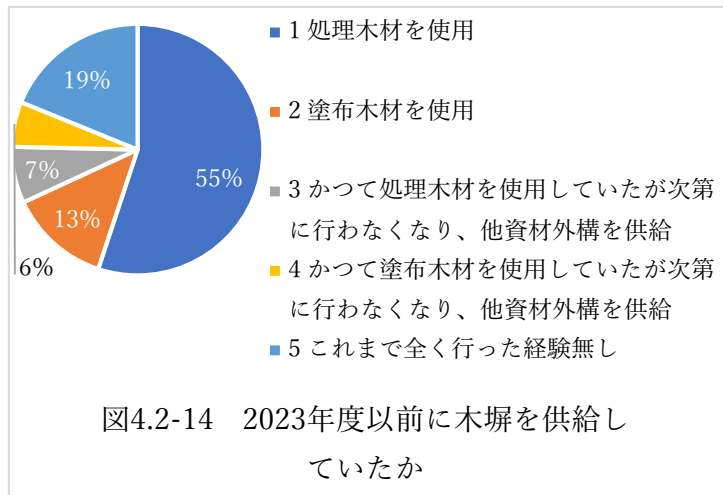
このことは、木堀と WD では、処理木材や、「木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材(以下、塗布木材と略)」の利用が共通するため、申請者にとって両方の事業を行いやすい傾向にあることが示唆された。

4.2.3 木塀を供給する動機（設問⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭に対応）

4.2.3.1 2023年度以前の木塀の供給状況およびその理由

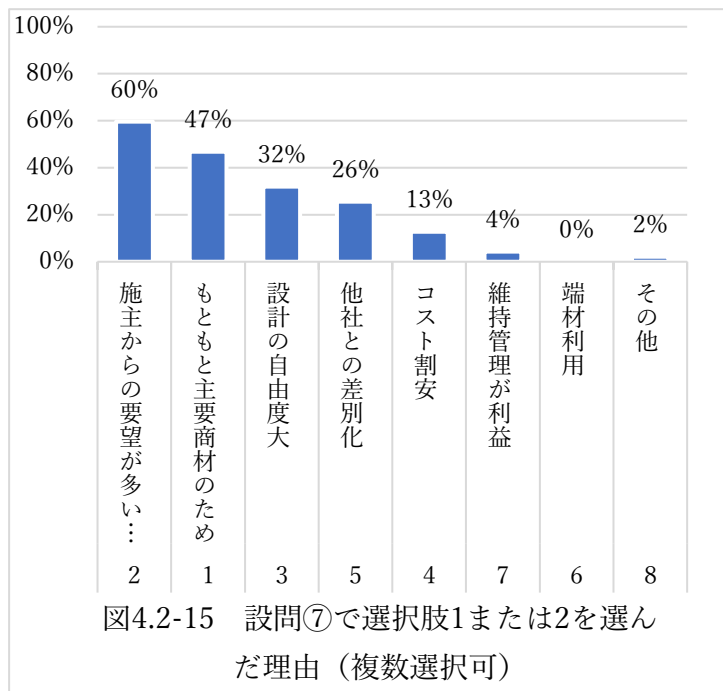
設問⑦では、2023年度以前に処理木材や塗布木材を使用して木塀を供給していたかどうかを質した。

その結果、2023年度以前に（処理木材や塗布木材のいずれかを使用して）供給していたと回答した申請者は、全体の68%（69者中47者、うち処理木材で38者（選択肢1に該当）、塗布木材で9者（選択肢2に該当））を占めた。また、2023年度以前に供給していたが次第に行わなくなり、他資材外構を供給と回答した申請者は全体の13%（同9者、うち処理木材で5者（選択肢3に該当）、塗布木材で4者（選択肢4に該当））だった。これまで木塀の供給を行った経験無しは全体の19%（同13者）だった（図4.2-14）。



設問⑧では、設問⑦で選択肢1または2を選んだ47者に対して、その理由を質した。

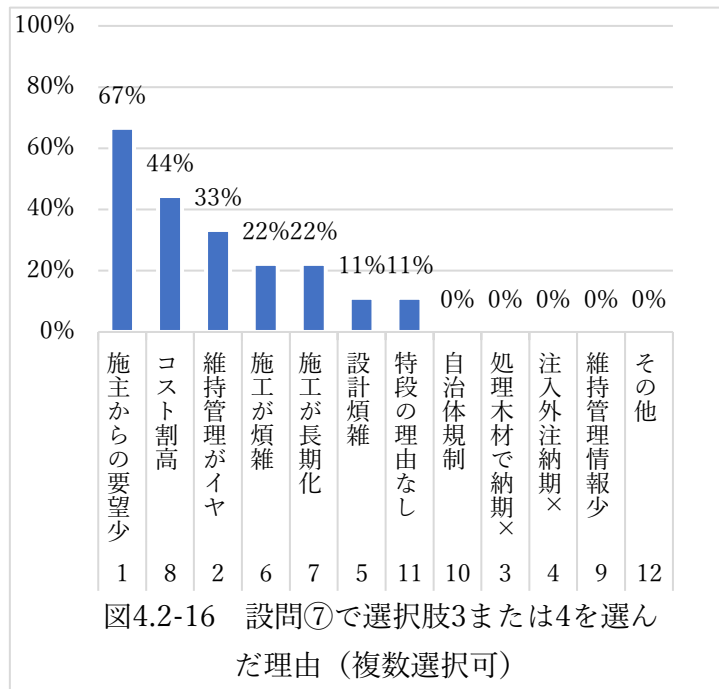
その結果、選択肢2「施主から木塀の要望が多いため」を当該申請者の60%（47者中28者）が選んだ（図4.2-15）。ちなみに2021年度では51%、2022年度では50%、2023年度では53%が同じ選択肢を選んでいたので、消費者の間で木塀への認知



が徐々に進み、実際の要望に結びついている可能性が示唆された。

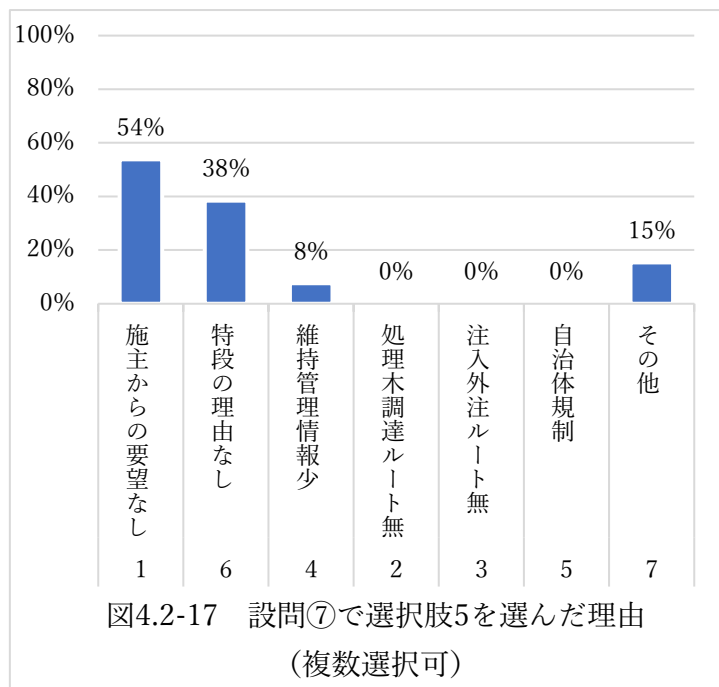
設問⑨では、設問⑦で選択肢3又は4を選んだ9者に対して、その理由を質した。

その結果、それらの67% (9者中6者)が選択肢1「施主からの木塀の要望が少ないため」を選んだ(図4.2-16)。



設問⑩では、設問⑦で選択肢5を選んだ13者に対して、その理由を質した。

その結果、それらの54% (13者中7者)が選択肢1「施主からの木塀の要望が無いため」を選んだ。だが一方で、同38% (同5者)が選択肢6「特段の理由なし」を選んでいることから、これら申請者はそもそも木塀を商材とすることを意識してこなかったために、結果として、これまで木塀を取り扱ってこなかったことにつながった可能性も考えられる(図4.2-17)。



設問⑪では、設問⑦で選択肢3、4、5のいずれかを選んだ22者に対して、本事業にチャンレジする動機について質した。

その結果、それらの50% (22者中11者)は「(流通業者、製材業者のいずれかから)

勧誘されたため」を選んだ(図 4.2-18)。また、それら 11 者中 8 者は設問⑦で選択肢 5「これまで全く行った経験無し」を選んでおり、事実上の未経験者だった。このことは、流通業者や製材業者といった木材の商流上の関係が、木堀未経験の建設会社もしくは工務店に対して、本事業へのチャレンジを促すことに効果を発揮していることを示唆するものである。

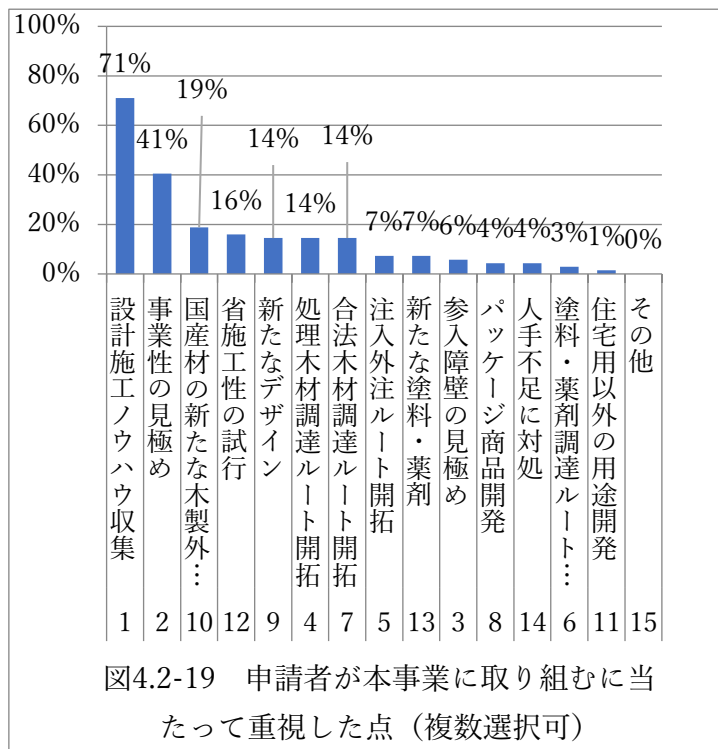
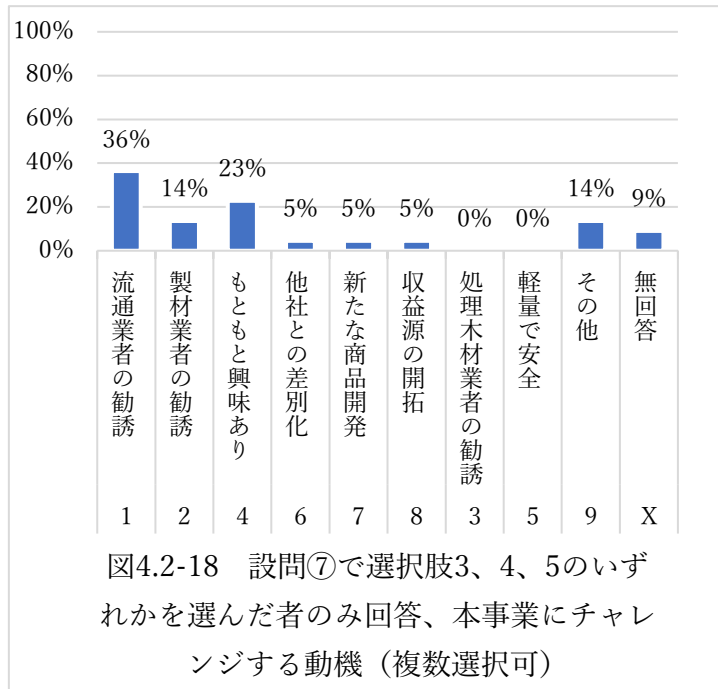
また、選択肢 9「その他」の理由(自由記述)で、「施主の希望(で本事業にチャレンジ)」との回答が 1 件あった。このことは、本事業及び木堀の認知が消費者の間でも少しずつ高まっている可能性が考えられる。

設問⑫では、申請者が本事業に取り組むに当たって重視した点を質した。

その結果、全体の 71%(69 者中 49 者)が選択肢 1「設計施工ノウハウの収集」、全体の 41%(同 28 者)が選択肢 2「事業性が見極め」、全体の 19%(同 13 者)が選択肢 10「国産材を使った新たな木製外構の開発」を選んだ(図 4.2-19)。

なお、選択肢 1、2、10 のいずれか、又は全部を選んだ申請者は全体の 88%(同 61 者)に達した。うち設問⑦の

選択肢 5「これまで全く行った経験無し」を選んだ者(13 者)では、それらの 92%(13 者



中 12 者)が選択肢 1、2、10 のいずれか、または全部を選んでおり、木塀未経験の建設会社もしくは工務店として、今後の木塀事業の可能性を検討する契機になったと考えられる。

他方で、昨今の人手不足を考慮して、選択肢 14「人手不足に対処するための新たなプランや施工方法の開発」を新設したが、全体の 4% (同 3 者)のみ選択するに留まった。このことは、建設会社もしくは工務店にとって、現状ではプランや施工方法を変えなければならないほど人手不足が深刻かということ、そうではない様子が示唆された。

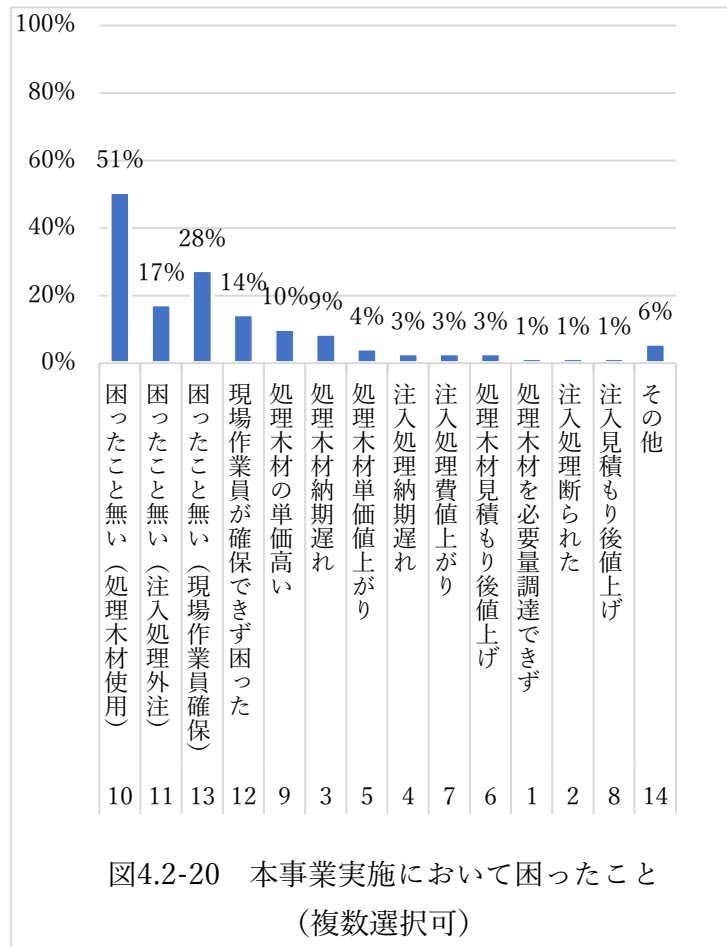
4.2.3.2 木塀の供給で困ったこと (設問⑬、⑭、⑮、⑯に対応)

設問⑬では、申請者が本事業実施においてどんなことに困ったかを質した。

このうち、全体の 51% (69 者中 35 者)が選択肢 10「処理木材を使用した

が困ったことは無い」、全体の 17% (同 12 者)が選択肢 11「薬剤注入処理を外注したが困ったことは無い」、全体の 28% (同 19 者)が選択肢 13「現場作業員の確保はできており困ったことは無い」を選んだ(図 4.2-20)。なお、これらの選択肢(10、11、13)のいずれか、または全部を選び、かつ、これら以外の選択肢を選ばなかった申請者は全体の 61% (同 42 者)だった。このことを言いかえると、本事業実施において、困ったことに見舞われなかった申請者は全体の 61% (同 42 者)、逆に残りの 39% (同 27 者)は何らか困ったことを抱えた、ということになる。

このうち、全体の 14% (同 10 者)が選んだ選択肢 12「現場作業員が確保できず困った」は、「人手不足」という新たな課題の登場を示唆していると考えられる。このことを、設問⑭の選択肢 14「人手不足に対処するための新たなプランや施工方法の開発」の結果が低調(全体の 4% (同 3 者)のみ選択)だったことと関連付けて考察すると、現時



点ではまだ「人手不足に対処するための新たなプランや施工方法の開発」に着手する必要性は低いものの、今後は人手不足が拡大する可能性大であるため、いずれその必要性に迫られると考えられる。

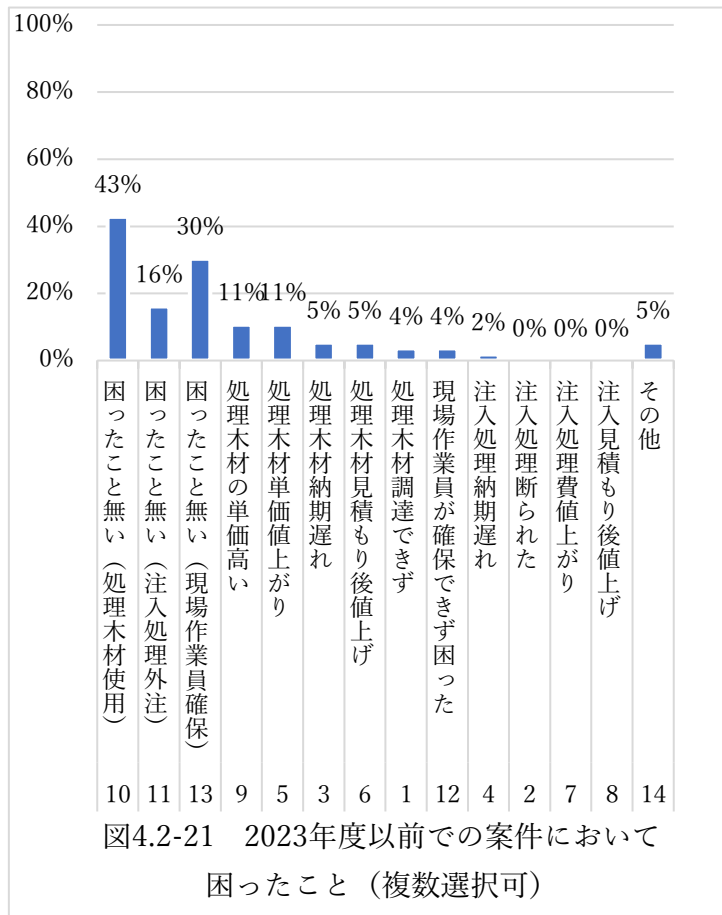
一方で、選択肢 9「処理木材の単価が高い」は、毎年度、申請者の 10%前後がこれを選択しており、今年度においても同様(全体の 10%(同 7 者))であった。ただし、処理木材の単価が高いのは元からであって、それ自体が急に値上げされた訳では無い。むしろ「処理木材の単価が高い」という情報が、商流上で上手く共有されていなかったり、購入する側に伝わっていなかったりしたことが原因と考えられる。ただし、本事業において木塚に初めて取り組む者(13 者)においては、この選択肢 9 を選んだ者がいなかったことから、事前に十分な情報共有が行われたことが推察される

一方で、納期遅れの問題もあった。全体の 9%(同 6 者)が選んだ選択肢 3「処理木材納期遅れ」、及び全体の 3%(同 2 者)が選んだ選択肢 4「注入処理納期遅れ」がこれに該当する。主な原因としては、処理木材を販売する側、および注入処理を行う側が、納期を上手く見通せなかったことが原因と考えられる。今後、その辺りについて、十分な配慮をお願いしたい。

他方で、見積もり後に値上げするという問題もあった。それは、全体の 3%(同 2 者)が選んだ選択肢 6「処理木材見積もり後値上げ」、及び全体の 1%(同 1 者)が選んだ選択肢 8「注入見積もり後値上げ」が該当する。見積もり額を提示しておきながら、後になって値上げを通告することは、「処理木材」製造業者、販売業者への信頼を損ねることにつながりかねない。ゆえに追加値上げの可能性がある場合には、見積書にその旨を記載して事前に注意喚起する、または、見積書の有効期限を短めに設定する、あるいは、追加値上げの可能性をあらかじめお伝えして発注前での単価確認を促すなど、トラブル防止の対策を要望したい。

設問④では、昨年度(2023 年度)以前に手掛けた案件において申請者が困ったことを質した。なお本設問では、対象となるのが設問⑦で選択肢 1~4 のいずれかを選んだ者(56 者)となる。

このうち、当該申請者の42% (56 者中 24 者) が選択肢 10「処理木材を使用した
が困ったことは無い」、同16% (同 9 者) が選択肢 11「薬剤注入処理を外注した
が困ったことは無い」、同30% (同 17 者) が選択肢 13「現場作業員の確保はでき
ており困ったことは無い」を選んだ(図 4.2-21)。なお、これらの選択肢(10、11、
13)のいずれか、または全部を選び、かつ、これら以外の選択肢を選ばなかった
申請者は同 61% (同 34 者) だった。このことを言いかえると、昨年度(2023 年
度)以前に手掛けた案件に

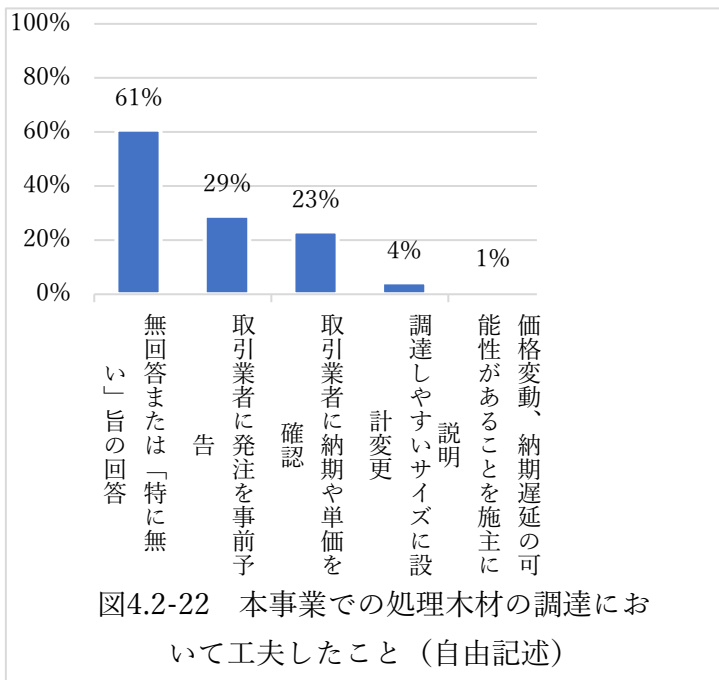


において、困ったことに見舞われなかった申請者は、当該申請者の61% (同 34 者)、逆に残りの39% (同 22 者)は何らか困ったことを抱えた、ということになる。

他方で、設問⑬の結果と比較すると、困ったことに見舞われなかった申請者は全体の61%、残りの39%は何らか困ったことを抱えた、ということで、奇しくも同じ割合となった。ということは、現状で申請者を悩ませた困りごとは2023年度以前においても同様に起きていて、結局のところ、それが繰り返されているということになる。このことから察すると、結局のところ、これらの課題には特効薬的な防止策は無く、結局のところ、地道に、かつ、継続的に困りごとの発生防止に取り組んでいかななくてはならないものと考えられる。

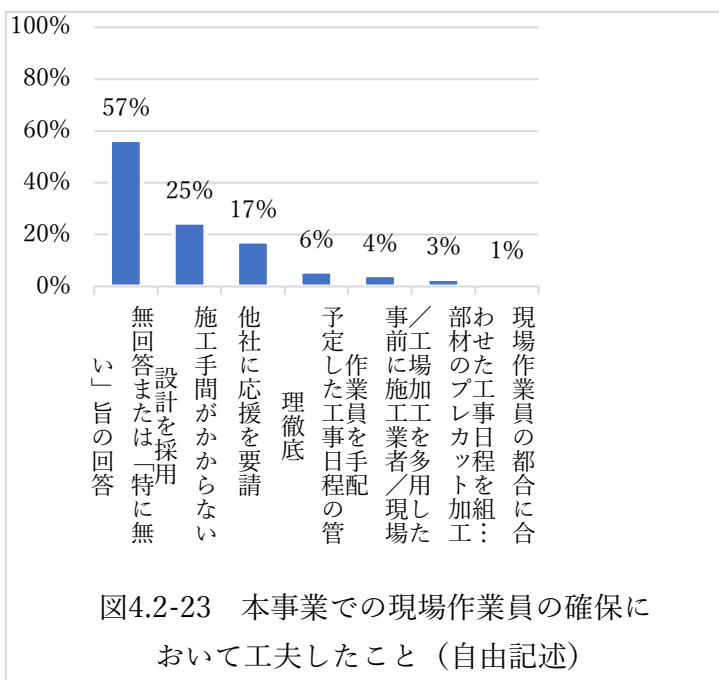
設問⑮では、本事業での処理木材の調達において工夫した点を自由記述の形で質した。

その結果、このうち全体の62% (69 者中 43 者)は無回答または「特に無い」旨の回答だった。一方で、何らかの工夫が認められる記述を行った申請者は全体の38% (同 26 者)だった。これらの申請者のうち、最も多かったのは「取引業者に発注を事前予告」で全体の29% (同 20 者)、次に多かったのが「取引業者に納期や単価を確認」で全体の23% (同 16 者)、これら以外に「調達しやすいサイズに木堀の設計を変更」で全体の4% (同 3 者)、「価格変動、納期遅延の可能性のあることを施主に説明」で全体の1% (同 1 者)、であった(図 4.2-22)。



設問⑯では、現場作業員の確保において工夫した点を自由記述の形で質した。

その結果、このうち全体の57% (69 者中 39 者)は無回答または「特に無い」旨の回答の回答だった。一方で、何らかの工夫が認められる記述を行った申請者は全体の43% (同 30 者)だった。このうち最も多かった対応は「施工手間がかからない設計を採用」で全体の25% (同 17 者)、次に多かったのが「他社に応援を要請」で全体の17% (同 12 者)、これら以外には「予定した工事日程の管理徹底」が全体の6% (同 4 者)、「事前に施工業者／現場作業員を手配」が全体の4% (同 3 者)、「部材のプレカット加工／工場加工を多用」が全体の3% (同 2 者)、「現場作業員の都合に合わせた工事日程を策定」が全体の1% (同 1 者)、だった(図 4.2-



23)。

4.2.4 施主とのコミュニケーションについて（設問⑰、⑱、⑲に対応）

設問⑰では、本施設を供給するに当たって、施主から当初どんな要望があったかを質した。

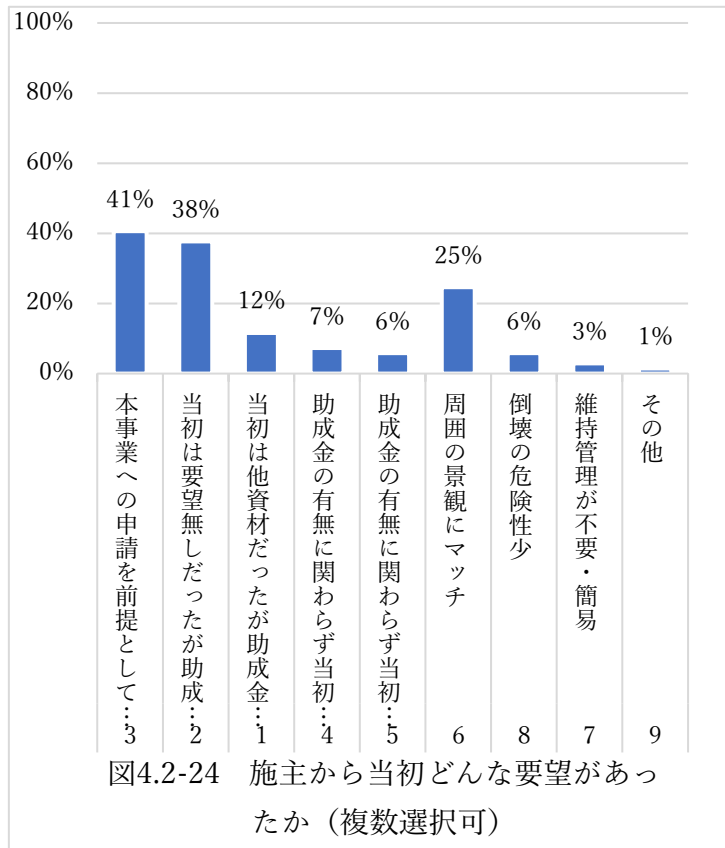
その結果、最も多かったのは選択肢3「本事業への申請を前提として木製外構とすることを要望」で、全体の41%（69者中28者）を占めた。次いで選択肢2「当初は要望無しだったが助成金が出ることで木製に同意」で全体の38%（同26者）、次いで選択肢1「当初は他資材だったが助成金が出ることで木製に変更」で全体の12%（同8者）を占めた（図4.2-24）。

特に、選択肢3は今年度から新設したのだが、全体の過半数近くが選択していることから察すると、本事業が消費者に広く認知されている様子が示唆された。

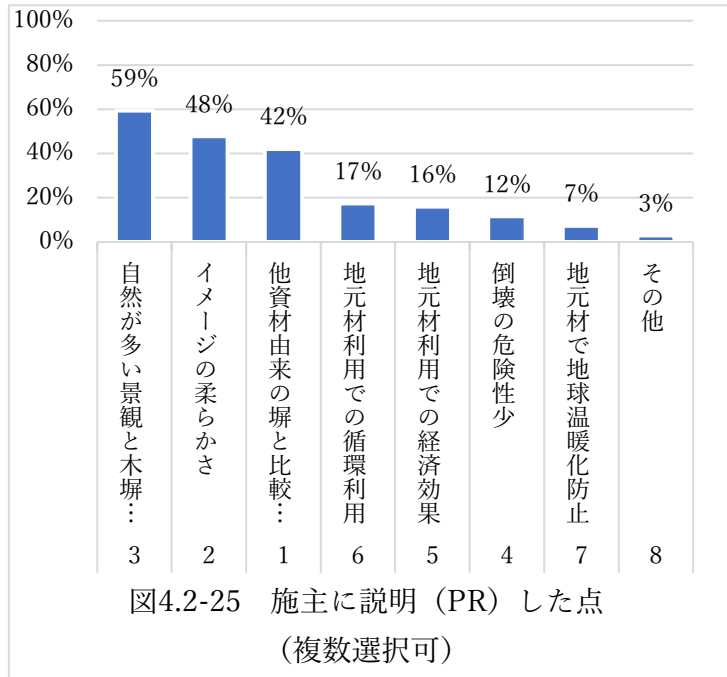
一方で、選択肢1と選択肢2を選んだ割合は全体の49%（同34者）だったが、このことは、助成金が木塀を選ぶように消費者を誘導していることと考えられる。やはり現実としては、消費者にとって塀の材料が何であるかにはあまり興味が無いことが示唆された。

他方で、少数ではあるものの、全体の7%（同5者）が選択肢4「助成金の有無に関わらず当初から木製を要望」を、全体の6%（同4者）が選択肢5「助成金の有無に関わらず当初から地元材を要望」を選んでいることから、木塀を愛好する層は少数ながらも存在することも示唆された。

設問⑱では、問⑰での施主の反応を踏まえて、施主にどんな点を説明（PR）したかを質した。



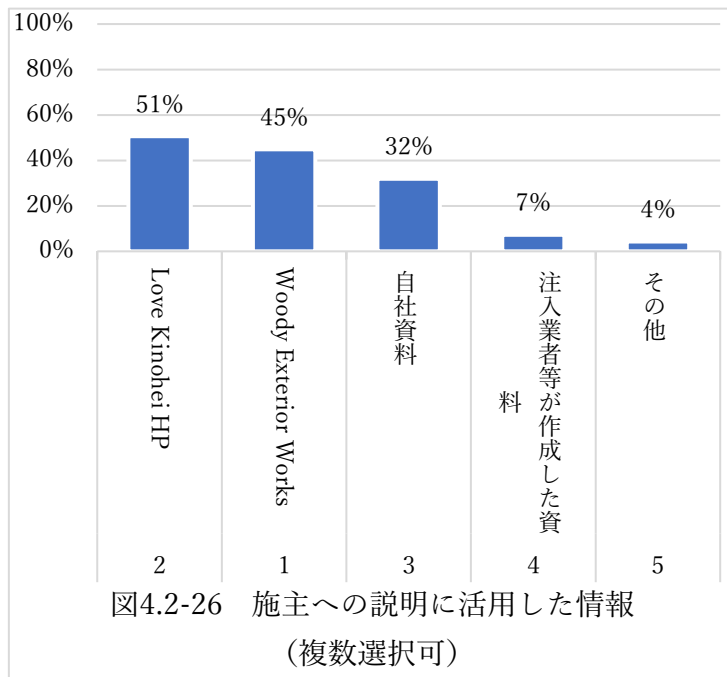
その結果、全体の59% (69者中41者)が選択肢3「自然が多い景観と木塀がマッチしやすい」を、全体の48% (同33者)が選択肢2「木塀が持つイメージの柔らかさ」を、全体の42% (同29者)が選択肢1「他資材由来の塀と比較しての木の良さ」を、それぞれ選んだ(図4.2-25)。この背景には、木塀が持つ柔らかい風合いや自然なイメージが、申請者らによって保有されていることの現れと考えられる。



一方で、選択肢4「倒壊の危険性少」を全体の12% (同8者)が選んだことは、昨年度と大きく異なる。なお、同選択肢は昨年度において全体の5% (81者中4者)しか選んでいない。選択肢4への関心が高まった背景には、2024年1月1日に発生した能登半島地震の影響が考えられる。

設問⑨では、施主への説明にどんな情報を活用したかを質した。

その結果、全体の51% (69者中35者)が選択肢2「Love Kinohei HP」を、全体の45% (同31者)が選択肢1「Wood Exterior Works」を活用した(図4.2-26)。



また、全体の32% (同22者)が選択肢3「自社資料」を活用した。この「自社資料」活用の割合は、設問⑦「2023 (令和5)年度以前に木製外構の供給を行っていたか」でどの選択肢を回答したかで、傾向が異なっていた。すなわ

ち、選択肢 1 及び 2 の「処理木材ないしは塗布木材を取り扱って積極的に実施」を選んだ申請者は、その割合が 45% (47 者中 21 者) と最も高く、逆に選択肢 3 及び 4 の「かつては処理木材ないしは塗布木材を取り扱って実施していたが次第に行わなくなった」では 11% (9 者中 1 者) と低位だった。ちなみに選択肢 5「これまで全く行った経験無し」ではゼロ (13 者中 0 者) だった。このことは、自社資料の有無(及び優劣)が木塀事業の拡大・縮小に影響を及ぼした可能性が考えられる。つまり、自社が手掛けた木塀案件を整理して資料にまとめ、それらを消費者に提供したことで消費者の納得感を獲得、結果、受注につなげてきたものと予想できる。消費者としても、自社資料の提供を受けることで、木塀のイメージが描きやすかったこと等のメリットもあったと考えられる。

一方、選択肢 5「その他」を選んだ申請者からは「Pinterest (ピンタレスト、写真共有サイト) を活用」との回答もあった。

4.2.5 申請者における木塀事業の今後の展開について (設問⑳、㉑、㉒、㉓、㉔に対応)

設問㉑では、今後、補助事業の有無に関わらず、木製外構事業(木塀事業)を積極的に展開したいかを質した。

その結果、全体の 65% (69 者中 44 者) が選択肢 1「処理木材で展開したい」を、全体の 14% (同 10 者) が選択肢 2「塗布木材で展開したい」を選んだ。これにより、計 80% (同 55 者) の申請者が今後も木製外構事業を展開したい考えを持つことが示された(図 4.2-27)。

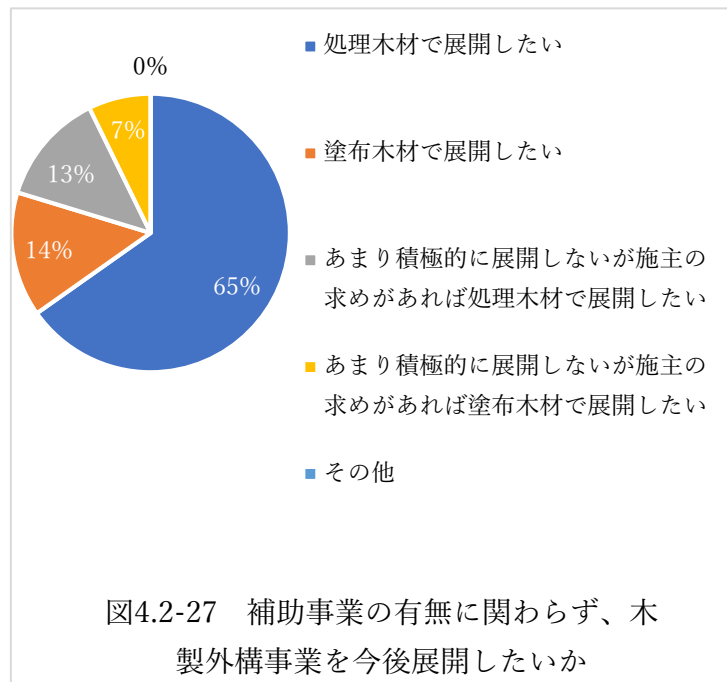


図4.2-27 補助事業の有無に関わらず、木製外構事業を今後展開したいか

一方で、全体の 13% (69 者中 9 者) で選択肢 3「あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば処理木材で

展開したい」を、全体の 7% (同 5 者) で選択肢 2「あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば塗布木材で展開したい」を選んだ。

設問㉒では、上記の設問㉑で選択肢 1 又は 2 を選んだ 54 者に対して、その理由

を質した。

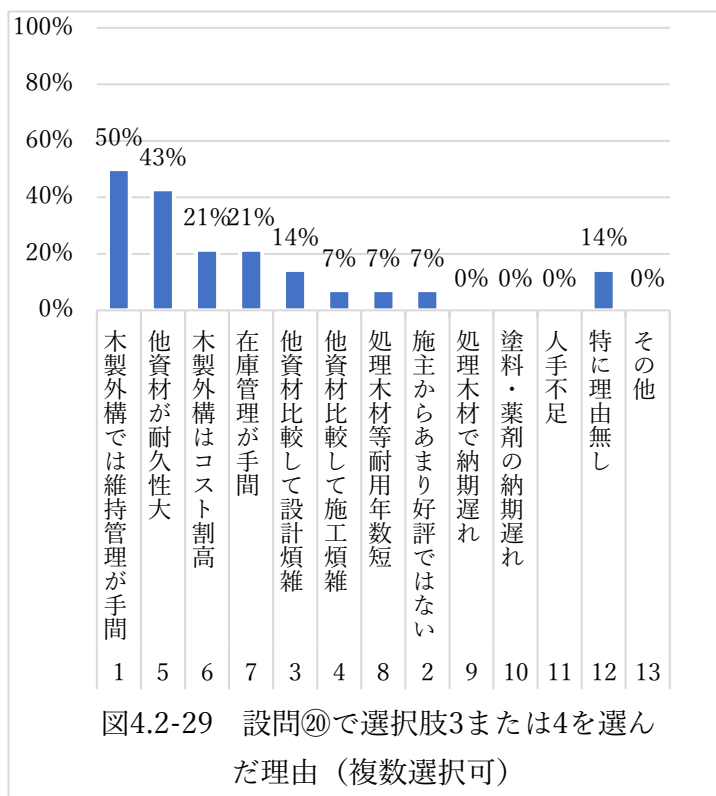
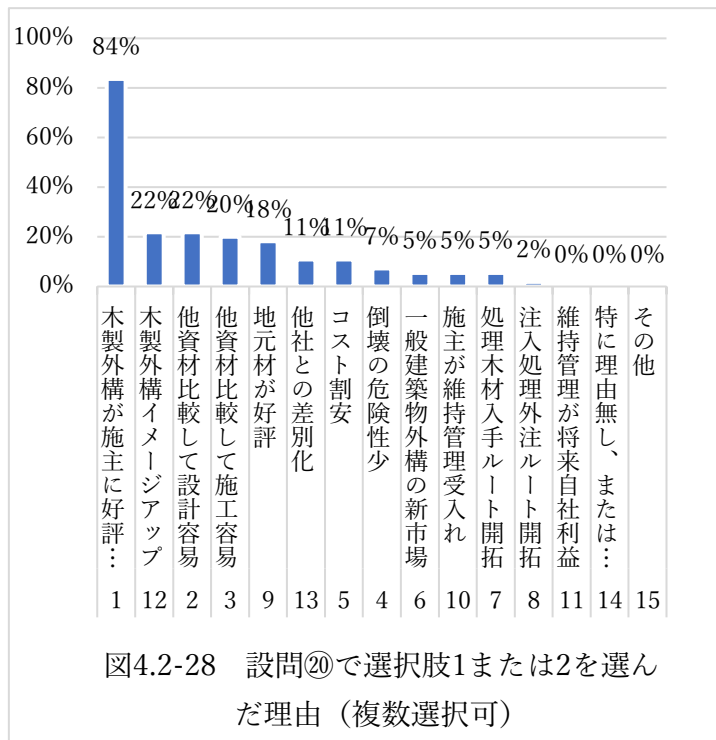
その結果、それらの 84% (55 者中 46 者)は選択肢 1「木製外構が施主から好評だったため」を選んだ(図 4.2-28)。やはり、施主からの好評価は、申請者にとって大きなモチベーションとなることが伺われた。

設問②では、設問①で選択肢 3 又は 4 を選んだ 14 者に対して、その理由を質した。

その結果、それらの 50% (14 者中 7 者)が選択肢 1「木製外構では維持管理が手間」を、それらの 43% (同 6 者)が選択肢 5「他資材が耐久性大」を選んだ(図 4.2-29)。

このことは、木塀を他資材由来の塀と比較したときのデメリットが、申請者や施主に強く印象付けられていることによると考えられる。もちろん、木製外構では他資材由来の塀と比較して維持管理の手間が掛かることや、木製外構の耐久性が相対的に劣ることは事実であるが、申請者にとって、施主にご納得いただくことが困難であることが改めて示唆された。

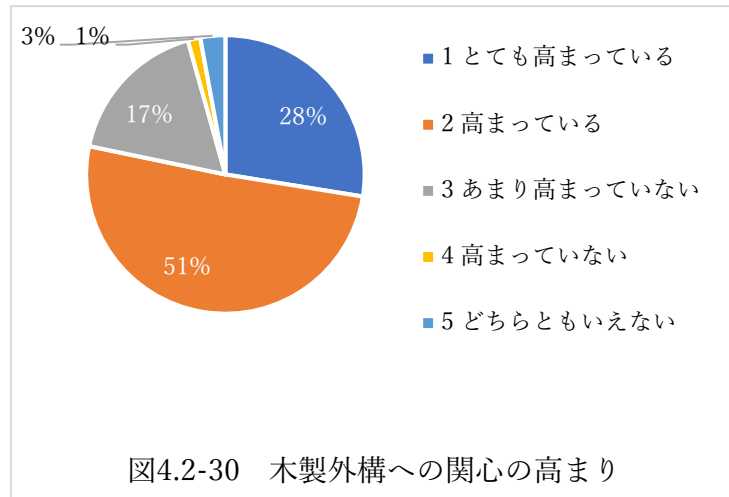
また、選択肢 2「(木製外構が)施主からあまり好評ではない」を選んだ申請者があつた(1 者)ことは、昨年度に引き続いて通算 2 者目であり、この選択肢を選んだ背景の



掘り下げが必要である。もっとも、ここでは「(木製外構が) 施主からあまり好評ではない」との反応が得られたのみであり、必ずしも木塀のみに原因があったと断定することはできない。特にこの案件は工場外周の木塀だったことから、施主自身の関心が木塀に向かっていなかったことで、そもそも反応が薄かった可能性も考え得る。

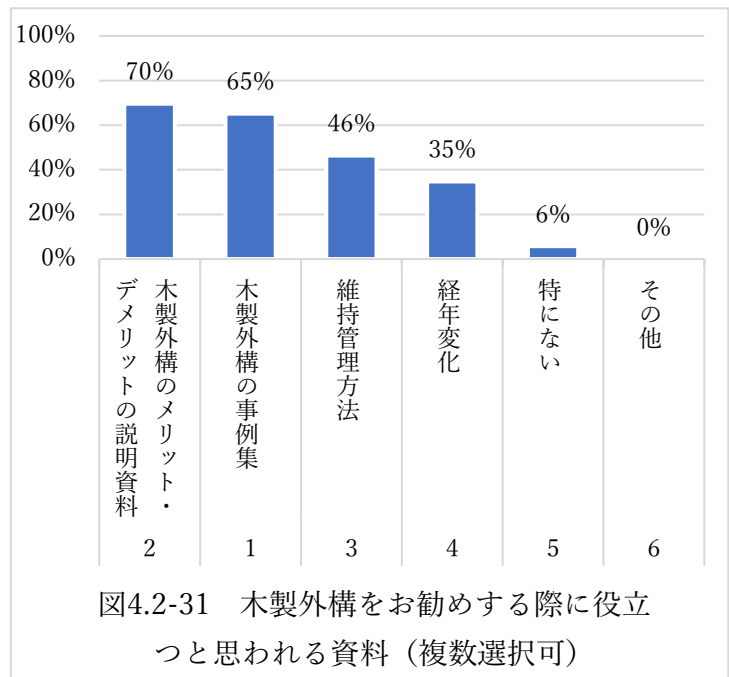
設問③では、本事業に限らず、木製外構への関心が高まっているかどうかについて質した。

その結果、全体の 28% (69 者中 19 者) が選択肢 1「とても高まっている」を、全体の 51% (同 35 者) が選択肢 2「高まっている」を、それぞれ選んだ。ゆえに全体の 8 割近くが、施主の木製外構に対する関心が高まっている傾向を示唆した(図 4.2-30)。



設問④では、本事業に限らず、木製外構をお勧めする際に役立つと思われる資料について質した。

その結果、選択肢 2「木製外構のメリット・デメリットの説明資料」が最も多くの申請者に選択され、その割合は全体の 70% (69 者中 48 者) であった(図 4.2-31)。ちなみに、2021～2023 年度までは、同様の設問において選択肢 1「木製外構の事例集」が最も選ばれていた。そのため、特に 2023 年度の報告書では「(筆者による補足: 選択肢 1「木製外構の事例集」が最も選ばれるということは) 木



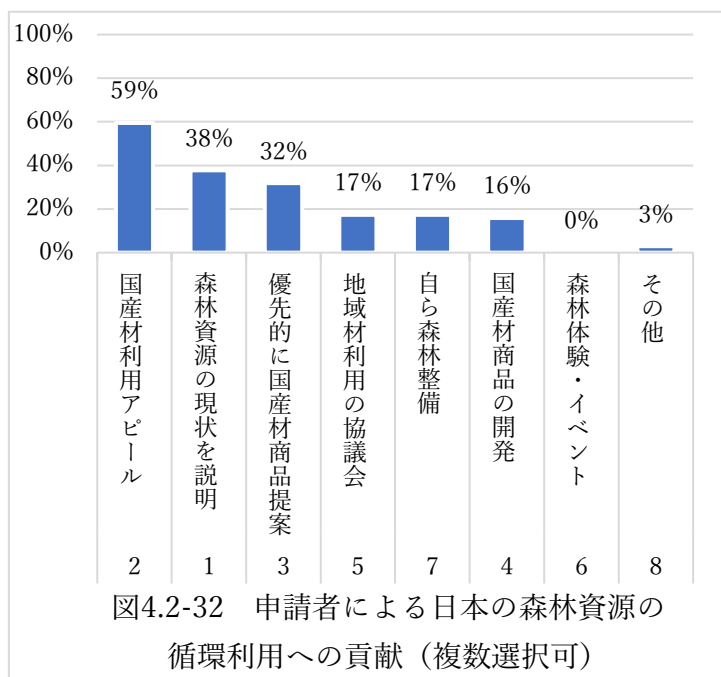
塀のイメージの良さを売りにして施主の興味を引き出そうとする申請者の意図が垣間

見えるが、一方で施主は、木塀を設置した後にどうなるか(経年劣化)、どうすべきか(維持管理方法)を良く知らないという現実を示唆するものと考えられる。最終的には、木塀のメリット・デメリットを施主が納得した上で、木塀の設置の有無を判断することが望ましいことから、理想としては、選択肢2~4の資料がもっと多くの申請者にご活用いただきたいところである。」と記して、選択肢2~4の資料の活用を訴えてきたところである。そうしたこともあり、木製外構を設置した後のことも考えるきっかけとなり得る「メリット・デメリットの説明資料」の重要性の理解が進んでいる様子が伺われる結果となったことは、大変喜ばしい。

4.2.6 申請者による森林資源の循環利用に向けた取り組みについて（設問⑤に対応）

設問⑤では、申請者における日本の森林資源の循環利用への貢献について質した。

その結果、選択肢2「自社が国産材を積極的に利用していることをアピール」が最も多く選択され、その割合は全体の59%(69者中41者)だった(図4.2-32)。一方で、全体の32%(同22者)が選択肢3「施主に対して国産材を使用した商品を優先的に提案」を選んだ。なお、選択肢



2または3のどちらかを選んだ者の割合は全体の57%(同39者)、選択肢2および3の両方を選んだ者の割合は全体の17%(同12者)だった。両者を合算すると74%に達することから、申請者の多くが国産材の利用に積極的である様子が示唆された。

しかし、選択肢4「国産材商品の開発」を選んだ申請者は全体の16%(同11者)と低位に留まることから、実態としては、申請者自らが国産材を使用した商品を開発するというよりは、むしろ、流通業者などが開発した国産材商品を取り扱うことが一般的であると考えられる。

4.2.7 「合法伐採木材」に係る認識について（設問②⑥、②⑦、②⑧、②⑨に対応）

設問②⑥では、「合法伐採木材」という用語を知っていたかについて質した。

その結果、全体の 77% (69 者中 53 者)が「知っていた」を、全体の 23% (同 16 者)が「知らなかった」を、それぞれ選んだ(図 4.2-33)。

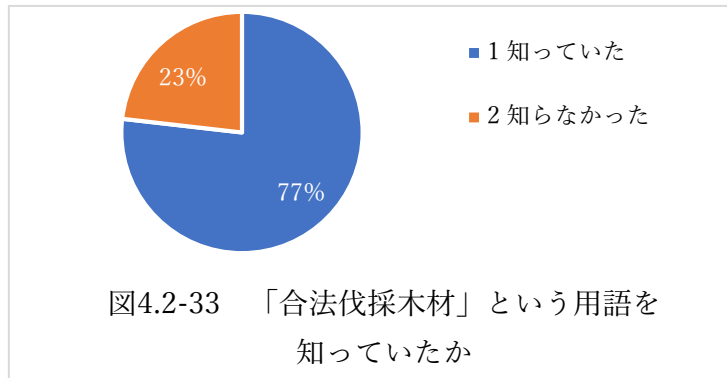


図4.2-33 「合法伐採木材」という用語を知っていたか

更に「知っていた」を選んだ申請者(53 者)に対して、それを知った時期を尋ね、具体的な西暦年度を記入して貰った。

その結果、「2020 年度」が最も多く、それらの 34% (53 者中 18 者)を占めた。次いで「2019 年度」(それらの 13% (同 7 者))、次いで「2018 年度」「2021 年度」および「2023 年度」(それらの 8% (同 4 者))の順であった。(図 4.2-34)。

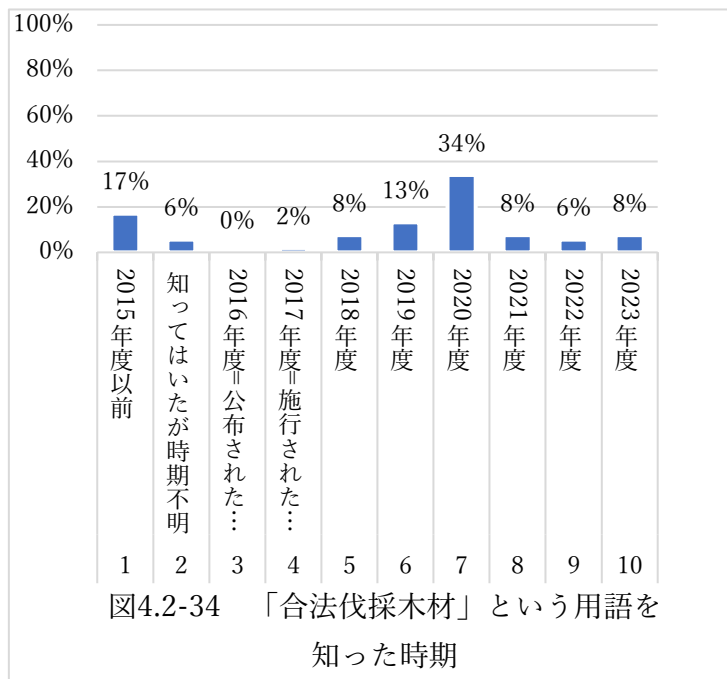
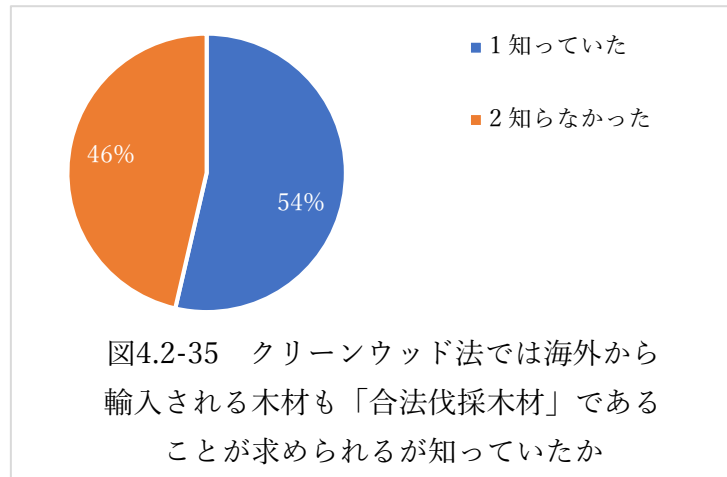


図4.2-34 「合法伐採木材」という用語を知った時期

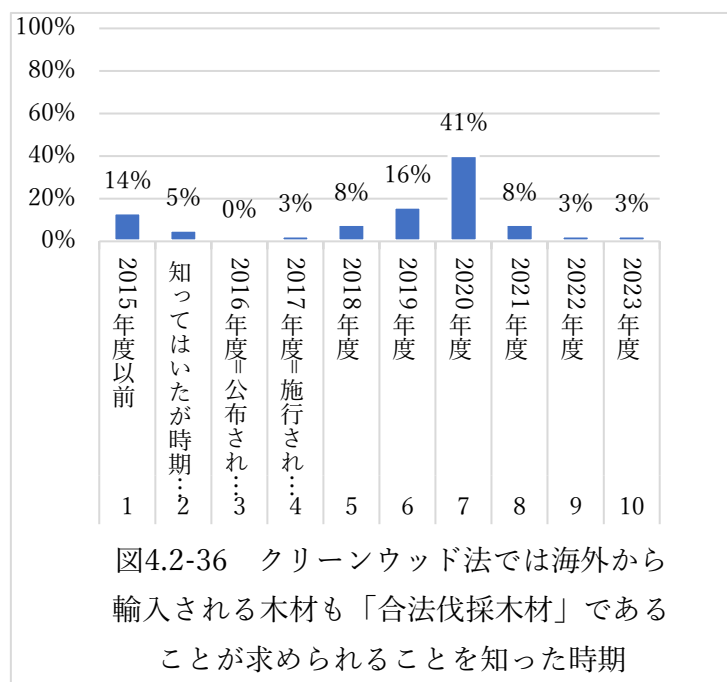
設問②⑦では、クリーンウッド法では海外から輸入される木材も「合法伐採木材」であることが求められるが、このことを知っていたかについて質した。

その結果、全体の54% (69 者中 37 者)が「知っていた」、全体の46% (同 32 者)が「知らなかった」を選んだ(図4.2-35)。



更に「知っていた」を選んだ申請者(37 者)に対して、それを知った時期を尋ね、具体的な西暦年度を記入して貰った。

その結果、「2020 年度」が最も多く、それらの41% (37 者中 15 者)を占めた。次いで「2019 年度」(それらの16% (同 6 者))、次いで「2018 年度」および「2021 年度」(それらの8% (同 3 者))の順であった。(図4.2-36)。



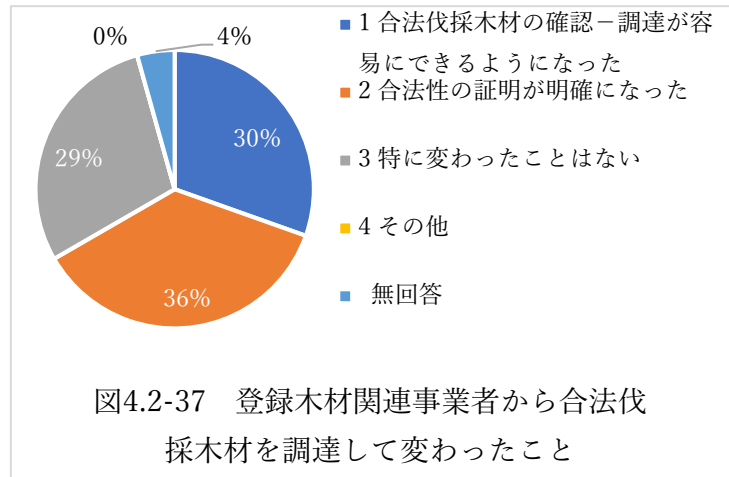
以上を踏まえると、2020 年度をピークとして、その前後の2018-21 年度を含めた時期に「合法伐採木材」という用語の認識が高まったのは、やはり2021 年に開催されたオリンピック・パラリンピック東京大会の影響が大きかったと考えられる。

ただしそれ以降も、例えば2021～2022 年に林野庁木材利用課によって「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」が開催されるなど、合法伐採木材の普及に向けた取組が強化されたこともあり、それが奏功したと考えられる。

設問⑳では、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達した申請者を対象に、登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達して変わったことを質した。

その結果、全体の30% (69 者中 21 者)が選択肢1「合法伐採木材の確認－調達」が

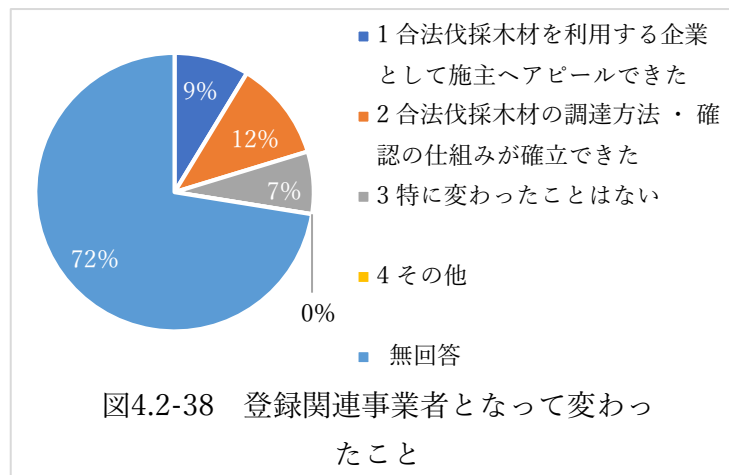
容易にできるようになった」、全体の 36% (同 25 者) が選択肢 2「合法性の証明が明確になった」を選んだ (図 4.2-37)。このことから、申請者の約半数は登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達することを前向きに捉えていたことが示唆された。



一方で、全体の 29% (同 20 者) は選択肢 3「特に変わったことはない」を選択、また全体の 4% (同 3 者) は無回答だった。無回答とした意図を「前向きな変化があったかどうか判断できなかった」ものと推測すると、全体の 1/3 の申請者は、中立的な評価だったことが示唆された。

設問⑳では、本事業期間中に実証事業者が新たにクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者になった場合を対象に、登録木材関連事業者となって変わったことを質した。

その結果、全体の 9% (69 者中 6 者) が選択肢 1「合法伐採木材を利用する企業として施主にアピールできた」を、全体の 12% (同 8 者) が選択肢 2「合法伐採木材の調達方法・確認の仕組みが確立できた」を選んだ (図 4.2-38)。両者を合算すると、全体の 2 割の申請者は、登録木材関連事業者となって変わった点を前向きに評価していた。



一方で、全体の 7% (同 5 者) が選択肢 3「特に変わったことはない」を選択、全体の 72% (同 50 者) が無回答としていることを踏まえると、全体の約 8 割の申請者は「登録木材関連事業者となって変わったこと」を中立的に評価していたことが示唆された。

この傾向は過去に行われた本事業の報告と内容的に同じであるため、特段の変化は認められないところである。すなわち、国内で流通する丸太のほぼ全てが合法伐採木材であり、違法伐採木材を見かけることはまず無いため、「登録木材関連事業者」となることの利点を意識しづらいことによると考えられる。とはいえ、我が国において、違

法伐採木材が流通するリスクは皆無かというそうではなく、主に南九州地方を中心に発生した盗伐によって、わずかではあるが、意図せぬ形で、違法伐採木材を取り扱うリスクは存在すると捉えるべきである。また、外務省 HP (2025 年 1 月 5 日参照) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bunya/bassai.html>) を引用すると「2022 年 9 月に英国王立国際問題研究所(チャタムハウス)が公表した報告書によると、主要な木材由来製品輸出国 37 か国について調査した結果、木材由来製品の違法取引の割合は、過去 20 年間で輸出量、輸出額ともに減少しているものの、国際貿易の全体的増加に伴いその数量及び金額は増加している」と警告を発しており、決して他人事ではない。そうした点を踏まえると、意図せぬ形で違法伐採木材を取り扱う可能性があることを意識しつつ、登録木材関連事業者であることを前向きに評価する雰囲気醸成に努めることが、「登録木材関連事業者となって変わった点」をポジティブに捉えることにつながると考えられる。

4.2.8 施主の木堀に対する意識についての木堀の総延長の規模別の比較

本項では、木堀の総延長の規模別に「総延長小」「総延長中」「総延長大」の 3 つにグループ化して、相対的に比較、分析することにより、施主の木堀に対する意識の違いを明らかにすることをねらいとした。というのは、一般論として、木堀を選ぶかどうかは最終的に施主の判断によるものだが、木堀の「総延長」の大小によって、施主の木堀に対する考え方等が変わってくる可能性が考えられるためである。

なお本事業での木堀の総延長は、6.16m から 103.56m までと、非常に幅広く分布していた。そのため、グループ分けに際しては、ひとつのグループにサンプル数が偏らない様に調整した。その結果、「総延長が 35m 未満(=総延長小のグループ、以下「総延長小」と略す。）」、「総延長が 35m 以上 70m 未満(=総延長中のグループ、以

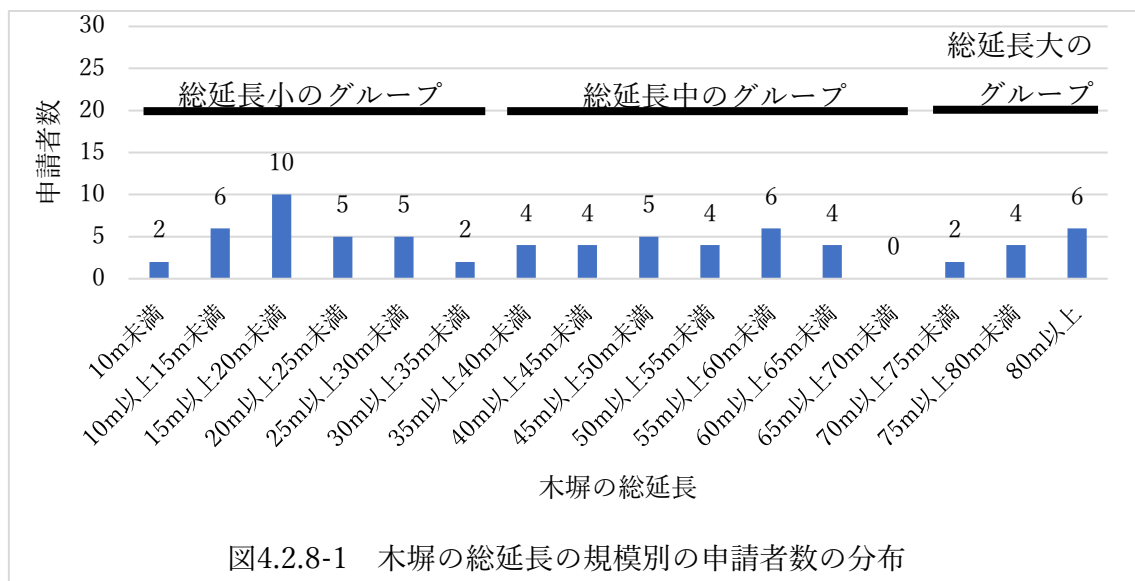


図4.2.8-1 木堀の総延長の規模別の申請者数の分布

下「総延長中」と略す。)、及び「総延長が 70m 以上(=総延長大のグループ、以下「総延長大」と略す。)」の 3 つのグループに分けた。これに伴い、総延長小、中、大のサンプル数(=申請者数)は、それぞれ 30 者(69 者中 30 者なので全体の 44%)、27 者(同 39%)、および 12 者(同 17%)となった。グループ分けした結果を図 4.2.8-1 に示す。

なお、サンプル数は統計解析を行うのに充分ではなかったため、本項ではあくまで施主による意識の違い等を、木塀の総延長の規模別に比較して考察するところまでとした。また、分析対象とした 69 件のうち非住宅は 2 件のみであったため、各グループにおける非住宅を含む割合の違いによる考察は行っていない。

4.2.8.1 設問⑰「本施設を供給するに当たって、施主から当初どんな要望があったか」に対する回答についての木塀の総延長の規模別の比較

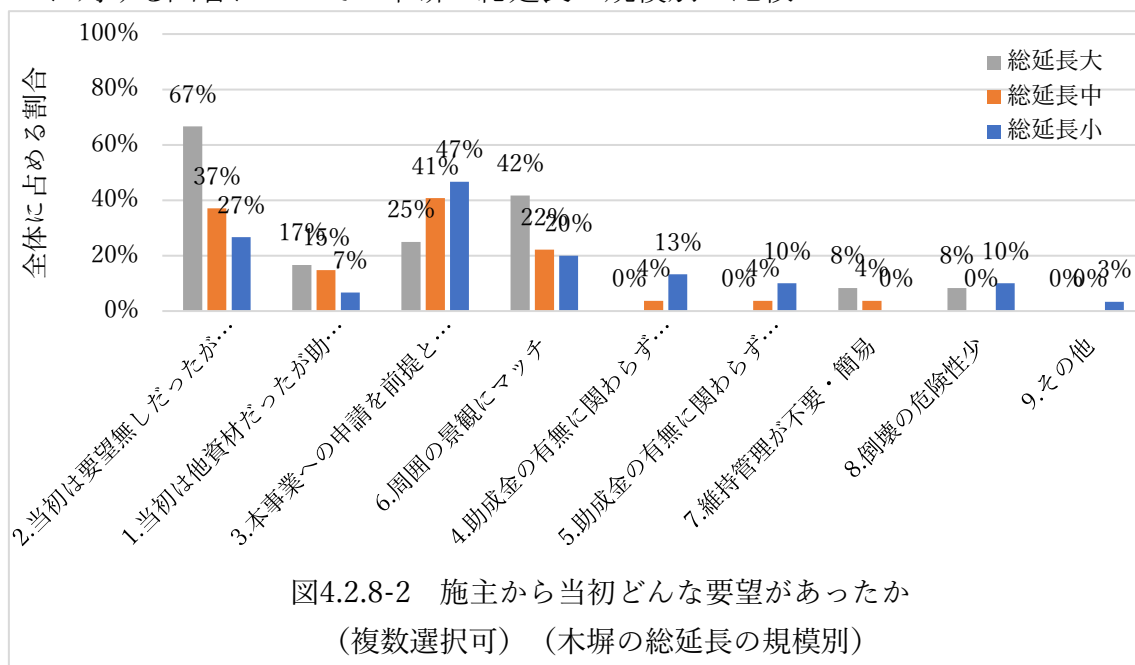


図 4.2.8-2 に、設問⑰「本施設を供給するに当たって、施主から当初どんな要望があったか」に対する回答について、木塀の総延長の規模別の比較結果を示す。

その結果、選択肢 2「当初は要望無しだったが助成金が出ることで木製に変更」及び選択肢 1「当初は他資材だったが助成金が出ることで木製に変更」を選んだ割合は総延長大で最も高く、総延長中、小と、総延長が短くなるにつれてこれを選んだ割合は低下した。これらが示された理由としては、総延長大のグループは、総延長中及び小のグループと比較して工事費が相対的に多額になるため、結果として助成金の重要性が高まったことで、これら選択肢を選んだ割合が高くなったと考えられる。ただし、木製であることを気に入って木製外構を指定した訳では無い。その証左に、総延長大のグループでは、選択肢 4「助成金の有無に関わらず当初から木製外構を希望」を選

んだ割合がゼロ、選択肢 5「助成金の有無に関わらず当初から地元産の木材を利用した外構を要望」を選んだ割合がゼロだったことが挙げられる。つまり、外構に使用される資材の種類には関心が乏しかったことが伺われる。

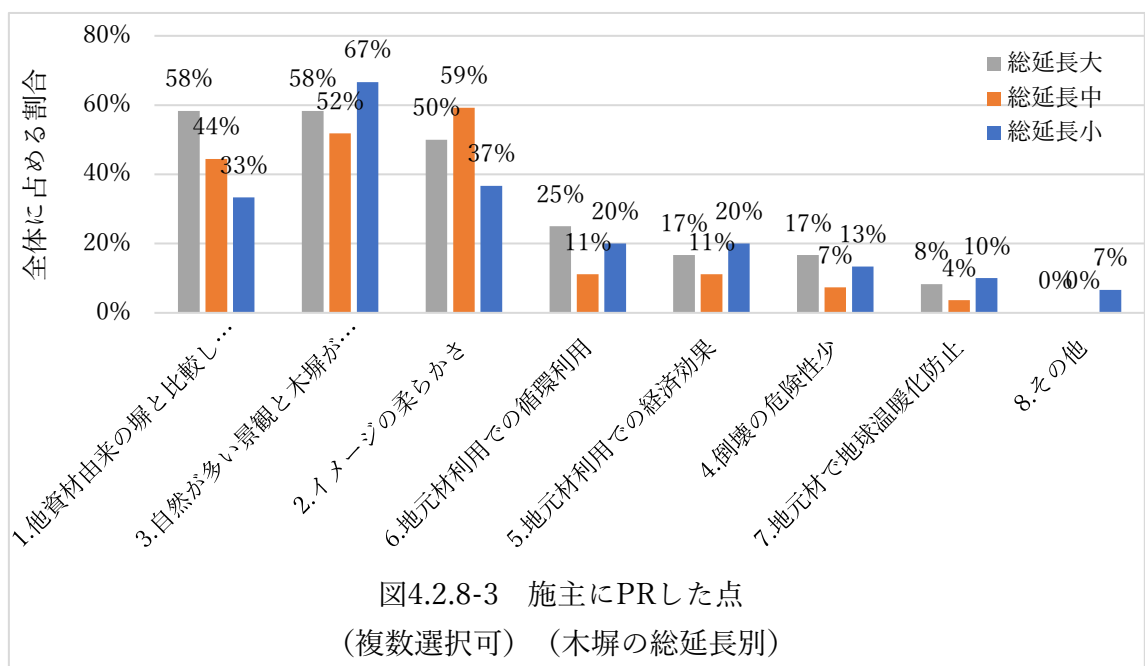
また、選択肢 3「本事業への申請を前提として木製外構とすることを要望」を選んだ割合は総延長小で最も高く、総延長中、大と、総延長が長くなるにつれてこれを選んだ割合が低下するという傾向が見られた。このことを言いかえると、総延長小のグループは、総延長中及び大のグループと比較して「本事業への関心が相対的に高い」「木製外構への興味が相対的に高い」とできる。だが、これを説明する要因が特に見当たらなかったため、総延長の大小が本事業や木製外構への興味とどう関連するかについては不明である。

他方で、選択肢 6「周囲の景観にマッチ」を選んだ割合も、選択肢 2 および選択肢 1 で示した傾向と同様で、総延長大で最も高く、総延長中、小と、総延長が短くなるにつれてこれを選んだ割合は低下した。こうした傾向を示した理由としては、やはり総延長が大なるほど、対象となる木塀が目につきやすくなるため、施主側としては景観上で違和感の無い資材を当初から要望した、と考えられる。

なお上記以外の選択肢については、総延長の大小で明確な傾向が見て取れなかったため、考察を割愛する。

4.2.8.2 設問⑱「設問⑰での施主の反応を踏まえて、施主にどんな点を説明 (PR) したか」についての木塀の総延長の規模別の比較

図 4.2.8-3 に、設問⑱「設問⑰での施主の反応を踏まえて、施主にどんな点を説明



(PR)したか」について、木塀の総延長の規模別の比較結果を示す。

その結果、選択肢 1「他資材由来の塀と比較しての木の良さ」については、総延長が大なるほど、説明に使用されている傾向が見られた。この理由としては、前項での考察から、施主は外構に使用される資材の種類には関心が乏しかったことが伺われたのだが、それを踏まえて申請者側では木製外構を PR するべく「木の良さ」を説明したのではないかと考えられる。

一方で、選択肢 3「自然が多い景観と木塀がマッチしやすい」については、総延長の規模に依らず、いずれのグループにおいても 50%以上が選択していたのは興味深い。ちなみに昨年度および一昨年度では、総延長が大なるほど選択肢 3 が選択される傾向にあったが、逆に昨年度および一昨年度では総延長小のグループで選択肢 3 を選ぶ割合が 50%を下回っていた。なぜこのような傾向を示したかについては、それを説明できる要因が見当たらないため、これ以上の考察は困難である。だが、ひとつ考えられることとして、申請者側は総延長の規模に依らず、建築物、周囲の環境、外構の 3 者の調和を促す狙いがあるため施主に選択肢 3 を敢えて説明、そしてその説明が施主に受け入れられたのではないかと考えられる。

なお上記以外の選択肢については、総延長の大小で明確な傾向が見て取れなかったため、考察を割愛する。

4.2.8.3 総括

本項では、木塀を選ぶ際の施主の意識について、木塀の総延長の規模別に比較し、その違いを考察した。

その結果、木塀を選ぶ際における施主の意識としては、主に助成金の獲得にあったことが示された。これは総延長の規模が大なるほど、それが当てはまった。また、塀に使用される資材の種類には関心が乏しい様子が伺われた。

一方、木塀が周囲の景観と調和することを要望する意識も見受けられた。特に自然が多い場合では、周囲との調和を図る狙いがあるため木塀を採用する傾向も示された。

4.2.9 木塀事業に関する総括

本事業では、木塀を更に普及させることを企図しているが、現状ではそれを阻害する要因が存在する。例えば、近年、特に指摘されることが多いのが「人手不足」である。

それを踏まえて今年度は、新たに設問を新設すると共に、課題を掘り下げる設問での回答の選択肢を追加した。すなわち、設問⑩「現場作業員の確保において何か工夫した点(自由記載)」を新設すると共に、設問⑬「本報告書の実証対象施設の供給において、どのようなことに困りましたか」に対する回答で選択肢 12「現場作業員の確保ができず困った」を追加、および設問⑭「昨年度(2023 年度)以前の木製外構施設

の供給において、どのようなことに困りましたか」に対する回答で選択肢 12「現場作業員の確保ができず困った」を追加した。

その結果、明らかになったこととして、現状での人手不足は一部の申請者に限定（根拠：設問③の選択肢 12「現場作業員の確保ができず困った」を選んだ者は全体の14%だったこと）されるものの、現場レベルではいくつかの対応が既に採られていた。例えば「施工手間がかからない設計を採用」といった設計段階での対応や、「他社に応援を要請」といった同業他社間での人員の融通による対応が申請者で行われており、なおかつ、これらセットで実施されている様子だった。ユニークな対応としては「現場作業員の都合に合わせた工事日程の策定」があった。いまや引っ張りだことなった現場作業員は貴重な戦力として厚遇されており、会社側も背に腹は代えられず、柔軟な対応が取られた様子だった。

ただし、人手不足はそもそも抜本的な解決策が見出しづらいことから、今後も更に拡大する可能性は十分に考えられる。そのため、現時点から人手不足を想定した対応を前もって検討する様に促す必要がある。

他方で、施主の間で本事業の認識が広まっていることを実感させる回答が得られたことは心強い。具体的には、設問⑦「本施設を供給するに当たって、施主から当初どんな要望があったか」に対する回答で、選択肢 3「本事業への申請を前提として木製外構とすることを要望」を選んだ割合が全体の過半数近く（注：正確には 41%）に達したことが挙げられる。この背景には、もちろん助成金の獲得が目当てとなっていることは否定しないが、そうであっても、木製外構の魅力が広く一般に普及しつつあることで本事業の認知度が上がったと解することができる。

そこで重要なのが、木製外構を供給する側の動向である。具体的には、設問⑩「今後、補助事業の有無に関わらず、木製外構事業（木塀事業）を積極的に展開したいか」に対して「（「処理木材」and/or「塗布木材」を使用して）積極的に展開したい」と答える者の割合を更に増やしていく必要がある。2021～2024 年度において、その割合は80%台で安定している（2021 年度：82%、2022 年度：84%、2023 年度：86%、2024 年度（今年度）：80%）ものの、残り 20%弱がなかなか縮まらない状況が続いている。このことが意味することとしては、結局のところ、これまで繰り返し指摘されてきた課題である「木塀の維持管理の煩わしさ」及び「木塀の割高なコスト」への対応がネックとなっていると捉えるべきであろう。というのは、「残り 20%弱」の申請者にとって、助成金無しとなった時に、敢えてリスクを取って木塀事業を展開するには、「木塀の維持管理の煩わしさ」および「木塀の割高なコスト」が許容できないと判断したためであって、結局、これら課題が解決されない限り、「残り 20%弱」の申請者が「積極的に展開したい」側に転じる可能性は薄いことが示唆される。ただし、「木塀の維持管理の煩わしさ」および「木塀の割高なコスト」といったマイナスの要素を上回るプラスの要素、すなわち木塀の

良さ、木の良さ、維持管理していく面白さ等が「残り 20%弱」の申請者に魅力として伝われば、「積極的に展開したい」側に転じる可能性は十分に考え得る。現状においては、本事業がようやく施主や申請者に定着してきたところなので、現状の取組を継続していくことが必要と考える。

本事業を通して、申請者が木塀普及に取り組んだ感想としては、その大部分がポジティブな内容だった。特に「木塀が施主に大変喜ばれた」という好意的な反応が多い様子だった。併せて「木塀の施工を希望する消費者はまだいる(ので、もっと申請したかった)」との声もあり、そうした声を踏まえて、本事業の継続を望む声も多かった。本事業を通じて、木塀の魅力が施主や申請者にもたらされ、今後更に木塀が普及していくことを期待したい。

4.3 WD に関する分析および考察

4.3.1 分析対象としたサンプル数および住宅／非住宅の内訳

全体件数である 24 件のうち、対象外のデータ 5 件を除いた 19 件を対象として、分析に供した。

これらのうち、住宅用が全体の 89% (19 件中 17 件)、非住宅用が全体の 11% (同 2 件)であった(図 4.3-1)。

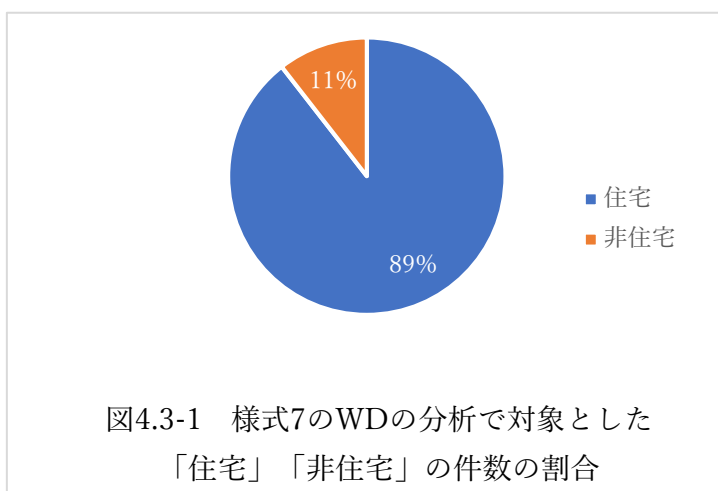


図4.3-1 様式7のWDの分析で対象とした「住宅」「非住宅」の件数の割合

4.3.2 申請者の属性等 (設問①、②、③、④、⑤に対応)

4.3.2.1 申請者の主要な事業形態

設問①で、申請者の主要な事業形態を質した。

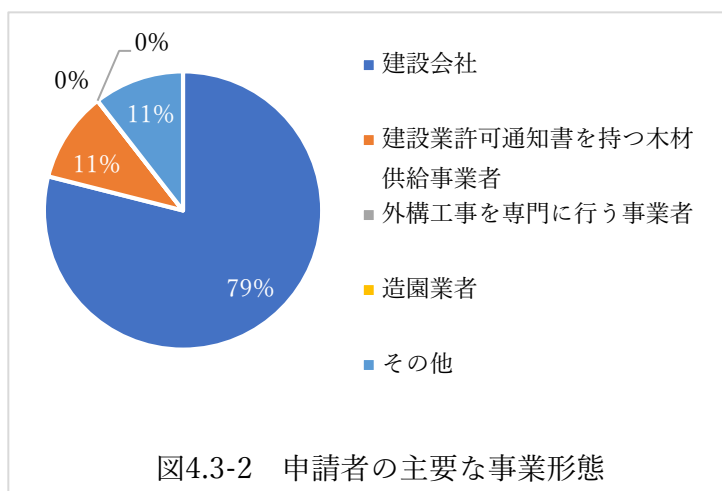


図4.3-2 申請者の主要な事業形態

その結果、全体の79% (19者中15者)が「建設会社」、全体の11% (同2者)が「建設業許可通知書を持つ木材供給事業者」であった。「外構工事を専門に行う事業者」および「造園業者」はゼロだった(図 4.3-2)。「その他」と回答した申請者は2者あり、内訳は1社が「設計事務所」、もう1社が「建設業許可及び木材保存処理施設を持つ木材供給事業者」であった。

設問②では、これまでの当該事業への申請の有無を質した。

その結果、これまでの当該事業に申請したのは、全体の47% (19者中9者)であった(図 4.3-3)。

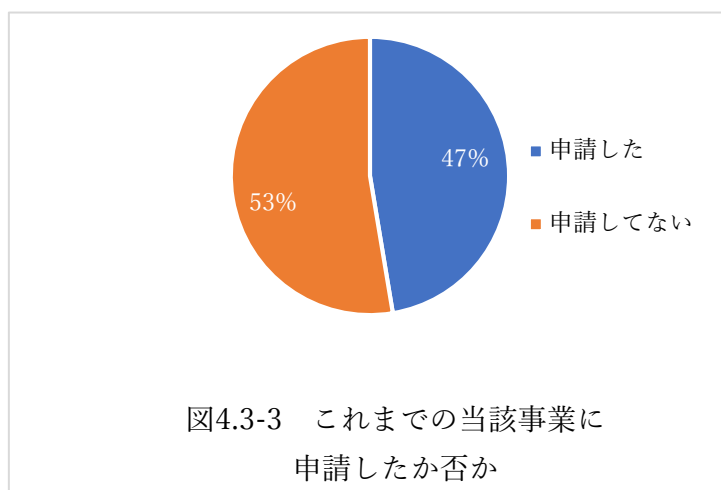


図4.3-3 これまでの当該事業に申請したか否か

4.3.2.2 WDの購入時期および新設の有無

設問③では、WDの購入時期および新設の有無、について質した。

その結果、最も多かったのは「既存建築物において新たに施工したもの」で、全体の68% (19者中13者)を占めた。次いで多かったのは「既存建築物において既存の木製外構を撤去して新たに施工したもの」で、全体の16% (同3者)を占めた(図 4.3-4)。

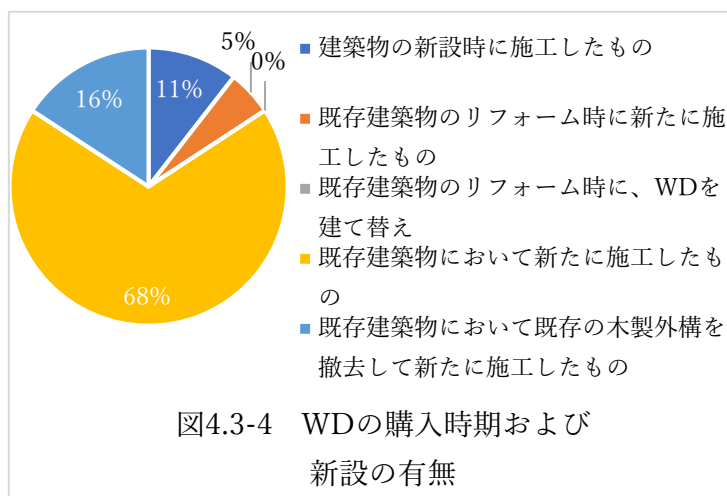


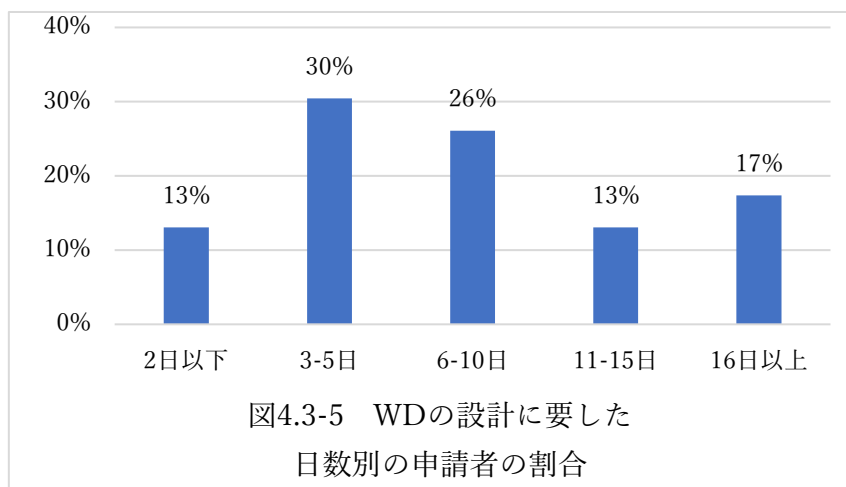
図4.3-4 WDの購入時期および新設の有無

以上からWDの購入時期は、建築物の新設時やリフォーム時に購入することは相対的に少なく、むしろ、住み始めて時間が経過した後購入する傾向にあることが示唆された。またWDの建て替えもニーズとして存在する様子だった。

4.3.2.3 WD の設計、材料調達、現場施工に要した日数、人工数

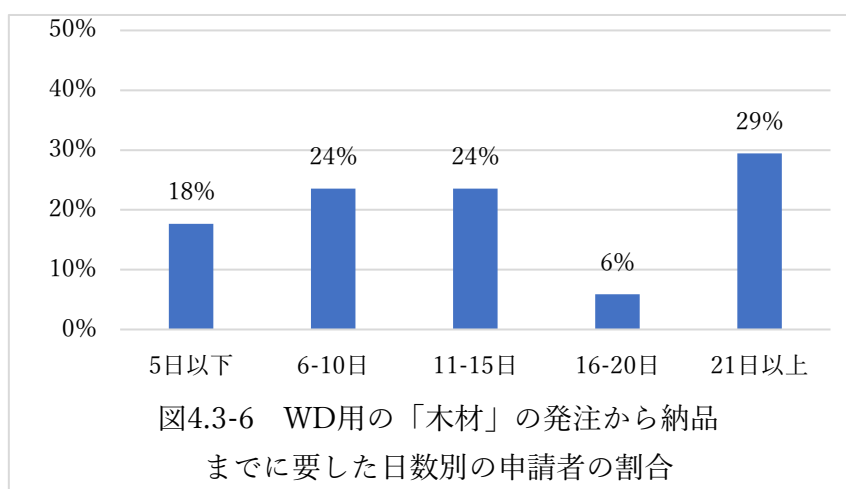
設問④では、WD の設計、材料調達、施工に要した日数、人工数を質した。ここでいう日数は営業日の数をいい、以降でも同様の意味で用いる。

その結果、WD の設計に要した日数は、平均 10.4 日、最短 2 日、最長 30 日であった(図 4.3-5) (有効回答 18 件)。平均日数に着



目すると、昨年度(2023年度)は 7.5 日であったため、昨年度より約 4 割長期化していた。この理由としては、設問③に相当する問の昨年度の回答で「建築物の新設時に施工したもの」を選んだ割合が最も高かった(38%)のだが、WD の設計を当該建築物の設計時に同時並行で行うことができたため、寸法や形状の調整に要する手間が減ったことで、昨年度は相対的に所要日数を短縮できたと考えられる。今年度は昨年度とは異なり、「建築物の新設時に施工したもの」を選んだ割合が全体の 11%と少なく、逆に「既存建築物において新たに施工したもの」は全体の 68%を占めていた。これにより、既存建築物や付帯物の実寸に合わせた設計を行う必要があり、相対的に手間が増えたことで、設計に要する日数が増加したと考えられる。

次に材料調達のうち、WD 用の「木材」について記す。「木材」の発注から納品までに平均 17.2 日、最短 3 日、最長 60 日要していた(図 4.3-6) (有効回答 14 件)。

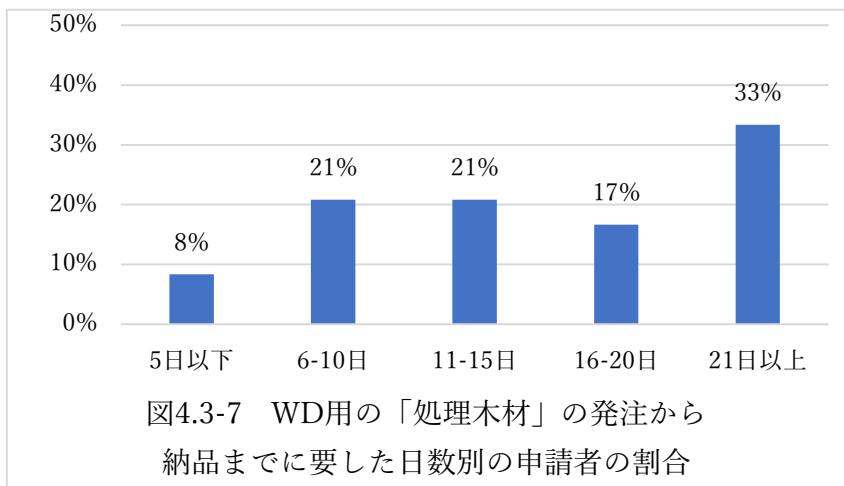


平均日数に着目すると、昨年度(2023年度)は15.1日であったため、昨年度より14%ほど長期化していた。この理由としては、昨年度は「建築物の新設時に施工したもの」の割合が最も多く、これによるメリットとしてWD用の「木材」の調達を当該建築物向けの「木材」の調達と併せて行うことができたため、昨年度は相対的に所要日数を短縮できたと考えられる。一方で今年度は、WD用の「木材」を単独で発注せねばならなかったため、相対的に所要日数が伸びたと考えられる。

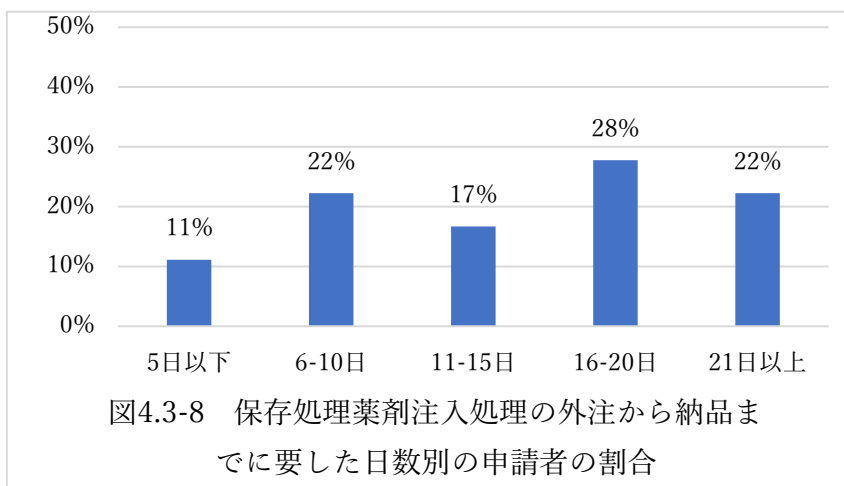
次に材料調達のうち、WD用の「処理木材」について記す。「処理木材」では発注から納品までに平均18.9日、最短3日、最長55日要していた(図4.3-7)(有効回答19件)。

平均日数に着目すると、昨年度(2023年度)は15.0日であったため、昨年度より26%ほど長期化していた。

昨年度は「建築物の新設時に施工したもの」の割合が最も多く、これによるメリットとしてWD用の「処理木材」の調達を当該建築物用のそれと併せて行うことができたため、昨年度は相対的に所要日数を短縮できたと考えられる。一方で今年度は、WD用の「処理木材」を単独で発注せねばならなかったため、相対的に所要日数が伸びたと考えられる。



次に材料調達のうち、「保存処理薬剤注入処理」について記す。「保存処理薬剤の注入処理」では外注から納品までに平均16.2日、最短3日、最長30日要していた(図4.3-8)(有効回答

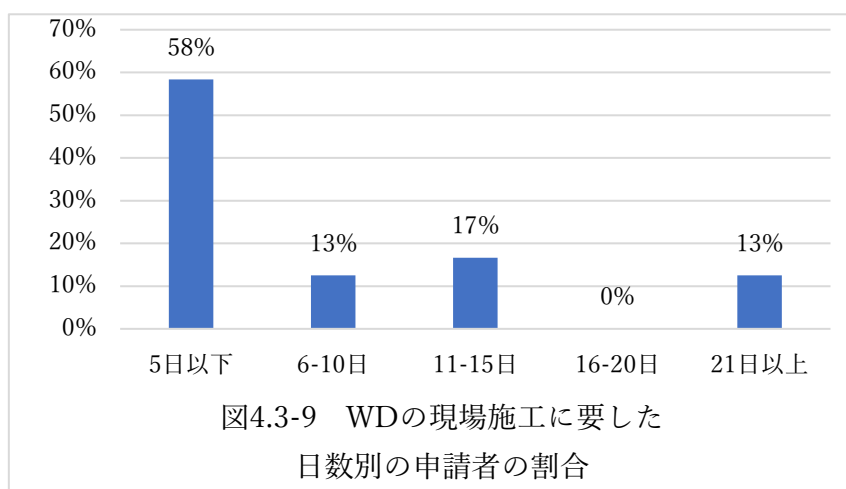


14 件)。平均日数に着目すると、昨年度(2023 年度)は 16.6 日であったため、昨年度と同等か、若干短縮された様子であった。

最後に現場施工について記す。これに要した日数が平均 10.1 日、最短 2 日、最長 45 日だった(図 4.3-9)。

現場施工に要した日数においては、昨年度(2023 年度)の「5 日以下」の割合が 42%であ

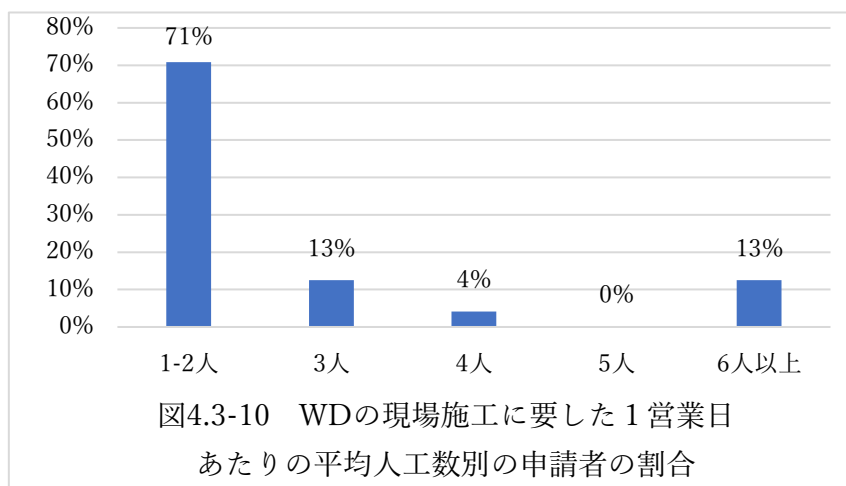
ったのに対して、今年度はその割合が 58%に増加した。一方で「21 日以上」の割合が 4%(昨年度)から 13%(今年度)に増加した。このことから、現場施工に要した日数が両極端化していることが伺われた。



現場施工に要した1営業日あたりの平均人工数について記す。結果、平均 4.6 人工、最小 1.5 人工、最大 30 人工だった(図 4.3-10)。

現場施工に要した1営業日あたりの平均人工について

は、昨年度(2023 年度)の「1-2 人」の割合が 50%であったのに対して、今年度はその割合が 71%に増加した。一方で「6 人以上」の割合は 17%(昨年度)に対して、13%(今年度)と若干の減少にあったことが示された。このことから、平均人工数が少ない現場の割合が増えつつも、多くの人工を要する現場も依然として存在する様子が伺われた。



4.3.2.4 申請者の2019-2023年度における施工実績

設問⑤で、2019-2023年度における施工実績について質した。

その結果、全体の74% (19者中14者)が、WDを取扱った実績ありと回答した。このうち、WDと他資材デッキの両方を取り扱った実績ありと回答したのは全体の32% (同6者)であった。また、他資材デッキのみを取り扱った

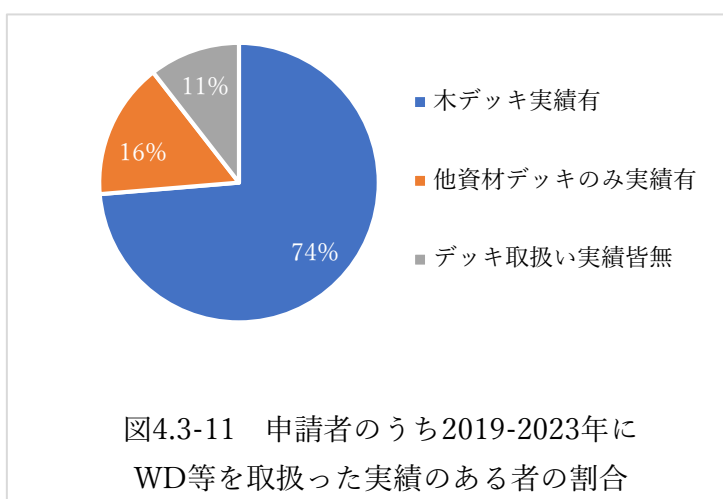


図4.3-11 申請者のうち2019-2023年にWD等を取扱った実績のある者の割合

実績のある者は全体の16% (同3者)だった。なお全体の11% (同2者)が、WDを取扱った実績皆無と回答した(図4.3-11)。

4.3.3 WDを供給する動機

4.3.3.1 2023年度以前のWDの供給状況およびその理由 (設問⑦、⑧、⑨、⑩、⑪に対応)

設問⑦では、2023年度以前に処理木材や塗布木材を使用してWDを供給していたどうかを質した。

その結果、2023年度以前に(処理木材や塗布木材のいずれかを使用して)供給していたと回答した申請者は、全体の63% (19者中12者、うち処理木材で9者(選択肢1に該当)、塗布木材で3者(選択肢2に該当))を占めた。また、選択肢5「(2021年度以前に)WDの供給を行ったこと経験無し」が全体の

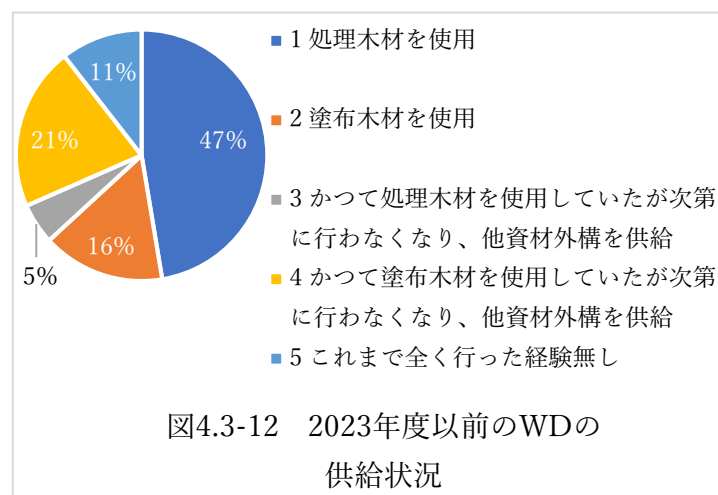


図4.3-12 2023年度以前のWDの供給状況

11% (同2者)だった。一方で、選択肢3「かつて処理木材を使用していたが次第に行わなくなり、他資材外構を供給していた」、及び選択肢4「かつて塗布木材を使用していたが次第に行わなくなり、他資材外構を供給していた」を選んだのは、それぞれ、全体の5% (同1者)、および全体の21% (同4者)だった(図4.3-12)。

設問⑧では、設問⑦で選択肢1又は2を選んだ12者に対して、その理由を質した。

その結果、それらの58% (12者中7者)が選択肢1「もともと主要商材であるため」を、それらの33% (同4者)が選択肢2「施主からの要望が多いため」を、それらの33% (同4者)が選択肢3「設計の自由度が大きい」を、それぞれ選んだ(図4.3-13)。

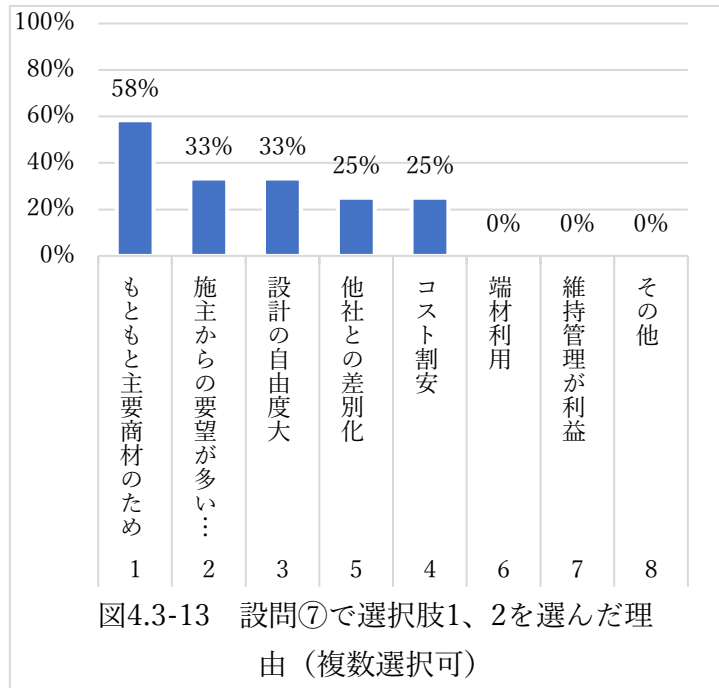


図4.3-13 設問⑦で選択肢1、2を選んだ理由 (複数選択可)

設問⑨では、設問⑦で選択肢3又は4を選んだ5者に対して、その理由を質した。

その結果、それらの80% (5者中4者)が選択肢1「施主からの要望が少ないため」を、それらの60% (5者中3者)が選択肢2「施主が維持管理を嫌がったため」を選んだ。なお結果を表すグラフは、回答数が少ないため割愛する。

設問⑩では、設問⑦で選択肢5を選んだ2者に対して、その理由を質した。

その結果、全員(2者中2者)が選択肢1「施主からの要望が無い」を選んだ。なお、結果を表すグラフは、回答数がわずかであるため割愛する。

設問⑪では、設問⑦で選択肢3、4、5のいずれかを選んだ7者に対して、申請者が本事業に取り組むに当たって重視した点を質した。

その結果、それらの29% (7者中2者)が選択肢1「流通業者から勧誘されたため」、選択肢4「もともと興味あり」、選択肢7「国産材を使った新たな商品開発に興味があったため」をそれぞれ選んだ。なお、結果を表すグラフは、回答数がわずかであるため割愛する。

設問⑫では、申請者が本事業に取り組むに当たって重視した点を質した。

その結果、全体の 68% (19 者中 13 者) が選択肢 1「設計施工ノウハウの収集」を、全体の 47% (同 9 者) が選択肢 2「事業性の見極め」を、それぞれ選んだ(図 4.3-14)。

これらの回答の傾向を踏まえると、申請者の多くは、本事業を通して WD の設計、施工のノウハウの収集、及び事業性の見極めを目的として、本事業に取り組んでいたことを示唆された。

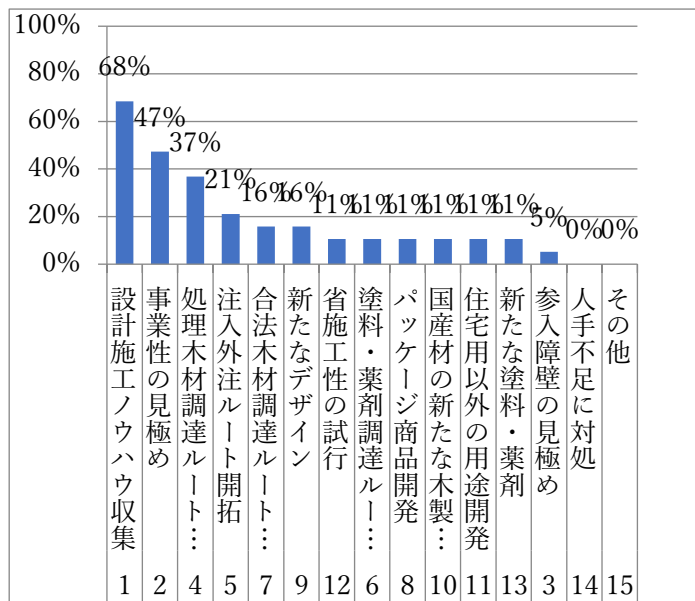


図4.3-14 申請者が本事業に取り組むに当たって重視した点 (複数選択可)

4.3.3.2 WD の供給で困ったこと (設問⑬、⑭、⑮に対応)

設問⑬では、申請者が本事業実施においてどんなことに困ったかを質した。

その結果、全体の 42% (19 者中 8 者) が選択肢 10「処理木材を使用したけど困ったことは無い」を、全体の 16% (同 3 者) が選択肢 11「薬剤注入処理を外注したが困ったことは無い」を、全体の 42% (同 8 者) が選択肢 13「現場作業員の確保はできており困ったことは無い」を選んだ(図 4.3-15)。これらの選択肢を選んだ申請者は全体の 68% (同

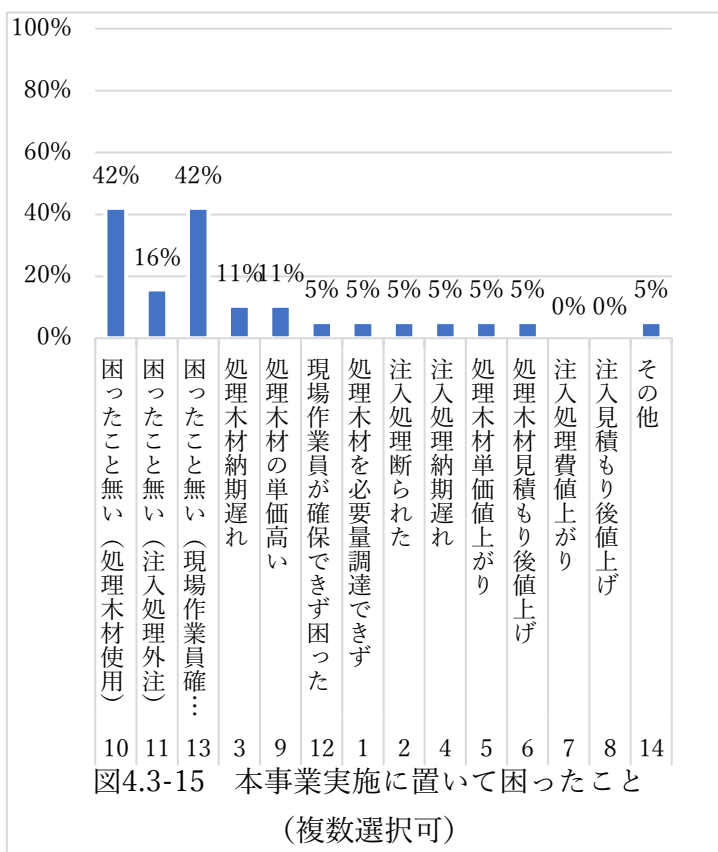


図4.3-15 本事業実施に置いて困ったこと (複数選択可)

13 者)に上っており、言い換えると、それら以外の者は何らかの問題が生じていたことが伺われる。

このうち逼迫度の高い問題として、「現場作業員の確保」が挙げられる。これについては全体の 5%(同 1 者)が選んだ。ここでは前項の設問⑫の回答と併せて考察すると、設問⑫において選択肢 14「人手不足に対処するための新たなプランや施工方法の開発」を選んだ申請者はゼロだったことから、現状では現場作業員確保の困難化を認識しつつも、それに対する対処は特段に行っていないことが明らかとなった。ということは、現場作業員確保が困難化しつつも、まだ何とかなっている状況と推測できる。ただし、今後は更に困難化が強まると予想されることから、人手不足に対処するための新たなプランや施工方法の開発は待ったなしの状況と考えられる。

設問⑭では、2023 年度以前に手掛けた案件において申請者が困ったことを質した。なお本設問では、対象となるのが設問⑦で選択肢 1~4 のいずれかを選んだ者(17 者)となる。

このうち、それらの 24%(17 者中 4 者)が選択肢 10「処理木材を使用したけど困ったことは無い」を、それらの 18%(同 3 者)が選択肢 11「薬剤注入処理を外注したが困ったことは無い」を、それらの 53%(同 9 者)が選択肢 13「現場作業員の確保はできており困ったことは無い」を選んだ(図 4.3-16)。これらの選択肢を選んだ申請者はそれらの 76%(同 13 者)に上っており、言い換えると、それら以外の者は何らかの問題が生じていたことが伺われる。ただし、このうちの 1 者は無回答だったため、具体的な問題の指摘があったのは事実上 3 者となる。

これら 3 者のうち、1 者(当該申請者の 6%)は選択肢 9「処理木材の単価高い」を選

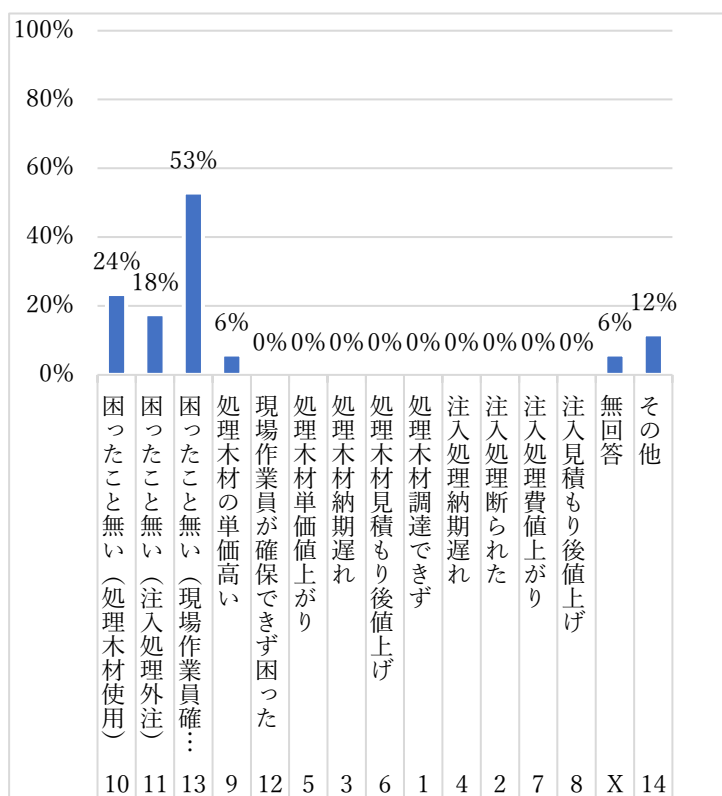


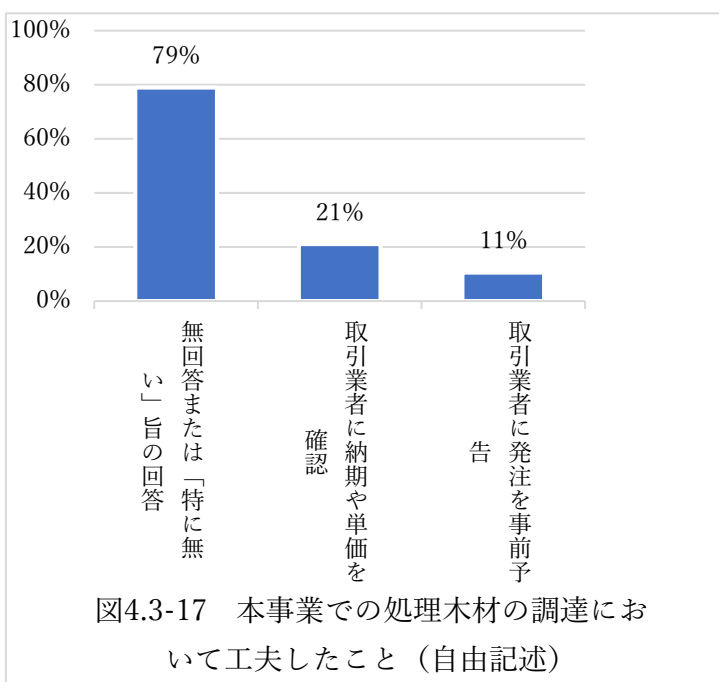
図4.3-16 2023年度以前での案件において困ったこと(複数選択可)

んでおり、問題の内容は明確化されているので除外する。残り 2 者(当該申請者の 12%)は選択肢 14「その他」を選んでいたので、ここでは「その他」に記された自由記述の内容を取り上げる。このうちの 1 者は「スギに比べてヒノキの単価が高いのでデッキ単価が上がり過ぎて困った」、別の 1 者は「木材が足りなくなった」との指摘であった。これらは 2021 年に発生したウッドショックを指すものと予想される。木材の自給率が約 4 割の我が国においては、木材需要の 6 割を海外からの輸入に頼るため、商材である木材の安定的な確保は重要な課題である。とはいえ、ウッドショック自体が非常に大きい課題である上に、末端の需要者単独で解決できる課題ではないため、ウッドショック回避に向けた議論は別の機会に譲りたい。

設問⑮では、本事業での処理木材の調達において工夫した点を自由記述の形で質した。

その結果、このうち全体の 79% (19 者中 15 者)は無回答、または「特に無い」旨の回答だった。ゆえに、何らかの工夫が認められる記述を行った者は全体の 21% (同 4 者)だった(図 4.3-17)。

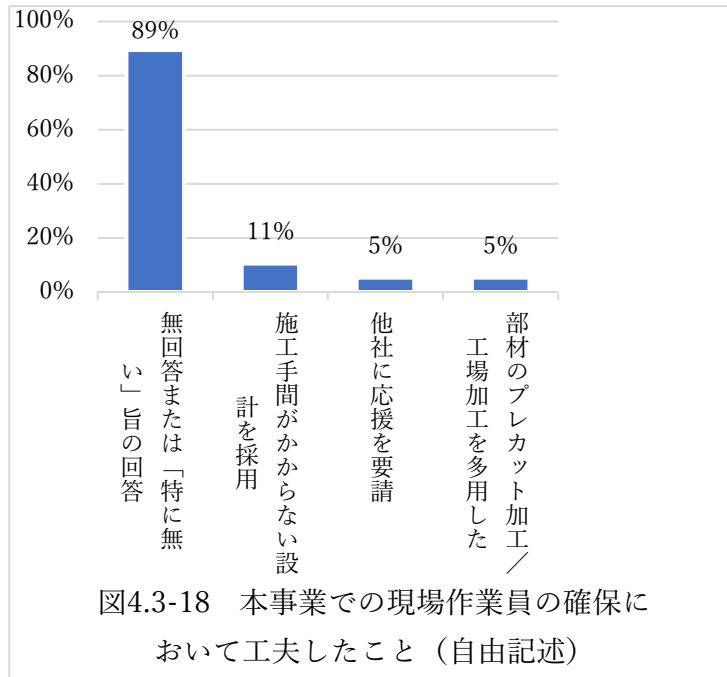
申請者らが行った工夫のうち、最も多かったのが「取引業者に納期や単価を確認する」旨の対応で、全体の 21% (同 4 者)を占めた。また、「取引業者に発注を事前予告する」旨の対応もあった。



設問⑯では、本事業での現場作業員の確保において工夫した点を自由記述の形で質した。

その結果、このうち全体の89%(19者中17者)は無回答、または「特に無い」旨の回答だった。ゆえに、何らかの工夫が認められる記述を行った者は全体の11%(同2者)だった(図4.3-18)。

これらの者のうち、最も多かったのが「施工手間がかからない設計を採用」の対応だった。また、「他社に応援を要請」「部材のプレカット加工/工場加工を多用」の対応もあった。

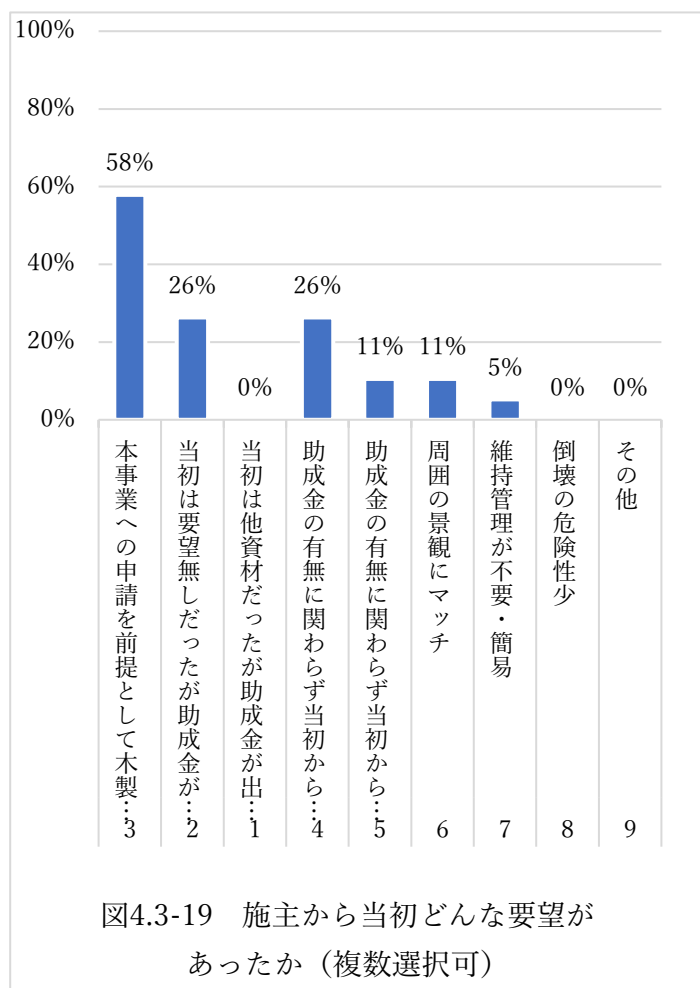


4.3.4 施主とのコミュニケーションについて (設問⑰、⑱、⑲に対応)

設問⑰では、本施設を供給するに当たって、施主から当初どんな要望があったかを質した。

その結果、最も多かったのは選択肢3「本事業への申請を前提として木製外構とすることを要望」で、全体の58%(19者中11者)が選んだ。次に多かったのは選択肢2「当初は要望無しだったが助成金が出ることで木製に変更」で、全体の26%(同5者)が選んだ(図4.3-19)。

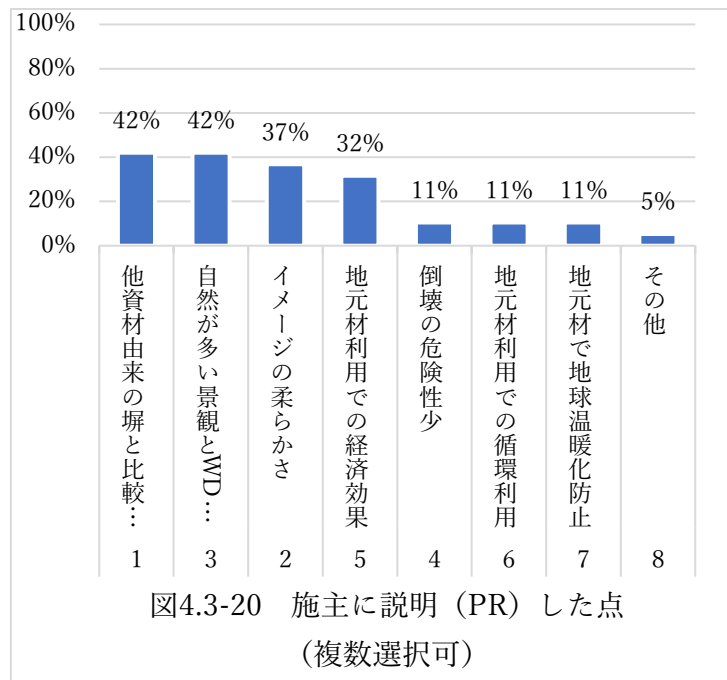
「助成金」支給がインセン



タイプとなったと考えられる選択肢3及び2を合算すると、全体の84%(同16者)に上った。このことは、多くの施主にとって助成金獲得が重要な動機となっていることを示している。同時に、本事業の認知度が高まっていることを示唆している。

また、全体の26%(同5者)が選択肢4「助成金の有無に関わらず当初から木製を要望」を選択(注:うち2者が選択肢5「助成金の有無に関わらず当初から地元材を要望」も選択)したことから、木製のデッキを要望する者が一定程度存在することが示唆している。

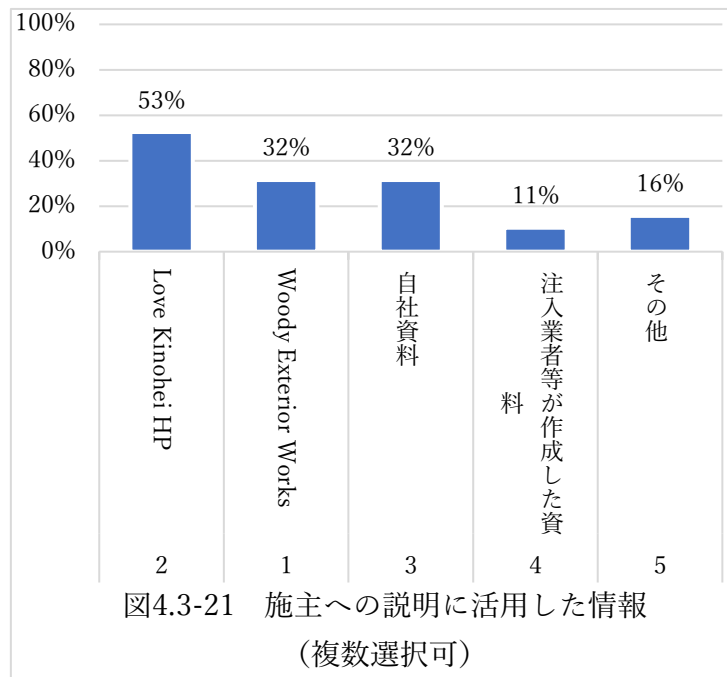
設問⑱では、本施設を供給するに当たって、施主にどんな点を説明(PR)したかを質した。



その結果、全体の42%(19者中8者)が選択肢1「他資材由来のデッキと比較しての木の良さ」、選択肢3「自然が多い景観とWDがマッチしやすい」をそれぞれ選んだ(図4.3-20)。なお、1者は「その他」を選んだ上で、自由記述欄にて「施主が元々木製を要望していたので特に無し」と回答したものもあった。

設問⑲では、施主への説明にどんな情報を活用したかを質した。

その結果、全体の53%(19者中10者)が選択肢2「Love Kinohei HP」を、全体の32%(同6者)が選択肢1「Wood Exterior Works」を、全体の32%(同6者)が選択肢3「自社資料」を、それぞれ選んだ。(図4.3-21)。なお選



択肢 5「その他」では「特に無し」とのことであった。

4.3.5 申請者における WD 事業の今後の展開について（設問⑳、㉑、㉒、㉓、㉔に対応）

設問㉑では、今後、補助事業の有無に関わらず、木製外構事業(WD 事業)を積極的に展開したいかを質した。

その結果、全体の 58% (19 者中 11 者)で選択肢 1「処理木材で展開したい」を、全体の 11% (同 2 者)で選択肢 2「塗布木材で展開したい」をそれぞれ選んだ(図 4.3-22)。ゆえに計 68% (計 13 者)で WD 事業を今後も展開したい考えが示された。一方で、全体の 21% (同 4 者)で選択肢 3「あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば処理木材で展開したい」を、全体の 11% (同 2 者)で選択肢 4「あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば塗布木材で展開したい」をそれぞれ選んだ。ゆえに計 32% (計 6 者)で WD 事業の今後の展開に消極的な考えが示された。

設問㉑では、上記の設問㉑で選択肢 1 または 2 を選んだ 13 者に対して、その理由を質した。

その結果、それらの 92% (13 者中 12 者)は選択肢 1「木製外構が施主から好評だ

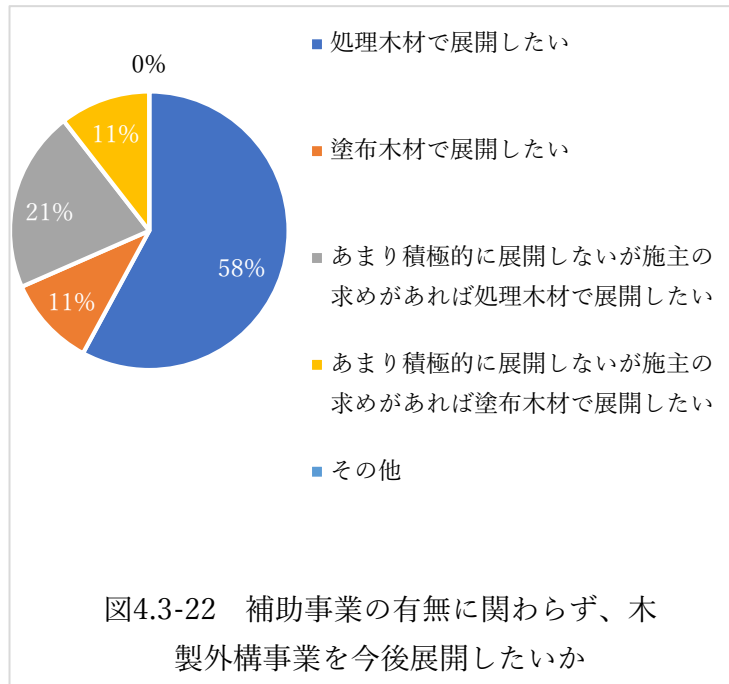


図4.3-22 補助事業の有無に関わらず、木製外構事業を今後展開したいか

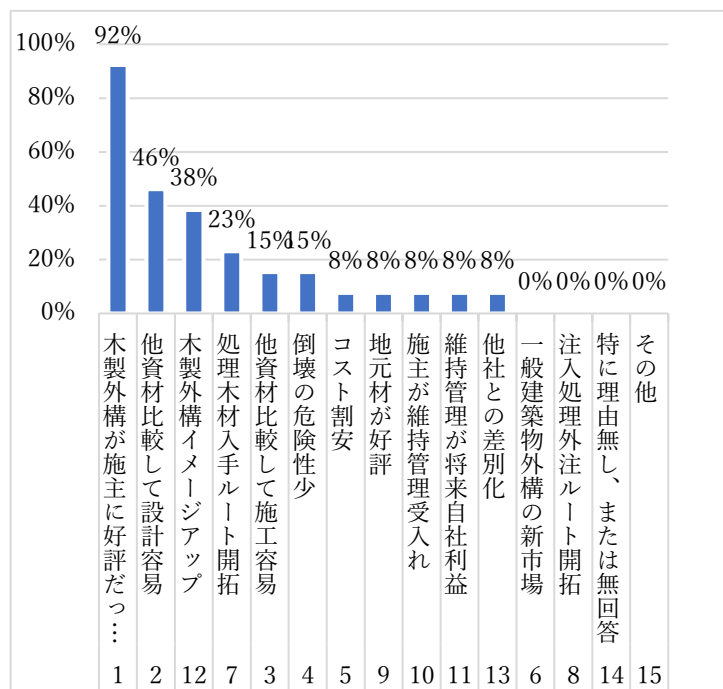


図4.3-23 設問㉑で選択肢1または2を選んだ理由（複数選択可）

ったため」を選んだ。また、それらの46%（13者中6者）は選択肢3「他資材デッキと比較して施工が容易」を選んだ（図4.3-23）。

この結果を踏まえると、申請者にとって木製の方が他資材由来のデッキと比較して設計、施工が容易であるという具体的なメリットを享受しつつ、施主からもWDが好評であることで、今後もWD事業を展開すると判断したと考えられる。

設問⑳では、設問㉑で選択肢3又は4を選んだ6者に対して、その理由を質した。

その結果、これらの50%（6者中3者）は選択肢6「木製外構はコスト割高」を、これらの33%（同2者）は選択肢1「木製外構では維持管理に手間が掛かるため」を選んだ。なお結果を表すグラフは、回答数が少ないため割愛する。

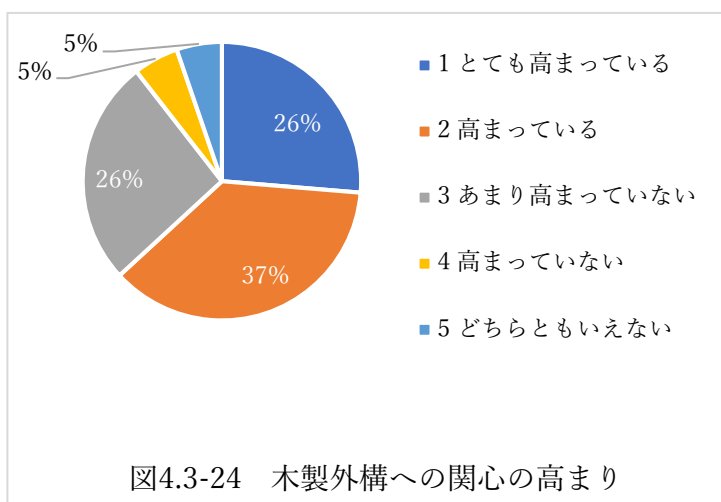


図4.3-24 木製外構への関心の高まり

設問㉒では、本事業に限らず、木製外構への関心が高まっているかどうかについて質した。

その結果、全体の26%（19者中5者）が選択肢1「とても高まっている」を、全体の37%（同7者）が選択肢2「高まっている」を、それぞれ選んだ。両者を合算すると全体の63%が木製外構への関心が高まっていることを支持した（図4.3-24）。

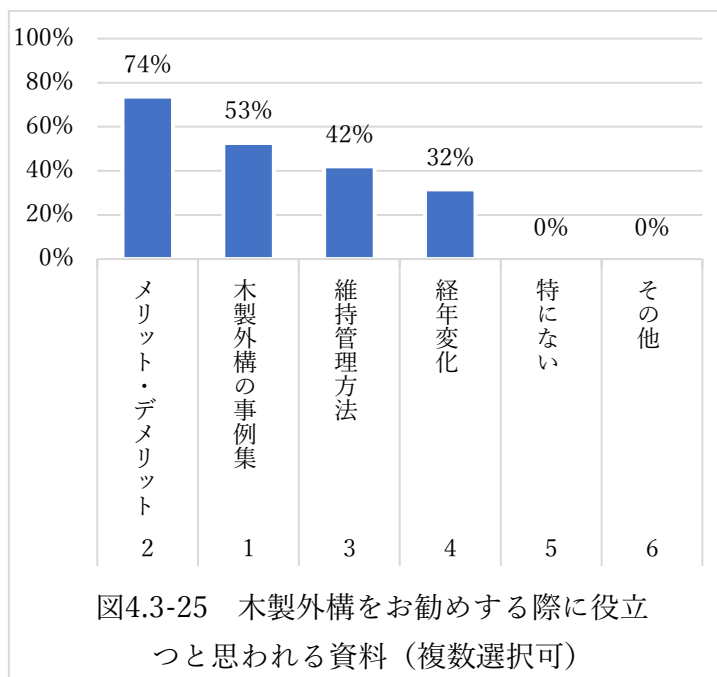


図4.3-25 木製外構をお勧めする際に役立つと思われる資料（複数選択可）

設問㉓では、本事業に限らず、木製外構をお勧めする際に役立つと思われる資料について質した。

その結果、選択肢2「木製外構のメリット・デメリットの説明資料」が最も多くの申請者に選ばれ、その割合は全体の74%（19者中14者）だった（図4.3-25）。ちなみに、昨

年度(2023年度)は選択肢4「経年変化の説明資料」が最も選ばれた(全体の63%(24者中15者))。

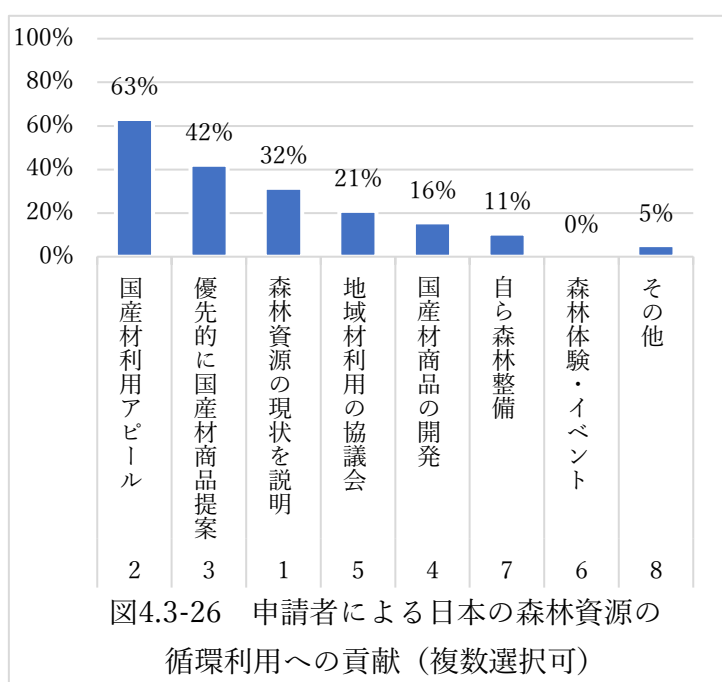
やはりWDは、普段からWD上で作業をしたり、WD上にテーブルを置いて歓談したりすること等で、木塀よりも身近であることから、申請者からの説明は維持管理に力点を置いたものとなるのかも知れない。WDの設置前に、施主が「メリット・デメリットの説明資料」を入手して維持管理の必要性を認識することは理想的である。今後も、施主に対して、WDの良さ(メリット)だけでなく、維持管理に手間暇を要すること(デメリット)もセットで周知できるように努めていく必要がある。

4.3.6 申請者による森林資源の循環利用に向けた取り組みについて(設問②に対応)

設問②では、申請者における日本の森林資源の循環利用への貢献について質した。

その結果、全体の63%(19者中12者)で選択肢2「自社が国産材を積極的に利用していることをアピール」を、全体の42%(同8者)で選択肢3「施主に対して国産材を使用した商品を優先的に提案」を、それぞれ選んだ(図4.3-26)。

選択肢2と選択肢3のいずれかひとつ、またはそれら両方を選んだ者は全体の74%(同14者)に上っていることから、申請者の多くは普段から国産材の利用を心掛けている様子が伺われる。



4.3.7 「合法伐採木材」に係る認識について（設問②⑥、②⑦、②⑧、②⑨に対応）

設問②⑥では、「合法伐採木材」という用語を知っていたかについて質した。

その結果、全体の 79%（19 者中 15 者）が「知っていた」を選んだ。残りの 21%（同 4 者）は「知らなかった」を選んだ（図 4.3-27）。

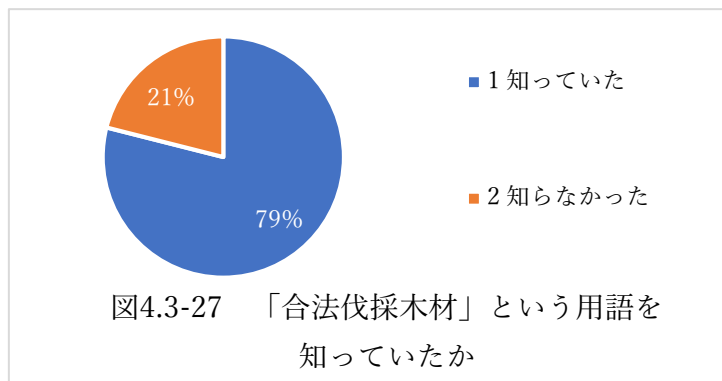


図4.3-27 「合法伐採木材」という用語を知っていたか

併せて、「知っていた」を選んだ申請者（15 者）に対して、それを知った具体的な時期（西暦年度）を尋ねた。

その結果、最も多かったのが「2020 年度」で、それらの 33%（15 者中 5 者）を選んだ。次いで「2022 年度」（それらの 27%（同 4 者））、次いで「2019 年度」（それらの 13%（同 2 者））が選ばれた（図 4.3-28）。

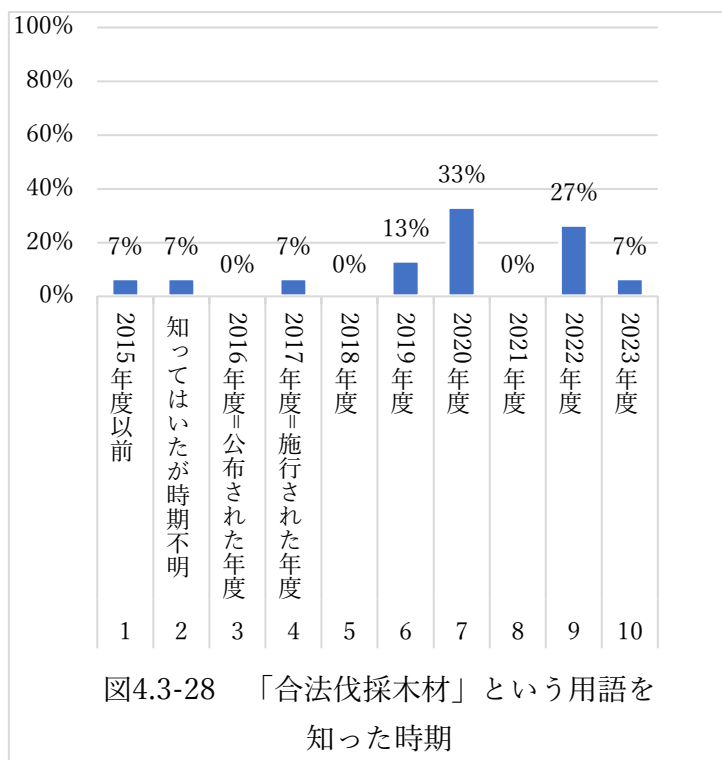


図4.3-28 「合法伐採木材」という用語を知った時期

「合法伐採木材」及びその対義語となる「違法伐採木材」という用語が一般に知らしめた時期は、2021 年に開催されたオリンピック・パラリンピック東京大会の前後だったと考えられる。というのも、

同大会開催時期前後に、競技場等の建設に使用された一部の木材に「違法伐採木材」があったとの報道がたびたび見られたためである（例：日本経済新聞、2021 年 11 月 26 日付け電子版）。本問に対する申請者の回答はそれと同時期であり、申請者も新聞報道等でこの時期に「合法伐採木材」という語を認識した可能性が高い。

設問⑳では、クリーンウッド法では海外から輸入される木材も「合法伐採木材」であることが求められるが、このことを知っていたかについて質した。

その結果、全体の 53% (19 者中 10 者)が「知っていた」を選んだ。残りの47%(同 9 者)が「知らなかった」を選んだ(図 4.3-29)。

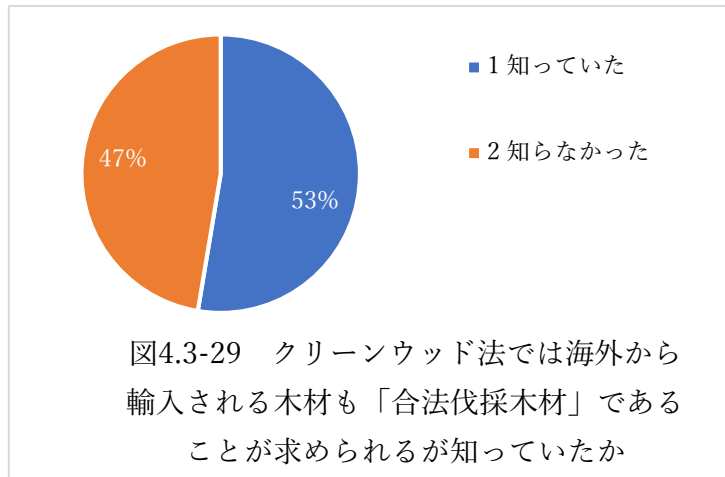


図4.3-29 クリーンウッド法では海外から輸入される木材も「合法伐採木材」であることが求められるが知っていたか

併せて、「知っていた」を選んだ申請者(10 者)に対して、それを知った時期を尋ね、具体的な西暦年度を記入して貰った。

その結果、最も多かったのが「2020 年度」で、それらの 50%(10 者中 5 者)が選んだ。次いで「2019年度」(それらの 20%(同 2 者))、および「2022 年度」(それらの 20%(同 2 者))が選ばれた(図 4.3-30)。

これらの回答の傾向は、前問である設問㉑の回答の傾向とほぼ一致した。このことから、申請者は「クリーンウッド法では海外から輸入される木材も『合法伐採木材』であることが求められる」という認識が、2021 年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会の前後に広まった可能性が高い。

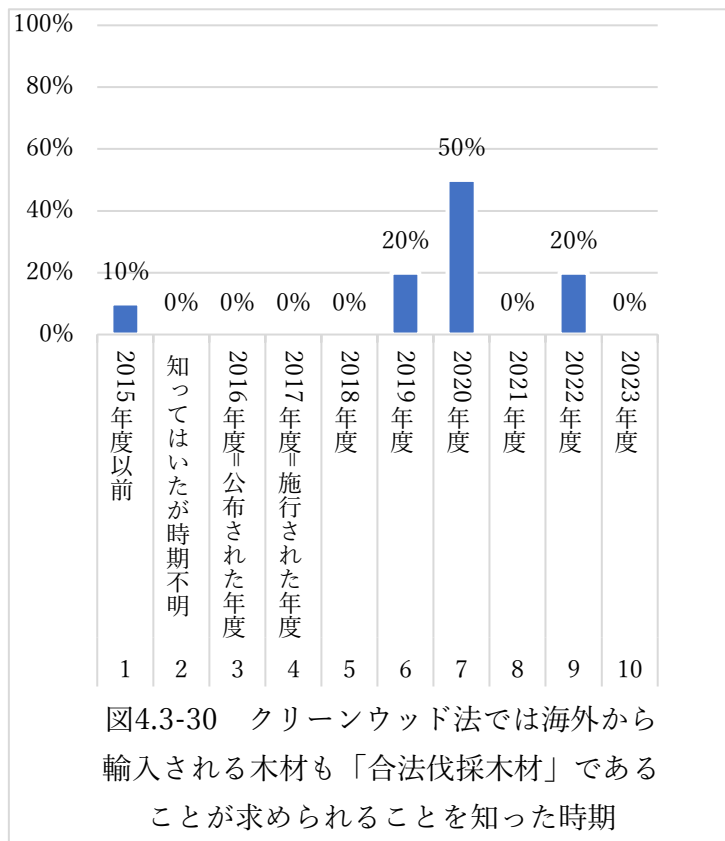


図4.3-30 クリーンウッド法では海外から輸入される木材も「合法伐採木材」であることが求められることを知った時期

設問㉒では、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から合法伐採木材を調

達した申請者を対象に、登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達して変わったことを質した。

その結果、全体の 32% (19 者中 6 者) が選択肢 2「合法性の証明が明確になった」を、次いで全体の 26% (同 5 者) が選択肢 1「合法伐採木材の確認－調達が容易にできるようになった」を、それぞれ選んだ。しかしながら、全体の 37% (同 7 者) が選択肢 3「特に変わったことはない」を選び、全体の 5% (同 1 者) が「無回答」とした (図 4.3-31)。

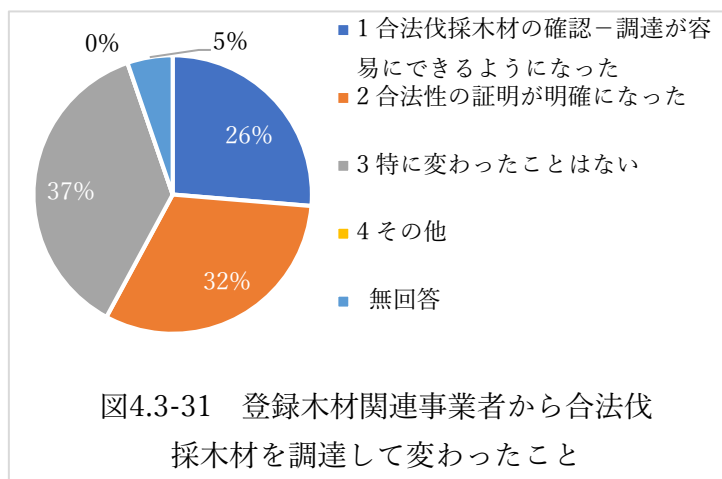


図4.3-31 登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達して変わったこと

これらを踏まえると、申請者の半数強は登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達することを前向きに捉えていたと判断できる。

一方で、残りの半数弱は中立的な反応だったことが示唆された。なお、ここでは「無回答」を中立的な反応として扱った。

設問⑳では、本事業期間中に実証事業者が新たにクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者になった場合を対象に、登録木材関連事業者となって変わったことを質した。

その結果、全体の 11% (19 者中 2 者) が選択肢 1「合法伐採木材を利用する企業として施主にアピールできた」を、全体の 16% (同 3 者) が選択肢 2「合法伐採木材の調達方法・確認の仕組みが確立できた」を、それぞれ選んだ。一方で、全体の 16% (同 3 者) は選択肢 3「特に変わったことはない」を選んだ。なお、全体の 58% (同 11 者) は無回答だった (図 4.3-32)。

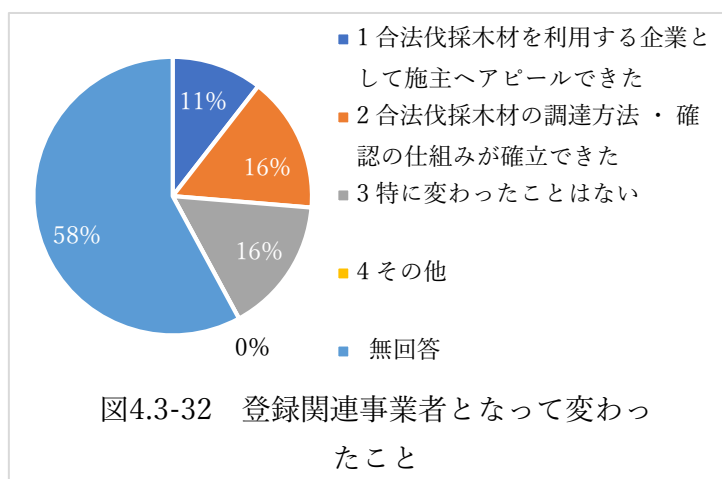


図4.3-32 登録関連事業者となって変わったこと

これらを踏まえると、申請者の 1/4 は登録木材関連事業者となったことをプラスに捉えていたが、申請者の過半数は中立的な反応だったことが示唆された。

4.3.8 WD 事業に関する総括

本項では分析対象が計 19 件と少なかったため、統計解析を行うことはできなかった。しかし、WD 事業に取り組む申請者の意識や対応等を大まかにではあるが把握できたことで、4.1.1 に記した本項でのねらいを達成したと認識する。

WD の普及を阻害する要素の検証という観点で本項を振り返ると、やはり従来から指摘されている「コストが割高」及び「維持管理が煩雑」という課題は依然として存在する。最近では、これらに加えて「(現場作業員の)人手不足」が顕著化しつつある。ここでは「(現場作業員の)人手不足」への対応について特に掘り下げたい。

「人手不足」という課題は、昨年度(2023 年度)の本事業報告書において初めて指摘した。「人手不足」は当初、建設業、物流業、介護業等で発生していたが、最近では企業の規模を問わず、それら以外の業界にも拡大している様子である(2024 年 11 月 13 日付 帝国データバンクによる「人手不足に対する企業の動向調査(2024 年 10 月)」参照)。そうした状況を踏まえると、WD 事業を行う上で求められるのは人手不足に対応した作業内容や作業工程の見直しである。具体的には、設計作業や、現場での施工作業を極力減らした WD 商品の開発が挙げられよう。イメージとしては、WD のプレカット化ということになるだろうか。これにより、WD の設計は CAD で完結、現場施工はプレカット工場で加工された部材の組み立てのみとなり、設計施工に要する人工数を大幅に削減できる。特に住宅新設時に併せて WD を施工する場合には好都合である。しかし、ひとつ難を記すと、今後は新設住宅着工が更に冷え込むことが予想されるため、むしろ WD は既存建築物への設置をメインに想定すべきである。そうすると既存建築物では、WD の設置予定地に既存設置物(例:エアコンの室外機)があったり、地盤が傾斜していたり、等といった難しい条件がある場合も考えられる。よって将来的には、WD を主に既存建築物に設置することを想定して、設置予定地の実寸計測のデジタル化や、施工時の高さ調整ツールの開発等も並行して行うことで、人手不足に対応した技術や商品の開発を期待したい。

なお、自由記述では、「(WD が)施主に大変好評だった」旨のポジティブな内容のほか、「クリーンウッド法について学ぶことができた。今後に活かして行こうと思う」旨のコメントもあり、本事業が行政施策普及の機会となっていることも伺えた。もちろん今後の本事業の継続を望む声も多かった。現状で新設住宅着工が冷え込む中において、WD は消費者の関心が高い貴重な商材であることから、WD の今後の更なる普及に期待したい。

4-2 企画提案型実証事業

企画提案型実証事業は、これまで木材利用が低位であった外構部等の木質化を促進するため、波及効果が期待される施設における外構部及び外装の木質化を通じて、外構部等における木材利用の拡大に係る課題解決に貢献する方法を実証する取組の提案を募集、選定し、これについて支援する事業である。具体的には、耐久性を向上させる維持管理方法など技術的な課題への対応、先進的な取組の効果の実証などを対象として実施した。以下に、今年度採択となった3件について、得られた成果等を記載する。本年度実施した実証事業の概要及びこれまでの実証事業の経過報告をまとめた『外構部等の木質化 実証事例集』も併せて参照されたい。

(1) 次世代スギの利用を想定した外構材への提案(年輪幅の広い杉材を使用した外構材の技術提案)

実証事業者:堀正製材・建設

施設の設置場所:保育所(宮崎県都城市)

施設の種類:木製遊具、パーゴラ

施設の規模:75m²

木材使用量:27.9m³

施設の特徴:

- ・ 年輪幅が6mm以上の目荒材を積極的に使用した。
- ・ 利用実績の少ない髓込心材を DLT(木ダボ接合積層材)に加工し、床パネルとして使用した。
- ・ 組立設置後に撥水性防腐塗料を塗布し、耐候性の向上を図った。
- ・ 構造材は K4当の加圧注入処理材を使用した。

成果等:

- ・ 心材や髓込心材より辺材の方が、曲げヤング係数、曲げ強さ共に高い傾向にあったが、多くの心材や髓込心材が、一定以上の強度を有していることが確認でき、心材や髓込心材でも安全に使用できる可能性示唆された。
- ・ 目荒割角材でも複数回の防腐・防蟻処理を重ねることで、K4の基準を満たすことが確認された。
- ・ 施設関係者へのアンケート調査の結果から、目荒材そのものに対する認識がほとんどなく、安心して使える材料であれば問題ないとする傾向があることが分かった。

(2) スギ・ヒノキ・アカマツ圧密材を用いた外装木質化における温熱環境の検証及び高圧縮材の外装床利用の検証

実証事業者:菊池建設株式会社

施設の設置場所:社屋ビル(神奈川県横浜市)

施設の種類:外壁仕上、床タイル

施設の規模:213.8m²

木材使用量:5.5m³

施設の特徴:

- ・ 圧密、切削加工した木材に加圧注入による防腐・防蟻処理及び木材保護塗料の塗布を行うことで、耐久性・耐候性の向上を図った。
- ・ 仕上げ材表面に加工を施し、複数種類の立体的な意匠を表現した。
- ・ 既存の外壁やタイルにカバーするように施工することで、断熱・遮熱性能の向上を図った。
- ・ 圧縮率の高い圧密材を利用することで、欠損部分から劣化が生じるリスクの低減を図った。

成果等:

- ・ 複数樹種への圧密加工を試みたところ、アカマツで木口面からのヤニの析出が確認されたが、一部であったため、大きな影響は出なかった。
- ・ 圧縮率の高い圧密材の防滑性の検証試験の結果、一般的に床タイル求められる、防滑性を満足していることが確認された。
- ・ 木質化前後の下記の外壁の蓄熱を測定することで、外装木質化がヒートアイランド現象の緩和に寄与する可能性を検証する。

(3) 御堂筋の道路空間再編・滞在空間化における熱処理木材活用による木質化休憩施設等整備プロジェクトの実証

実証事業者:越井木材工業株式会社

施設の設置場所:歩道(大阪府大阪市)

施設の種類:ベンチユニット(座面)

施設の規模:4.7m²

木材使用量:0.1m³

施設の特徴:

- ・ 木材に水蒸気式熱処理(220℃)を行い、切削加工を施した後、熱硬化性樹脂を表面に注入し硬化させ、寸法安定性・耐久性・耐候性の向上を図った。
- ・ 複数の濃度や処理方法によって樹脂処理の条件をばらけさせ、適切な樹脂処理条件の探索を図った。
- ・ パネル化までを工場で製造し、現場での施工の効率化を図った。

成果:

- ・ 整備後に反り・収縮は確認されず、熱処理木材が平使いや屋外といった環境下で

も寸法変化の抑制に効果的である可能性が示唆された。

- ・ 樹脂処理を浸漬と加圧注入の2つの方法で処理し、比較したところ、加圧注入処理の方がはっ水度や退色抑制効果が高いことが確認された。
- ・ 来街者へのアンケート調査の結果より、景観・アメニティ面で有効との回答が得られ、人通りの多い街中で木質化を実施することの有効性が確認された。

第5章 普及・広報活動

5-1 全国規模での普及・広報活動

外構施設の整備を考えている方や自然素材である木材に興味のある消費者に対してホームページ、SNSを活用して積極的なPRを行った。

本事業で運営しているサイト「Love Kinohei」(令和元年度公開)で、

- ① 今年度本事業で整備、実証等した塀やデッキ、外壁について、取材記事 Story2件、施工事例 Works5件を追加
- ② サイトの訪問者をより幅広い年齢層とするため、メールマガジンの運用を継続実施(新規の記事公開などを金曜日にあわせて発行)し、年度内で2本発行。関係各社へのメールニュースとして3本発行した。
- ③ これらの情報等を Facebook、X(旧 Twitter)、Instagram、LINE、Youtubeで紹介
- ④ 令和6年度施工事例を公開するに際し、令和7年3月 11 日に、プレスリリースを実施予定(MSN ニュース、新建ハウジング DIGITAL など 68 媒体で掲載)

を行った。

スマートフォン画面



パソコン画面



これらの例を挙げると以下のとおり。

① 既存コンテンツ追加

(ア) Story みんなのストーリー 取材 2件(令和6年度実施事業)

事業区分	施工場所	実証事業者	施設
企画提案型	大阪府	越井木材工業株式会社	ベンチユニット（座面）
企画提案型	神奈川県	菊池建設株式会社	外装木質化及び外装床利用

大阪府	<p>越井木材工業株式会社</p>  <p style="text-align: center;">耐久性・耐候性を高める処理を施した木材で 都市公共空間木質化の可能性を広げる御堂筋ベンチユニット</p> <p>御堂筋は、大阪市の中心部にある難波から梅田まで南北に貫く、外国人観光客も数多く訪れる人気の高いメインストリートです。大阪府は2019年に「「車中心」から「人中心」のまちへの空間再編」をめざす「御堂筋将来ビジョン」を策定し、御堂筋の車道4車線・側道2車線のうち側道2車線を歩道に拡張する工事を始めています。これを契機に、座面に木材を使用したベンチユニットを広くなった歩道空間に設置する実証事業が実施されました。</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> • 人が歩くだけの空間から、人が滞在できる空間へ • 座面に木材を採用したベンチユニット • 公民連携によって推進する都市公的空間の木質化 • 実績のあるサマウッド処理にフェノール系樹脂含浸処理を掛け合わせる • メンテナンスを省力育き、長く使い続けてもらう
神奈川県	<p>菊池建設株式会社</p>  <p style="text-align: center;">外構・外装木質化による新たな木材利用の可能性</p> <p>建材流通大手のナイス株式会社が持続可能な木材資源の循環に貢献したいとの想いから、外構・外装木質化による新たな木材利用の可能性を探るプロジェクトを2023年より本社ビルで行っています。以前より外構木質化に力を入れており、横浜市鶴見にある本社ビルを実際に工事することで来訪者が直接見ることができる「活きたショールーム」して機能させました。施主のナイス株式会社脱プラ・木質化R&Dセンターの志村将宏さんにそのプロジェクトの詳細を伺いました。</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> • 築30年超のビルをバリューアップする外構木質化プロジェクト • 次世代環境配慮型コンビニ店舗の木質化を実現 • 木材を圧縮する技術でスギ材が外装材へ変貌。木材利用拡大の可能性を探る！ • 表層圧密テクノロジーを使った製品の樹種バリエーションを拡大 • 植栽のベンチは地域の顔の場所へ。外構木質化が目指す未来

(イ) Works 施工事例 5件(令和6年度実施事業)

施工場所	検索用物件種別	施設の種類	会社名
島根県	住宅	ウッドデッキ	さんもく工業株式会社
宮崎県	保育園・幼稚園・児童施設	パーゴラ・その他	堀正製材・建設
宮崎県	住宅	ウッドデッキ	株式会社 西尾組
大阪府	公共空間	エクステリア	越井木材工業株式会社
神奈川県	工場・社屋	ウッドフェンス・その他	菊池建設株式会社



島根
住宅：ウッドデッキ



宮崎
保育園・幼稚園・児童施設：
パーゴラ：その他



宮崎
住宅：ウッドデッキ：エクステ
リア



大阪
公共空間：エクステリア



神奈川
工場・社屋：ウッドフェンス：
その他

(ウ) 施工事例等まとめページ作成



② メールマーケティング

(ア) 目的

サイトの訪問者解析では、若年層がやや少なめで幅広い年齢層のため、プッシュ型の情報提供として SNS だけでなくメールマガジンの運用を実施した。新規の記事公開などを金曜日にあわせて発行した。また事業者中心の全木連メールニュースへも配信を行った。

(イ) 実績・配信数

	メールマガジン配信数	メールニュース配信数
令和7年2月 14 日 Story・施工事例ページ を追加	1,868	5,871

令和7年3月11日 特集ページ公開	-	5,923
令和7年3月21日 Story 公開	1,820	5,885

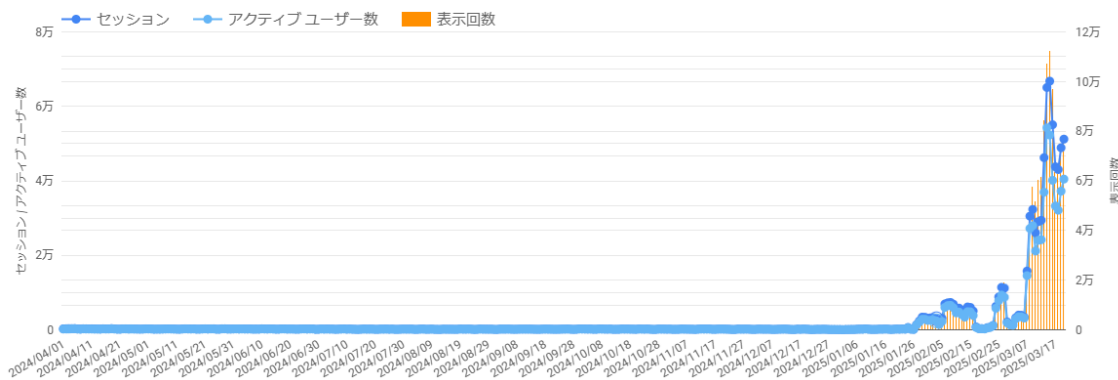
③ オウンドメディアの運用結果

(ア)ウェブサイト <https://love.kinohei.jp>

運用結果(2024/04/01-2025/03/20)

指標	値
訪問したユーザー数	733,939
セッション数(訪問回数)	956,762
ページビュー数(閲覧されたページ数)	1,513,682

アクセスの推移

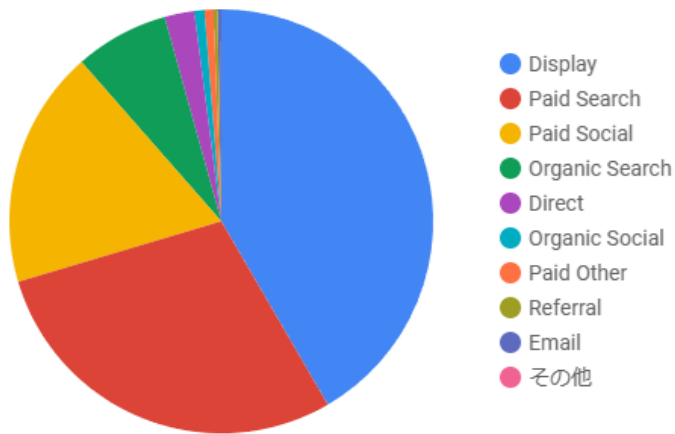


ユーザー属性(デバイス・都道府県 TOP10)

デバイス	説明	ユーザー数	%
mobile	スマートフォン	549,269	90.81%
desktop	パソコン	39,134	7.16%
tablet	タブレット	12,739	2.03%
smart tv	インターネット接続 テレビ	31	0.01%

地域	アクティブユーザー数
1. Tokyo	184,447
2. Osaka	47,382
3. Hokkaido	41,895
4. Chiba	30,607
5. Kanagawa	24,586
6. Aichi	24,449
7. Saitama	22,591
8. Fukuoka	22,182
9. Hyogo	21,964
10. Ibaraki	18,965

集客経路



Display	WEB デisplay 広告	52.89%
Paid Search	検索広告	21.00%
Paid Social	SNS 広告	16.49%
Organic Search	検索	5.23%
Direct	アプリ・ブックマーク	2.34%
Organic Social	SNS(広告も含む)	1.03%
Paid Other	その他広告	0.46%
Email	メルマガ・メールニュース	0.29%
Referral	他サイトからのリンク	0.25%
Organic Video	非広告動画からのリンク	0.01%
Unassigned	経路不明	0.01%
Paid Video	Youtube 動画広告	0.00%

(イ)@lovekinohei SNS 運用実績(2024/4/1~2025/3/20)

施工事例や体験談(ストーリー)を投稿(Youtube は過去年度の制作物の結果)

SNS	フォロワー数 (昨年度末 比較増加率)	投稿 数	表示回数	エンゲージメント
Facebook https://www.facebook.com/lovekinohei/	3,551 (103%)	23	481,317	14,031(いいね、シェア、クリック、コメントした人数)
X https://twitter.com/lovekinohei/	3,305 (98%)	22	6,228	166(いいね、リツイート、クリック、コメント等)
Instagram https://instagram.com/lovekinohei/	5,641 (109%)	24	28,835	604(いいね、プロフィ

				ール、コメント、保存)
LINE https://page.line.me/lovekinohei/	21,263 (211%) ※お友達からブロック数をひいた数	23	11,115	453 (いいね、シェア、クリック、コメント、動画再生)
Youtube https://www.youtube.com/channel/UCESOPHDk9QM-17fZqSORldg	5575 (110%)	0	11,369,100	

Facebook



Instagram



LINE



Youtube



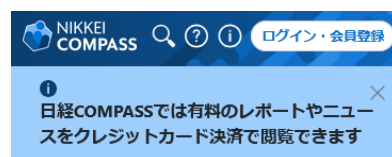
④ プレスリリース

(ア) 令和7年3月 11 日

ア タイトル「全国木材協同組合連合会、外構部等の木質化対策支援事業で施工されたウッドデッキやフェンス、遊具などの事例や取材記事のまとめページを公開」

イ 掲載媒体数 68 媒体

ウ 媒体掲載画面例



全国木材協同組合連合会、外構部等の木質化対策支援事業で施工されたウッドデッキやフェンス、遊具などの事例や取材記事のまとめページを公開【全国木材協同組合連合会】

2025年3月11日 @ P R E S S 2459文字

全国の木材業、木材加工業および木材販売業者が組織する全国木材協同組合連合会（会長：平方宏）は、令和6年度林野庁補助事業として外構..

ログイン後、無料でお読みいただけます。
(無料コンテンツ)

※お問い合わせ先

エ 掲載媒体名

MSN ニュース	東京バーゲンマニア	NOMOOO
ニコニコニュース	LIFULL HOME'S PRESS	Push on! Mycar-life
ニッポンふるさとプレス	RBB TODAY	rentaloffice.bz
ライブドアニュース	@nifty ニュース	Response
ビズハック!	NEWSCAST	SANSPO.COM
施工管理求人.com	ニコニコニュース	SEOTOOLS
新建ハウジングDIGITAL	リセマム	StartHome

LINE ニュース	@Press	woman.excite
@nifty ニュース	30min	えんウチ
antenna	8beat	とれまがニュース
Cube ニュース	Barclay Global BIZ	めしレポ
J-CASTトレンド	BIGLOBE ニュース	アニメ！アニメ！
J-CAST ニュース	bizocean※	インサイド
J-CAST 会社ウォッチ	cinemacafe.net	ノアドット
Jタウンネット	excite.ニュース	マナラボ
NEWS Collect	Game*Spark	徳島新聞 Web
PressCarry	GameBusiness.jp	財経新聞
South65	Infoseek ニュース	超！アニメメディア
StartHome	Mapion ニュース	NIKKEI COMPASS
ふれにゅー	NEWS Collect	@nifty ニュース
イチオシ	NewsCafe	Dtimes
エンタメポスト	NewsPicks	livedoor
ノアドット	Newsweek	

(イ) SNS 広告:ランディング(まとめ)ページの誘導

	LINE	Facebook&Insta	X
表示回数	21,185,239	2,788,681	260,403
クリック数	241,504	28,596	1,244 (リツイート、返信、 いいね数合計)



詳細はこちら

ウッドフェンス・ウッドデッキを楽しもう！
加工がしやすく風合い豊かな自然素材の木🌲で作る
エクステリア。自由なデザインで街や自然の景観にな
じみ、木を使うことで二酸化炭素の固定や持続可能な
社会に🌱

AD

木のある暮らしを応援 🌲 ラブ @lovekino
加工がしやすく風合い豊かな自然素材の木
🌲で作るウッドフェンスやウッドデッキな
どのエクステリア。自由なデザインで街や
自然の景観になじみ、木を使うことで二
酸化炭素の固定や持続可能な社会に🌱
さらに表示



love.kinohei.jpから

🗨️ 🔄 ❤️ 📌

Instagram フィード



(ウ) SNS 広告:投稿の宣伝

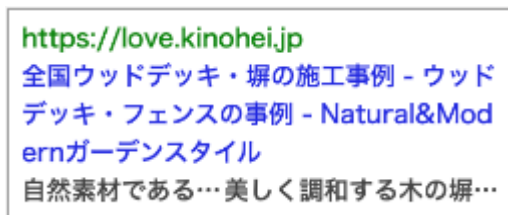
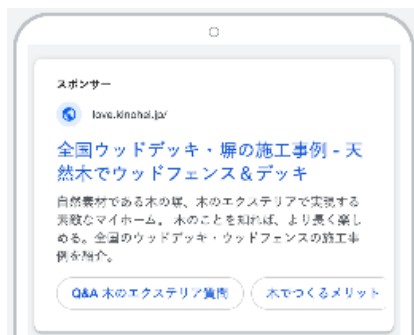
	Facebook&Insta	X
表示回数	811,217	263,265

クリック数	9,326	1,248 (リツイート、返信、 いいね数合計)
-------	-------	--------------------------------



(エ) 検索広告:Google/Yahoo

	Google	Yahoo
表示回数	287,810	355,392
クリック数	63,141	13,928



5-2 地域木材団体における普及・広報活動

地方組織である県木連等と連携し、外構部木質化の普及啓発に向け、Web 説明会を通じた事業の説明、展示会での展示等を通じた普及を実施した。

	実証事業名	実証事業者名
1	次世代スギの利用を想定した外構材への提案（年輪幅の広い杉材を使用した外構材の技術提案）	堀正製材・建設
2	スギ・ヒノキ・アカマツ圧密材を用いた外装木質化における温熱環境の検証及び高圧縮材の外装床利用の検証	菊池建設株式会社
3	御堂筋の道路空間再編・滞在空間化における熱処理木材活用による木質化休憩施設等整備プロジェクトの実証	越井木材工業株式会社

外構部等の木質化対策支援事業 企画提案型実証事業の概要

1 事業の趣旨

本事業は、これまで木材利用が低位であった施設等の外構部及び外装の木質化により、木製外構及び木製外装の認知度の向上や木製外構及び木製外装に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的とし、外構部等に利用できる木質部材の普及や耐久性を向上させる維持管理の方法など技術的な課題への対応等、先進的な取組の効果を実証する事業を支援するものである。

2 対象事業

屋外に設置される外構施設又は外装（戸建住宅の外構施設又は外装を除く。）であって、建築物の外構部及び外装の木質化に係る先進的な取組の効果、又は普及効果の実証を通じて課題解決に取り組む次の実証事業を対象とした。なお、(1)、(2)いずれの実証においても、整備する施設の維持管理計画、成果の普及活動及び成果の波及効果等について検討を行うものとした。

(1) 木材・製品・技術の性能等の検証に関するもの

外構部等における木材の新たな利用方法等を企画し、性能等を確認するもの。

(2) 利用者や社会に及ぼす効果等の把握に関するもの

木質化した外構施設又は外装が利用者や社会に及ぼす効果等を把握するもの。

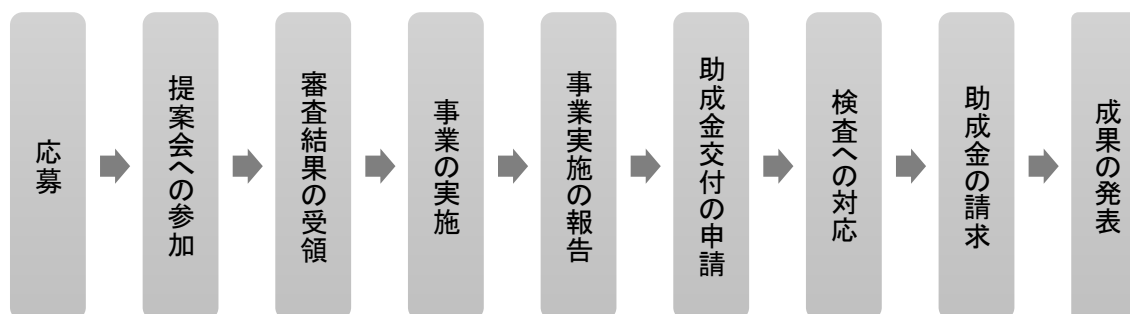
3 補助の内容

別に定める公募及び実施要領によりその経費の定額を助成した。

4 応募期間及び審査結果


令和6年4月26日から令和6年6月26日までの受付期間中に8事業の応募があり、審査の結果、うち3事業を採択した。

● 応募者/事業実施者の手続きの流れは次のとおり。



外構部等の木質化対策支援事業 企画提案型実証事業 成果報告 1

実証事業名	次世代スギの利用を想定した外構材への提案 (年輪幅の広い杉材を使用した外構材の技術提案)
実証事業者名	堀正製材・建設
実証事業概要	<p>将来、成長の早いエリートツリーなどの活用により、年輪幅の広い目荒なスギが多く生産されることが想定される。</p> <p>本事業では、エリートツリー時代の到来を予想して、今のうちから、並材として取り扱われる可能性の高い目荒材の新たな利用方法を開発しておくことが重要であり、年輪幅の広い宮崎スギを使い木製遊具などの外構施設を製作し、目荒材を有効利用することを検証した。</p> <p>得られた結果として、目荒材の木材組織は、密度が低く耐久性や強度も低いイメージがあるが、防腐液含浸量や材質強度に問題は無く、一般のスギ材と同様に利用できる結果が得られた。</p> <p>引き続き経過観察を行い、結果検証等の調査も行っていく。</p>

整備した施設の 写真	
外構施設の種類	木製パーゴラ、遊具
設置場所の名称	たんぼぼ保育園
外構施設の場所	宮崎県都城市

外構部等の木質化対策支援事業 企画提案型実証事業 成果報告 2

実証事業名	スギ・ヒノキ・アカマツ圧密材を用いた外装木質化における温熱環境の検証及び高圧縮材の外装床利用の検証
実証事業者名	菊池建設株式会社
実証事業概要	本実証事業では、スギに加えて人工林を構成する樹種であるヒノキ、アカマツを基材とした圧密材に様々な高次加工を施した仕上材による木質化を実施し。建材としてのバリエーション拡充を図った。また、躯体内外における温熱環境を検証し、外装木質化が既存RC造ビルの省エネルギー化とヒートアイランド現象の抑制に寄与する可能性を検証した。結果として、高次加工を施したスギ・ヒノキ・アカマツ圧密材は問題なく施工されたが、樹種の特性による加工課題も一部では発見された。また、温熱環境測定の結果においては、外装木質化がヒートアイランド現象を抑制する可能性を探るための基礎データと、冬季の断熱性能向上につながる可能性を示した。

整備した施設の 写真	
外構施設の種類	外壁仕上、床タイル
設置場所の名称	ナイスビル
外構施設の場所	神奈川県横浜市鶴見区

外構部等の木質化対策支援事業 企画提案型実証事業 成果報告 3

実証事業名	御堂筋の道路空間再編・滞在空間化における熱処理木材活用による木質化休憩施設等整備プロジェクトの実証
実証事業者名	越井木材工業株式会社
実証事業概要	<p>御堂筋に建設予定のコンクリートベンチを対象に座り心地と意匠性の向上を目的に座面の木質化を図る。課題となる木座面の耐久性及び耐候性は、水蒸気式熱処理で寸法安定性と防腐性能を付与する。新たに褪色抑制の為に樹脂を含浸させることで耐候性の向上を図った。</p> <p>施工を実施した座面では見た目の変色はない。屋外曝露試験では樹脂の注入量の違いで耐候性に関する測定値に差が見られた。促進耐候性試験にて素材と比較した結果、注入量の多い減圧注入が無処理より見た目で特に褪色が抑えられていた。通行者等へのアンケート調査では景観・アメニティ等の面から高い評価が得られた。</p>

整備した施設の 写真	
外構施設の種類	ベンチ
設置場所の名称	御堂筋ベンチユニット
外構施設の場所	大阪府大阪市中央区

外構部の木質化の実証で得られた情報等に関する報告書

この報告書は、実証事業者の皆様から、実際に木製外構施設を整備した際に直面した課題や、その解決に向けて行った取り組みの事例を収集することを目的としたものです。本事業では、皆様からのご報告を基に、木製外構施設の普及に向けた課題を整理し、これを行政機関、施工事業者、木材供給事業者等で共有することにより、木製外構の普及を図り、新たな木材需要の創出につなげていく考えです。実証事業者の皆様におかれましては、是非、率直なご回答をよろしくお願い致します。

本報告書の作成にあたっては、以下の点に留意してください。

1. 本報告書は、実証事業に採択された実証対象施設について報告してください。
2. 事務局は、提出された報告書の内容について追加的な確認や資料提出を求める場合があります。
3. 報告書の内容が不十分である場合には、交付申請に必要な報告書とはみなされず交付申請が受け付けられない場合があります。

<p>○ この報告書の対象となる実証対象施設名：</p> <p>事業申請番号： x _____</p> <p>○ 上記の実証対象施設について以下のいずれかに☑チェックを入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/>住宅 <input type="checkbox"/>非住宅（その建築物の用途： _____ ）</p> <p style="text-align: right;">（例： 幼稚園 ）</p>

以下の設問について、該当する選択肢を選択する、または記述することにより報告書を作成してください。

1. 基本情報

- ① 貴社の主要な事業形態を教えてください。
 - 1. 建設会社もしくは工務店
 - 2. 建設業の許可票を持つ木材供給事業者（製材事業者等）
 - 3. 外構工事を専門に行う事業者
 - 4. 造園業者
 - 5. その他（ _____ ）

- ② これまでに、貴社は「外構部の木質化対策支援事業の外構実証型事業」に申請しましたか。
 - 1. 申請した 2. 申請していない（注：今回の申請が初めて）

- ③ 本報告書の実証対象施設は以下のいずれに該当しますか。
 - 1. 建築物の新設時に施工したもの
 - 2. 既存建築物のリフォーム時に新たに施工したもの（注：既存の木製外構の撤去は無し）
 - 3. 既存建築物のリフォーム時に合わせて既存の木製外構を撤去して新たに施工したもの
 - 4. 既存建築物において新たに施工したもの（注：リフォームは伴わず、既存の木製外構の撤去も無し）
 - 5. 既存建築物において既存の木製外構を撤去して新たに施工したもの（注：リフォームは伴わず）

- ④ 本報告書の実証対象施設の設計、材料調達、施工に要した日数（営業日）、人工数を記載してください。該当しない場合は「－」と記載してください。

設計に要した日数	営業日
木材 ^(注1) の発注から納品までの日数	営業日

耐久性を有する処理木材 ^(注2) の発注から納品までの日数	営業日
保存処理薬剤の注入処理の外注から納品までの日数	営業日
現場施工に要した日数	営業日
現場施工に要した1営業日当たりの平均人工数	人工/営業日

注1：ここでいう「木材」とは注2で定義する「耐久性を有する処理木材」以外の木材を指します。つまり薬剤等の注入処理が行われていない木材で、かつ本事業の「実施要領」第7アで定める合法伐採木材をいいます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

注2：ここでいう「耐久性を有する処理木材」とは、本事業の「実施要領」第7イの「別紙」に示された「外構実証型事業に使用する耐久性を有する木材について」で定める木材のうち、以下のものを指します。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

- ア. JAS規格の性能区分K4相当の注入処理をしたもの又はAQ1種認証材
- イ. JAS規格の性能区分K3相当の注入処理をしたもの又はAQ2種認証材
- ウ. (公社)日本木材保存協会認定の保存剤処理木材および非保存剤処理木材のうち、①無垢のひき板および角材、②合板、単板積層材および集成材のいずれかであるもの

⑤ 2019～2023（令和元～令和5）年度の過去5年間において、貴社が取り扱った「塀」と「デッキ」の累計施工数を材料別に記載してください。実績が無い場合は「－」と記載してください。

<2019～2023（令和元～令和5）年度での「塀」の材料別の累計施工数>
 木製^(注3)で木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもの^(注4)
 _____件
 木製^(注3)で耐久性を有する処理木材を使用したもの^(注5)
 _____件
 アルミや鉄などの金属製： _____件
 コンクリートブロック製その他： _____件

<2019～2023（令和元～令和5）年度での「デッキ」の材料別の累計施工数>
 木製^(注3)で木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもの^(注4)
 _____件
 木製^(注3)で耐久性を有する処理木材を使用したもの^(注5)
 _____件
 アルミや鉄などの金属製： _____件
 コンクリートブロック製その他： _____件

注3：ここでいう「木製」とは、外構施設の主要な部分に木製の板や角材を使用したものをいい、アルミ製または鋼製の支柱に木製の目隠し板や床板等を施工したのも含みます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

注4：ここでいう「木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもの」とは、耐久性を有する処理木材を使用せずに、木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材のみで構成されるものをいいます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

注5：ここでいう「耐久性を有する処理木材を使用したもの」とは、耐久性を有する処理木材のみで構成したもの、耐久性を有する処理木材に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布したもの、耐久性を有する処理木材と木材とを組み合わせで構成したものをいいます。後者について、例えば、地際又は基礎に接する支柱に耐久性を有する処理木材を使用し、目隠し板等に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用した場合なども含みます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

⑥ 「木製」の外構施設を供給（販売、施工）するのは、今回が初めてですか。

1. はい（注：「木製」では今回が初めて）
いいえ

2. 木製外構を供給する動機について

⑦ 2023（令和5）年度以前に木製外構の供給を行っていましたか。

1. 耐久性を有する処理木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていた → ⑧へ
2. 木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていた → ⑧へ
3. かつては耐久性を有する処理木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていたが次第に行わなくなり、他資材由来の外構を主に供給するようになった → ⑨及び⑪へ
4. かつては木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていたが次第に行わなくなり、他資材由来の外構を主に供給するようになった → ⑨および⑪へ
5. これまで全く行ったことがない → ⑩および⑪へ

⑧ 上記⑦で”1”または”2”を選択した理由は何ですか。（複数回答可）

1. もともと木製外構は自社の主要な商材のひとつであったため
2. 施主から木製外構の要望が多いため
3. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計の自由度が高いため
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコストが割安になるため
5. 他社との差別化のため
6. 住宅等の建設の際に余った木材の端材を活用できるため
7. 木製外構施工後の維持管理も請け負うことで将来的な利益につながるため

8. その他（ ）

⑨ 上記⑦で” 3” または” 4” を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 施主から木製外構の要望が少ないため
2. 施主が木製外構の維持管理を嫌がったため
3. かつて耐久性を有する処理木材を調達する際の納期が守られず信頼を損ねたため
4. かつて保存処理薬剤の注入処理を外注する際の納期が守られず信頼を損ねたため
5. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計が煩雑なため
6. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工が煩雑なため
7. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工が長期化するため
8. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコストが割高になるため
9. 木製外構の維持管理に関する情報をあまり持っていないため
10. 防火・防災に関する条例や行政指導で木製外構が規制を受ける可能性があるため
(当該案件が所在する市町村名：_____)
11. 特段の理由はない
12. その他（ ）

⑩ 上記⑦で” 5” を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 施主から木製外構の要望が無い
2. 耐久性を有する処理木材の調達ルートを持っていないため
3. 保存処理薬剤の注入処理を外注するルートを持っていないため
4. 木製外構の維持管理に関する情報をあまり持っていないため
5. 防火・防災に関する条例や行政指導で木製外構が規制を受ける可能性があるため
(当該案件が所在する市町村名：_____)
6. 特段の理由はない
7. その他（ ）

⑪ (上記⑦で” 3” ” 4” ” 5” を選択した方は回答) 今回、貴社が木製外構にチャレンジすることになった動機は何ですか。(複数回答可)

1. 流通業者から勧誘されたため
2. 製材業者から勧誘されたため
3. 耐久性を有する処理木材の製造業者^(注6)から勧誘されたため
4. 木製外構事業にもともと興味があったため
5. 木製外構では他資材由来の外構と比較して軽量なため倒壊によって怪我をする危険性が相対的に少ないため
6. 他社との差別化のため
7. 国産材を使った新たな商品開発に興味があったため
8. 住宅等の躯体工事以外での収益源の開拓のため
9. その他（ ）

注6：以降では「注入業者」と略します。

⑫ 本報告書の実証対象施設では、どのような点を重視しましたか。（複数回答可）

1. 木製外構の設計・施工ノウハウの収集
2. 木製外構の事業性（収益性）の見極め
3. 木製外構事業への参入障壁の見極め
4. 耐久性を有する処理木材の調達ルートの開拓
5. 保存処理薬剤の注入処理を外注するルートの開拓
6. 木材保護塗料や表面処理薬剤の調達ルートの開拓
7. 合法伐採木材の調達ルートの開拓
8. 木製外構のパッケージ商品の開発
9. 新たなデザインの試行
10. 国産材を使った新たな木製外構の開発
11. 住宅用以外の新たな用途に対応した木製外構の開発
12. 現場施工の工期短縮や省施工性の試行
13. 新たな木材保護塗料や表面処理薬剤の試行
14. 人手不足に対処するための新たな商品やプランや施工方法の開発
15. その他（ ）

3. 「耐久性を有する処理木材」について

⑬ 本報告書の実証対象施設において、耐久性を有する処理木材の使用に際して、どのようなことに困りましたか。（複数回答可）

1. 必要な量の耐久性を有する処理木材を調達できず困った
2. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注しようとしたが、外注先からは業務多忙を理由に断られて困った
3. 耐久性を有する処理木材の納期が通常以上に延びて困った
（通常の納期：発注から現場納入まで平均_____営業日要する）
4. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その納期が通常以上に延びて困った（通常の納期：発注から現場納入まで平均_____営業日要する）
5. 耐久性を有する処理木材の単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った（前年同月比の値上がり率：_____％）
6. 耐久性を有する処理木材の単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った（見積もり後の値上がり率：_____％）
7. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った（前年同月比の値上がり率：_____％）
8. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った（見積もり後の値上がり率：_____％）
9. 一般の木材製品と比べて耐久性を有する処理木材の単価が高く施主の理解を得られにくくて困った
10. 耐久性を有する処理木材を使用したけど特段困ったことはない
11. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが特段困ったことはない

12. 現場作業員の確保ができず困った
13. 現場作業員の確保はできており特段困ったことはない
14. その他 ()

⑭ 昨年度（2023年度）以前の木製外構施設の供給において、どのようなことに困りましたか。また、それはいつ頃でしたか。（上記⑦で”5”を選択した方は回答不要）（複数回答可）

1. 必要な量の耐久性を有する処理木材を調達できず困った
（いつ頃？： _____年度）
2. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注しようとしたが、外注先からは業務多忙を理由に断られて困った（いつ頃？： _____年度）
3. 耐久性を有する処理木材の納期が通常以上に延びて困った（いつ頃？： _____年度）（通常の納期：発注から現場納入まで平均 _____営業日要する）
4. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その納期が通常以上に延びて困った（いつ頃？： _____年度）
（通常の納期：発注から現場納入まで平均 _____営業日要する）
5. 耐久性を有する処理木材の単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った（いつ頃？： _____年度）（前年同月比の値上がり率： _____%）
6. 耐久性を有する処理木材の単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った（いつ頃？： _____年度）（見積もり後の値上がり率： _____%）
7. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った（いつ頃？： _____年度）
（前年同月比の値上がり率： _____%）
8. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った（いつ頃？： _____年度）
（見積もり後の値上がり率： _____%）
9. 一般の木材製品と比べて耐久性を有する処理木材の単価が高く施主の理解を得られにくくて困った
10. 耐久性を有する処理木材を使用した的特段困ったことはない
11. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが特段困ったことはない
12. 現場作業員の確保ができず困った
13. 現場作業員の確保はできており特段困ったことはない
14. その他 ()

⑮ 耐久性を有する処理木材の調達において、何か工夫した点がありましたら具体的に記載してください。（自由記載）

【具体的に記載してください】

例えば、流通業者や保存処理薬剤の注入処理を行う業者に対して近いうちに発注するかも知れないことを通知した、あるいは、耐久性を有する処理木材の納期や単価を事前に流通業者に確認した、など具体的に記載してください。

- ⑩ 現場作業員の確保において、何か工夫した点がありましたら具体的に記載してください。（自由記載）

【具体的に記載してください】

例えば、現場作業員確保のため同業他社に対して応援を要請した、あるいは、現場施工に手間が掛かるような複雑なデザインを避けてシンプルなデザインを優先した、など具体的に記載してください。

4. 施主とのコミュニケーションについて

⑰ 本報告書の実証対象施設となった施主からは、当初、どのような要望がありましたか。(複数回答可)

1. 当初は他資材由来の外構を要望したが本事業の実証対象施設に採択されると助成金を受けることができるため木製外構に変更
2. 施主から特段の要望はなかったが本事業の実証対象施設に採択されると助成金を受けることができるため木製外構とすることに同意
3. 当初から本事業への申請を前提として木製外構とすることを要望
4. (助成金の有無に関わらず) 当初から木製外構とすることを要望
5. (助成金の有無に関わらず) 当初から地元産の木材を利用した外構を要望
6. 当初から周囲の景観にマッチした外構を要望
7. 当初から維持管理が不要または簡易な外構を要望
8. 当初から外構施設が倒壊した時に怪我をする危険性が少ない外構を要望
9. その他 ()

⑱ 上記⑰での施主の反応を踏まえて、貴社は、どのような点を施主に説明 (PR) して、木製外構とすることにご納得いただきましたか。(複数回答可)

1. 他資材由来の外構と比較して木製外構は軽くて柔らかいことや手触りが良いことといった「木の良さ」を説明
2. 木製外構が持つイメージの柔らかさを説明
3. 木製外構は自然が多い景観とマッチしやすいことを説明
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較して軽量なため倒壊によって怪我をする危険性が相対的に少ないことを説明
5. 外構に地元産の木材を利用することによる地域経済の活性化を説明
6. 外構に地元産の木材を利用することによる森林資源の循環利用への貢献を説明
7. 外構に地元産の木材を利用することによる地球温暖化防止への貢献を説明
8. その他 ()

⑲ 本報告書の実証対象施設の施主に木製外構について説明する際にどのような情報を活用しましたか。(複数回答可)

1. Woody Exterior Works (外構部の木質化施工事例集)
2. Love Kinohei のホームページ
3. 自社で作成した施工事例集や写真集などの説明資料
4. 注入業者や処理木材供給事業者が作成した資料やパンフレット
5. その他 ()

5. 貴社における木製外構事業の今後の展開について

⑳ 補助事業の有無に関わらず、木製外構事業を今後積極的に展開したいですか。

1. 耐久性を有する処理木材を使用したものを取り扱って積極的に展開したい
→㉑へ
2. 木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したものを取り扱って積極的に展開したい →㉑へ
3. あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば耐久性を有する処理木材を使用したもので対応したい →㉒へ
4. あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもので対応したい →㉒へ
5. その他 ()

㉑ 上記㉐で”1”または”2”を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 木製外構が施主から好評だったため
2. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計を容易にできたため
3. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工を容易にできたため
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較して軽量なので倒壊によって怪我をする危険性が相対的に少ないため
5. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコスト面で割安なため
6. これまでは戸建て住宅の外構部が主な市場だったが今後は一般建築物や公共建築物の外構部を新たな市場として開拓できるため
7. 耐久性を有する処理木材の安定的な入手ルートが新たに開拓できたため
8. 保存処理薬剤の注入処理を外注する際の新たなルートが開拓できたため
9. 地元産の木材の利用が好評だったため
10. 施主が維持管理の必要性を容易に受け入れたため
11. 木製外構施工後の維持管理を自社で請け負うことによって将来的な利益確保につながるため
12. 木製外構が施設のイメージアップにつながるため
13. 木製外構事業を展開することが他社との差別化につながるため
14. 特に理由はない
15. その他 ()

②② 上記②①で” 3” または” 4” を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 木製外構では維持管理に手間がかかるため
2. 木製外構が施主からあまり好評ではなかったため
3. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計が煩雑だったため
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工が煩雑だったため
5. 他資材由来の外構の方が耐久性の面で優れているため
6. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコスト面で割高なため
7. 木製外構に使用する木材、耐久性を有する処理木材、木材保護塗料、表面処理薬剤の保管(在庫管理)に手間がかかるため
8. 耐久性を有する処理木材や、木材保護塗料または表面処理薬剤を塗布した木材の耐用年数が短いため
9. 耐久性を有する処理木材の納期、あるいは、保存処理薬剤の注入処理の納期が守られず信頼を損ねたため
10. 木材保護塗料や表面処理薬剤の塗布を外注したが納期が守られず信頼を損ねたため
11. 現場施工に人手が掛かり過ぎて人員のやり繰りが付かないため(人手不足のため)
12. 特に理由はない
13. その他()

②③ (本報告書の実証対象施設の施主に限らず) 施主の木製外構に対する関心についてどのように感じますか。

1. とても高まっていると思う
2. 高まっていると思う
3. あまり高まっているとは思わない
4. 高まっているとは思わない
5. 施主側に木製外構が良く知られていないのでどちらとも言えない

②④ (本報告書の実証対象施設の施主に限らず) 施主に対して木製外構をお勧めする際にどのような資料があると役立ちますか。(複数回答可)

1. 木製外構の事例集
2. 木製外構のメリット・デメリットの説明資料
3. 木製外構の維持管理方法の説明資料
4. 写真等による経年変化の説明資料
5. 特にない
6. その他()

6. 森林資源の循環利用に向けた取り組みについて

- ②5 貴社は、日本の森林資源の循環利用に貢献するために、どのようなことを行っていますか。(複数回答可)
1. 日本の森林資源の現状を施主に説明している
 2. 自社が国産材を積極的に使用していることをアピールしている
 3. 施主に対して国産材を使用した商品を優先的に提案している
 4. 国産材を利用した商品の開発に取り組んでいる
 5. 地域材の利用を促進する協議会の設立、運営に参加している
 6. 施主向けの森林体験を開催したり、イベントに勧誘をしたりしている
 7. 自ら森林整備を行っている
 8. その他 ()

7. 合法伐採木材の普及について

- ②6 本事業で使用できる木材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下、「クリーンウッド法」という。)に基づき合法性が確認された「合法伐採木材」に限定していますが、貴社では「合法伐採木材」という用語をご存じでしたか。
1. 知っていた(知った時期: _____年度)
 2. 知らなかった
 3. その他 ()
- ②7 クリーンウッド法では、登録木材関連事業者に対して、取り扱う木材等について、木材が伐採された国の法令に適合して伐採されたことの確認を求めており、海外から輸入される木材についても「合法伐採木材」であることが求められますが、ご存じでしたか。
1. 知っていた(知った時期: _____年度)
 2. 知らなかった
 3. その他 ()
- ②8 (クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から調達された方のみお答えください。)登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達して変わったことは何ですか。
1. 合法伐採木材の確認ー調達が容易にできるようになった
 2. 合法性の証明が明確になった
 3. 特に変わったことはない
 4. その他 ()

⑳ (本事業期間中に実証事業者が新たにクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者になった場合にのみお答えください。) 登録関連事業者となって変わったことは何ですか。

1. 合法伐採木材を利用する企業として施主にアピールできた
2. 合法伐採木材の調達方法・確認の仕組みが確立できた
3. 特に変わったことはない
4. その他 ()

8. その他ご意見・ご要望 (自由記載)

【具体的に記載してください】

記入項目は以上です。報告書の作成お疲れさまでした。
最後に記入漏れがないかご確認ください。